

官報

號外

昭和十八年三月二十六日

○第八十一回衆議院議事速記第二十二號

帝國議會

昭和十八年三月二十五日(木曜日)

午後一時十六分開議

議事日程 第二十一號

昭和十八年三月二十五日

午後一時開議

建議案

第一 河川及海岸ノ防災施設増強ニ關スル建議案(伊藤東一郎君外二名提出)(第一號)

第二 人口國策強化徹底ノ緊急方策トシテ結婚調整委員會設置ニ關スル建議案(松本浩一郎君提出)(第三號)

第三 昭南島附近ニ於ケル高丘親王薨去ノ聖地調査ニ關スル建議案(清水留三郎君外七名提出)(第四號)

第四 一億圓國貨改良發明發見募集ニ關スル建議案(星一君提出)(第五號)

第五 崇神天皇ヲ奉祀スル神宮御創建ニ關スル建議案(福井其三君外七名提出)(第七號)

第六 治療師法制定ニ關スル建議案(深澤吉平君外七名提出)(第八號)

第七 漁船保險制度改革ニ關スル建議案(泉澤三郎君外五名提出)(第一〇號)

第八 畜力總動員並有畜農業用機具製作ニ關スル建議案(黑澤西藏君外九名提出)(第一一號)

第九 農村教育刷新ニ關スル建議案(石坂繁君外七名提出)(第一三號)

第十 木材ノ増産並給保ニ關スル建議案(松浦周太郎君外五名提出)(第一四號)

第十一 帝國在郷軍人會ニ對スル國庫補助増額ニ關スル建議案(赤松寅七君

外三名提出)(第一六號)(委員長報告)

第十二 大東亞農業建設ニ關スル建議案(黑澤西藏君外七名提出)(第一五號)

第十三 脊椎骨調整醫師法制定ニ關スル建議案(澤田利吉君外一名提出)(第一〇號)

第十四 本州北海道聯絡施設増強ニ關スル建議案(東條貞君外二名提出)(第二一號)

第十五 官幣大社宗像神社社殿境域復興ニ關スル建議案(中野正剛君外三名提出)(第二二號)

第十六 圖書館ノ戰時體制確立ニ關スル建議案(金井正夫君提出)(第六號)

第十七 農産物ノ集荷、生産必需資材ノ配給及加工機構ノ合理化並價格形成ノ適正化ニ關スル建議案(安孫子孝次君外九名提出)(第二二號)

第十八 國土計畫ニ基ク生産増強ニ關スル建議案(眞藤慎太郎君外三名提出)(第二二號)

第十九 建土國策確立ニ關スル建議案(黑澤西藏君外八名提出)(第二三號)

第二十 度量衡法改正ニ關スル建議案(安藤正純君外一名提出)(第九號)

第二十一 押支米獎勵ニ關スル建議案(伊禮肇君提出)(第一七號)

第二十二 學校財團設立ニ關スル建議案(高城憲夫君外二名提出)(第二四號)

第二十三 土地整理土法制定ニ關スル建議案(小野秀一君提出)(第二五號)

第二十四 農耕地ノ綠化運動展開ニ關スル建議案(黑澤西藏君外七名提出)

(第二六號)(委員長報告)

第二十五 霞ヶ浦北浦水位低下ニ關スル建議案(内田信也君外十名提出)

(第二八號)(委員長報告)

第二十六 北海道土功組合更生ニ關スル建議案(松浦周太郎君外五名提出)

(第二九號)(委員長報告)

第二十七 木曾川河水統制事業ニ關スル建議案(野田正昇君外四名提出)

(第三〇號)(委員長報告)

第二十八 國民精神昂揚ノ根本國策ニ關スル建議案(小野寺有一君外二名提出)(第三一號)

第二十九 直江津港修築工事促進ニ關スル建議案(増田義一君外八名提出)

(第三二號)(委員長報告)

第三十 柔道接骨師法制定並接骨專門學校設置ニ關スル建議案(松定吉君外三名提出)(第三四號)

(第三五號)(委員長報告)

第三十一 海外同胞慰靈殿建立助成ニ關スル建議案(伊禮肇君外四名提出)

(第三五號)(委員長報告)

第三十二 官幣中社英彦山神社昇格ニ關スル建議案(林信雄君外四名提出)

(第三六號)(委員長報告)

第三十三 豆類ノ混食獎勵ニ關スル建議案(川崎巳之太郎君外二名提出)

(第三七號)(委員長報告)

第三十四 都市ノ塵芥等ヨリ肥料飼料金屬回收ニ關スル建議案(樋口善右衛門君外三名提出)(第三九號)

(第四〇號)(委員長報告)

第三十五 港灣法制定ニ關スル建議案(田中好君提出)(第四〇號)

(第四一號)(委員長報告)

第三十六 木材經濟統制法制定ニ關スル建議案(澤井佐吉君提出)(第四一號)

(第四二號)(委員長報告)

第三十七 統計機構ノ整備強化ニ關スル建議案(小柳牧衛君外十三名提出)

(第四三號)(委員長報告)

第三十八 航空電氣技術振興ニ關スル建議案(原口純允君提出)(第三三號)

(第三四號)(委員長報告)

第三十九 燃料對策トシテノ亞細亞増産獎勵ニ關スル建議案(樺川重次君外一名提出)(第三八號)

(第四四號)(委員長報告)

第四十 思想國防體制ノ確立ニ關スル建議案(長井源君外四名提出)(第四二號)

(第四三號)(委員長報告)

第四十一 三陸海岸鐵道ノ貫通並國道開設ニ關スル建議案(小野寺有一君外五名提出)(第四三號)

(第四四號)(委員長報告)

第四十二 厚生省主管武道路行政ヲ内閣若ハ文部省ニ移管ニ關スル建議案(藤生安太郎君外三名提出)(第四四號)

(第四五號)(委員長報告)

第四十三 武道路ヲ國家試驗科目ニ編入ニ關スル建議案(藤生安太郎君外三名提出)(第四五號)

(第四六號)(委員長報告)

第四十四 大日本武德會ノ等制稱號改廢ニ關スル建議案(藤生安太郎君外三名提出)(第四六號)

(第四七號)(委員長報告)

第四十五 相撲ヲ大日本武德會武道路目ニ採用ニ關スル建議案(藤生安太郎君外三名提出)(第四七號)

(第四八號)(委員長報告)

第四十六 鳴門海峡鐵道敷設並速行ニ關スル建議案(紅露昭君外三名提出)(第四八號)

(第四九號)(委員長報告)

請願

第一 (特別報告第一號)海務省創設ニ關スル請願

第二 (特別報告第二號)國旗記念日制定ニ關スル請願

第三 (特別報告第三號)天祖肇國ノ祝祭日制定ノ請願

第四 (特別報告第四號)業務用酒及雜酒、麥酒配給ニ關スル請願

第五 (特別報告第五號)酒類ノ製造販賣制限ニ關スル請願

第六 (特別報告第六號)質屋利子引下ニ關スル請願

第七 (特別報告第七號)阿武隈川下流改修工事促進ニ關スル請願

第八 (特別報告第八號)角田町外三箇村防災工事促進ニ關スル請願

第九 (特別報告第九號)甲子川改修工事繼續施行ニ關スル請願

第十 (特別報告第一〇號)釜石港ノ第二種重要港灣ニ指定其ノ他ニ關スル請願

第十一 (特別報告第一一號)釜石港防浪施設ニ關スル請願

第十二 (特別報告第一二號)天龍川改修工事促進ニ關スル請願

第十三 (特別報告第一三號)鶴見川改修工事促進ニ關スル請願

(委員長報告)

三五一

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報號外

昭和十八年三月二十六日

衆議院議事速記第二十二號 議長ノ報告

- 第十四 (特別報告第一四號) 九頭龍川河口改修ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第十五 (特別報告第二五號) 御歷代皇室ノ御神靈ヲ奉祀スル神宮創建ノ請願 (委員長報告)
- 第十六 (特別報告第一六號) 官幣中社生田神社造營費國庫支辨ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第十七 (特別報告第一七號) 藏王山ヲ國立公園ニ指定ノ請願 (委員長報告)
- 第十八 (特別報告第一八號) 福岡縣衛生綿卸賣業者ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第十九 (特別報告第一九號) 藥劑師ノ講習ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十 (特別報告第二〇號) 味噌並燒酎ノ販賣價格改定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十一 (特別報告第二一號) 中小地主維持ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十二 (特別報告第二二號) 稻作五十嵐式正條植ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十三 (特別報告第二三號) 適正入浴料公定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十四 (特別報告第二四號) 敵潜水艦ニ對スル防禦強化ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十五 (特別報告第二五號) 電線配給ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十六 (特別報告第二六號) 通船公營ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十七 (特別報告第二七號) 船員ノ職名改正ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十八 (特別報告第二八號) 航洋船員ノ取扱ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十九 (特別報告第二九號) 海事警察署並海事裁判所新設ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十 (特別報告第三〇號) 海務所新設ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十一 (特別報告第三一號) 尾崎岬ニ燈臺設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十二 (特別報告第三二號) 大東亞建設ノ聖業ニ關スル史料編修機關創設ノ請願 (委員長報告)
- 第三十三 (特別報告第三三號) 下川根村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十四 (特別報告第三四號) 古事記正解ノ研究機關設置ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三十五 (特別報告第三五號) 飯山鐵道買收ノ請願 (委員長報告)
- 第三十六 (特別報告第三六號) 頸城鐵道買收ノ請願 (委員長報告)
- 第三十七 (特別報告第三七號) 長岡鐵道買收ノ請願 (委員長報告)
- 第三十八 (特別報告第三八號) 栃尾鐵道買收等ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十九 (特別報告第三九號) 金田一、久慈間省營自動車運輸開始ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十 (特別報告第四〇號) 北福岡、久慈間省營自動車運輸開始ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十一 (特別報告第四一號) 日詰町ニ簡易停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四十二 (特別報告第四二號) 塚山、來迎寺兩驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四十三 (特別報告第四三號) 鶴住居、釜石兩驛間ニ簡易停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四十四 (特別報告第四四號) 赤碓、下市兩驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四十五 (特別報告第四五號) 赤谷線延長ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十六 (特別報告第四六號) 直江津町ヨリ上越線ニ接續スル鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四十七 (特別報告第四七號) 士別、似峽間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四十八 (特別報告第四八號) 釜石、盛岡鐵道速成其ノ他ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十九 (特別報告第四九號) 釜石線速成ノ請願 (委員長報告)
- 第五十 (特別報告第五〇號) 三明、三井間鐵道速成並能登鐵道買收ノ請願 (委員長報告)
- 第五十一 (特別報告第五一號) 瀨棚、岩內間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五十二 (特別報告第五二號) 豪雪地方振興調查會並事務局設置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十三 (特別報告第五三號) 羽毛及羽毛製品ニ對スル新課稅撤廢等ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十四 (特別報告第五四號) 農山漁村ニ鹽増配ノ請願 (委員長報告)
- 第五十五 (特別報告第五五號) 與板町ニ新潟縣三島地方事務所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十六 (特別報告第五六號) 留萌港擴張並工業港併置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十七 (特別報告第五七號) 磐防團經費國庫支辨ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十八 (特別報告第五八號) 自轉車用電燈ニ遮光具取付ノ請願 (委員長報告)
- 第五十九 (特別報告第五九號) 國幣小社須佐神社造營ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第六十 (特別報告第六〇號) 國幣中社宇都宮二荒山神社社殿改築ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第六十一 (特別報告第六一號) 崇神天皇ヲ奉齋スル神宮創建ノ請願 (委員長報告)
- 第六十二 (特別報告第六二號) 鐵術灸術營業者ノ結合ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第六十三 (特別報告第六三號) 農山漁村ニ於ケル大工等ノ徵用緩和ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第六十四 (特別報告第六四號) 忠別川水溫低下防除施設促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第六十五 (特別報告第六五號) 新潟縣農事試驗場堀之内試驗地ノ移管並擴充ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第六十六 (特別報告第六六號) 東京府下ニ於ケル牛馬飼料配給ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第六十七 (特別報告第六七號) 水產團體聯合斷行ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第六十八 (特別報告第六八號) 玄米食再檢討ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第六十九 (特別報告第六九號) 軍需資材製作木工場新設ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第七十 (特別報告第七〇號) 人造石油増産促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第七十一 (特別報告第七一號) 古館村大字高水寺ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七十二 (特別報告第七二號) 戸田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七十三 (特別報告第七三號) 始良村麓東嶽ニ特設郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七十四 (特別報告第七四號) 留邊藥町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第七十五 (特別報告第七五號) 岐阜藥學專門學校並東京、大阪兩藥學專門學校ノ官立移管ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十六 (特別報告第七六號) 國民學校並青年學校教員諸給與縣費支辨ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十七 (特別報告第七七號) 漢學復興ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十八 (特別報告第七八號) 雪ノ綜合科學研究所設置ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十九 (特別報告第七九號) 經度ノ改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十 (特別報告第八〇號) 國字改善ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十一 (特別報告第八一號) 孝子祭制定並孝子追賞ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十二 (特別報告第八二號) 郷社五所神社社殿ヲ國寶ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第八十三 (特別報告第八三號) 永野田國司森史蹟調査ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十四 (特別報告第八四號) 故赤禰武人贈位ノ請願 (委員長報告)

第八十五 (特別報告第八五號) 日向帝室博物館設置ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十六 (特別報告第八六號) 肇國ノ紀元ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十七 (特別報告第八七號) 名寄町ニ於ケル御料林一部開放ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十八 (特別報告第八八號) 感謝稅 (委員長報告)

第八十九 (特別報告八九號) 震災保險法制定ニ關スル請願外一件 (委員長報告)

第九十 (特別報告第九〇號) 苦前漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十一 (特別報告第九一號) 名寄支廳設置ノ請願 (委員長報告)

第九十二 (特別報告第九二號) 稚內港改修ニ關スル請願 (委員長報告)

第九十三 (特別報告第九三號) 稚內町字拔海ニ船入濶築設ノ請願 (委員長報告)

第九十四 (特別報告第九四號) 遠別村ニ船入濶築設ノ請願 (委員長報告)

第九十五 (特別報告九五號) 中頓別村ニ農事試驗場支場設置ノ請願 (委員長報告)

第九十六 (特別報告第九六號) 國道十號線並十一號線改修ニ關スル請願 (委員長報告)

第九十七 (特別報告第九七號) 聲問、更喜苦內兩川治水工事促進ノ請願 (委員長報告)

第九十八 (特別報告第九八號) 官營大社伊弉諾神社造營ニ關スル請願 (委員長報告)

第九十九 (特別報告第九九號) 伊弉諾神社社號改稱ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百 (特別報告第一〇〇號) 航空機工場ニ女工採用ノ請願 (委員長報告)

第一百一 (特別報告第一〇一號) 奧秩父ヲ國立公園ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第一百二 (特別報告第一〇二號) 澁粉並甘藷ノ公定價格改定ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百三 (特別報告第一〇三號) 農村指導官吏ノ任用ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百四 (特別報告第一〇四號) 良田農地ノ喪失防止ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百五 (特別報告第一〇五號) 古馬牧村外一箇村ニ農業用水確保ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百六 (特別報告第一〇六號) 離農防止ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百七 (特別報告第一〇七號) 稚內港ヲ家畜檢疫港ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第一百八 (特別報告第一〇八號) 鹿兒島縣ニ御料林設定ノ請願 (委員長報告)

第一百九 (特別報告第一〇九號) 座標生絲並玉絲生産割當數量增加ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百十 (特別報告第一一〇號) 乳幼兒榮養品ノ配給並検査ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百十一 (特別報告第一一一號) 中小商工業再編成ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百十二 (特別報告第一一二號) 纖維製品生産配給統制ノ簡易強力化ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百十三 (特別報告第一一三號) 海兵團増設ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百十四 (特別報告第一一四號) 鹿屋海軍航空工廠工場設置ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百十五 (特別報告第一一五號) 豐榮村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第一百十六 (特別報告第一一六號) 鹿屋市柳ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第一百十七 (特別報告第一一七號) 電燈線引込口ニ避電設備施工ノ請願 (委員長報告)

第一百十八 (特別報告第一一八號) 吉前村ニ航路標識設置ノ請願 (委員長報告)

第一百十九 (特別報告第一一九號) 航空局昇格ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百十 (特別報告第二二〇號) 旭川市ニ飛行機製作工場設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十一 (特別報告第二二一號) 稚內町ニ飛行場設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十二 (特別報告第二二二號) 中頓別村ニ簡易保險健康相談所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十三 (特別報告第二二三號) 滿蒙開拓女子訓練制度創設ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百十四 (特別報告第二二四號) 吉前村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十五 (特別報告第二二五號) 幕別村字止若ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十六 (特別報告第二二六號) 稚內區裁判所ニ旭川地方裁判所甲號支部設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十七 (特別報告第二二七號) 小本、宮古間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第二百十八 (特別報告第二二八號) 薩摩永野、大隅橫川間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第二百十九 (特別報告第二二九號) 福井、武生間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第二百三十 (特別報告第二三〇號) 五十島、馬下兩驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二百三十一 (特別報告第二三一號) 歌志內町字文珠ニ簡易停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二百三十二 (特別報告第二三二號) 石打、鹽澤兩驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

- 第三百三十三 (特別報告第一三三號) 下川沿村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十四 (特別報告第一三四號) 二俣、佐久間間鐵道速成ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三百三十五 (特別報告第一三五號) 十文字、鳴子間鐵道敷設ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三百三十六 (特別報告第一三六號) 東八橋驛移轉ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百三十七 (特別報告第一三七號) 勝部、日置兩河川鐵橋架設ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三百三十八 (特別報告第一三八號) 安房鴨川、上總龜山間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第三百三十九 (特別報告第一三九號) 湯澤、本莊間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十 (特別報告第一四〇號) 穴水、飯田間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十一 (特別報告第一四一號) 七尾、氷見間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十二 (特別報告第一四二號) 七尾港、金澤間鐵道複線化ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十三 (特別報告第一四三號) 大糸線全通工事促進ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十四 (特別報告第一四四號) 釜石、盛岡鐵道速成其ノ他ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百十五 (特別報告第一四五號) 下田區裁判所復活ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四百十六 (特別報告第一四六號) 京極村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十七 (特別報告第一四七號) 豐頃村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十八 (特別報告第一四八號) 名寄區裁判所ニ地方裁判所甲號支部併置ノ請願 (委員長報告)
- 第四百十九 (特別報告第一四九號) 鹿屋市ニ高等工業學校設立ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十 (特別報告第一五〇號) 水戸市ニ農科大學設立ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十一 (特別報告第一五一號) 肝付兼重、楡井頼仲兩公ノ偉業ヲ國定教科書ニ編纂ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十二 (特別報告第一五二號) 和學復興ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百十三 (特別報告第一五三號) 「ローマ」字表記法ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百十四 (特別報告第一五四號) 名寄町ニ測候所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十五 (特別報告第一五五號) 鹿兒島市ニ科學博物館設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五百十六 (特別報告第一五六號) 神代史蹟調査所設置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百十七 (特別報告第一五七號) 書沼振興ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百十八 (特別報告第一五八號) 眞如法親王御遺蹟調査並御偉業顯彰ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五百十九 (特別報告第一五九號) 吉野先帝御菩提ノ碑ヲ國寶ニ指定ノ請願外二件 (委員長報告)
- 第六百六十 (特別報告第一六〇號) 南薩鐵道買收ノ請願 (委員長報告)
- 第六百六十一 (特別報告第一六一號) 中國鐵道買收ノ請願 (委員長報告)
- 第六百六十二 (特別報告第一六二號) 平戶口驛、平戶港間省營貨客運帶輸送開始ノ請願 (委員長報告)
- 第六百六十三 (特別報告第一六三號) 茅野、丸子間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)
- 第六百六十四 (特別報告第一六四號) 高崎、岩島間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)
- 第六百六十五 (特別報告第一六五號) 久慈、安家間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)
- 第六百六十六 (特別報告第一六六號) 川井、遠野間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)
- 第六百六十七 (特別報告第一六七號) 鶴岡、大島間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)
- 第六百六十八 (特別報告第一六八號) 花泉驛大原町間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)
- 第六百六十九 (特別報告第一六九號) 苦前村字力畫ニ乗降場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十 (特別報告第一七〇號) 鹽町驛ニ貨車取扱設備設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十一 (特別報告第一七一號) 下和知村大字廣野ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十二 (特別報告第一七二號) 南小谷村字倉下ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十三 (特別報告第一七三號) 藥師堂驛ヲ一般驛ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十四 (特別報告第一七四號) 永野田驛ヲ一般驛ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十五 (特別報告第一七五號) 小野村大字立石ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十六 (特別報告第一七六號) 谷峨信號所ヲ普通驛ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十七 (特別報告第一七七號) 伊佐線鐵道建設工事促進並運輸開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十八 (特別報告第一七八號) 岩國、萩間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第七百七十九 (特別報告第一七九號) 岩國、日原間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第八百八十 (特別報告第一八〇號) 邊富內線速成ノ請願 (委員長報告)
- 第八百八十一 (特別報告第一八一號) 羽幌、名寄間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第八百八十二 (特別報告第一八二號) 余市、余別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第八百八十三 (特別報告第一八三號) 納内、下蘆別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第八百八十四 (特別報告第一八四號) 三田尻、萩間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第八百八十五 (特別報告第一八五號) 天鹽沿岸鐵道速成ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第八百八十六 (特別報告第一八六號) 西鹿屋驛設置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第八百八十七 (特別報告第一八七號) 横手、本莊間鐵道ヲ豫定線ニ編入其ノ他ニ關スル請願 (委員長報告)

第百八十八 (特別報告第一八八號) 達

布、添牛内間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第百八十九 (特別報告第一八九號) 下

蘆別、深川間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第百九十 (特別報告第一九〇號) 水

澤、世田米間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第百九十一 (特別報告第一九一號) 添

牛内、古丹別間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第百九十二 (特別報告第一九二號) 桃

川、彼杵間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第百九十三 (特別報告第一九三號) 日

和佐、土佐山田間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第百九十四 (特別報告第一九四號) 殿

田、鶴ヶ岡間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第百九十五 (特別報告第一九五號) 旭

川、砂川間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第百九十六 (特別報告第一九六號) 小

出、只見間鐵道敷設等ニ關スル請願

(委員長報告)

第百九十七 (特別報告第一九七號) 北

郷、清武間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第百九十八 (特別報告第一九八號) 秋

田、雲石間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第百九十九 (特別報告第一九九號) 五

條、新宮間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第二百 (特別報告第二〇〇號) 小海線

昇格ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百一 (特別報告第二〇一號) 德

佐、高森間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第百二十一 (特別報告第二〇二號) 伊

東、下田間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第百二十三 (特別報告第二〇三號) 興濱

線鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第百二十四 (特別報告第二〇四號) 聲間

沼利用ニ關スル請願

(委員長報告)

第百二十五 (特別報告第二〇五號) 佐都

村大字里野宮ニ特定郵便局設置ノ請願

(委員長報告)

第百二十六 (特別報告第二〇六號) 鹿屋

市大字野里ニ特定郵便局設置ノ請願

(委員長報告)

第百二十七 (特別報告第二〇七號) 永野

田郵便局ニ集配事務開始ノ請願

(委員長報告)

第百二十八 (特別報告第二〇八號) 三都

郵便局ニ集配事務開始ノ請願

(委員長報告)

第百二十九 (特別報告第二〇九號) 千路

郵便局ニ電信、電話事務開始ノ請願

(委員長報告)

第百三十 (特別報告第二一〇號) 南郵

便局ニ電話事務開始ノ請願

(委員長報告)

第百三十一 (特別報告第二一一號) 九

頭龍川發電工事ニ因ル漁民ノ損失補償ニ關スル請願

(委員長報告)

第百三十二 (特別報告第二一二號) 志

摩郡一圓度會郡一部ヲ國立公園ニ指定ノ請願

(委員長報告)

第百三十三 (特別報告第二一二號) 治

療師會公認ニ關スル請願

(委員長報告)

第百三十四 (特別報告第二一二號) 治

療師法制定ニ關スル請願

(委員長報告)

第百三十五 (特別報告第二一五號) 性

病管制法制定ニ關スル請願

(委員長報告)

第百三十六 (特別報告第二一六號) 戶

田郵便局ニ集配事務開始ノ請願

(委員長報告)

第百三十七 (特別報告第二一七號) 朝

拜ノ時間設定ニ關スル請願

(委員長報告)

第百三十八 (特別報告第二一八號) 議

員候補者推薦制度廢止ニ關スル請願

(委員長報告)

第百三十九 (特別報告第二一九號) 國

道十八號線中蒲生峠改修ニ關スル請願

(委員長報告)

第百四十 (特別報告第二二〇號) 白

石川中小河川改修ニ關スル請願

(委員長報告)

第百四十一 (特別報告第二二一號)

木曾川改修工事促進ニ關スル請願

(委員長報告)

第百四十二 (特別報告第二二二號)

文化神社創建ニ關スル請願

(委員長報告)

第百四十三 (特別報告第二二三號)

神職優遇ニ關スル請願

(委員長報告)

第百四十四 (特別報告第二二四號)

時宗神社創建ニ關スル請願

(委員長報告)

第百四十五 (特別報告第二二五號)

郷社西金砂神社昇格ニ關スル請願

(委員長報告)

第百四十六 (特別報告第二二六號)

金剛、高野兩山ヲ國立公園ニ指定ノ請願

(委員長報告)

第百四十七 (特別報告第二二七號)

産業組合ノ業務範圍ニ關スル請願

(委員長報告)

第百四十八 (特別報告第二二八號)

農業用重油類並電化資材特別配給ニ關スル請願

(委員長報告)

第百四十九 (特別報告第二二九號)

馬鈴薯ノ公定價格引上ニ關スル請願

(委員長報告)

第百五十 (特別報告第二三〇號) 耕

地ノ灌溉排水用資材特別配給ニ關スル請願

(委員長報告)

第百五十一 (特別報告第二三一號)

適正小作料決定ニ關スル請願

(委員長報告)

第百五十二 (特別報告第二三二號)

農民救済ニ關スル請願

(委員長報告)

第百五十三 (特別報告第二三三號)

名寄町ニ國有種馬所設置ノ請願

(委員長報告)

第百三十四 (特別報告第二三四號)

色丹、擇捉兩島ニ於ケル種馬檢定實施ノ請願

(委員長報告)

第百三十五 (特別報告第二三五號)

商工組合法ニ關スル請願

(委員長報告)

第百三十六 (特別報告第二三六號)

ゴム工場ニ於ケル既存設備利用ニ關スル請願

(委員長報告)

第百三十七 (特別報告第二三七號)

自轉車工業ニ關スル請願

(委員長報告)

第百三十八 (特別報告第二三八號)

甜菜原料工業再檢討ニ關スル請願

(委員長報告)

第百三十九 (特別報告第二三九號)

圖書館事業ノ體制確立ニ關スル請願

(委員長報告)

第百四十 (特別報告第二四〇號)

天照皇太御神ノ大御名齊唱ニ關スル請願

(委員長報告)

第百四十一 (特別報告第二四一號)

農村ニ清酒増配等ノ請願

(委員長報告)

第百四十二 (特別報告第二四二號)

結婚用衣料免稅ニ關スル請願

(委員長報告)

第百四十三 (特別報告第二四三號)

結婚用衣料免稅ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百四十三 (特別報告第二四三號)

社會風紀肅正ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十四 (特別報告第二四四號)

石狩川改修工事促進ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十五 (特別報告第二四五號)

吉野川河水利用ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十六 (特別報告第二四六號)

斜里川河口改修斜里漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第二百四十七 (特別報告第二四七號)

廣瀨川護岸復舊等ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十八 (特別報告第二四八號)

志士烈士ヲ合祀スル神社建立ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十九 (特別報告第二四九號)

郷社鍋島神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十 (特別報告第二五〇號)

業組合ノ運営ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十一 (特別報告第二五一號)

藥工品配給ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十二 (特別報告第二五二號)

大豆増配ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十三 (特別報告第二五三號)

八色原ヲ農地開發指定地ニ編入ノ請願 (委員長報告)

第二百五十四 (特別報告第二五四號)

西濃地方ニ於ケル池沼湖濱等開發ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十五 (特別報告第二五五號)

高粱糖ヲ原料トスル「カラメル」製造許可ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十六 (特別報告第二五六號)

阿波用水事業助成ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十七 (特別報告第二五七號)

山漆ノ伐採禁止並竝採採取ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十八 (特別報告第二五八號)

磯崎漁港ヲ南漁港並艦艇泊地ニ修築助成ノ請願 (委員長報告)

第二百五十九 (特別報告第二五九號)

平磯漁港修築補助費増額ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百六十 (特別報告第二六〇號)

產食糧ノ生産増強ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百六十一 (特別報告第二六一號)

苦前村建網統數増加ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百六十二 (特別報告第二六二號)

鰯ノ公定價格引上ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百六十三 (特別報告第二六三號)

魚屑等ヲ原料トスル醬油釀造許可ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百六十四 (特別報告第二六四號)

上鄉村ニ國有種牡馬派遣種付所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百六十五 (特別報告第二六五號)

小友村ニ國有種牡馬派遣種付所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百六十六 (特別報告第二六六號)

附馬牛村ニ國營牧野設置ノ請願 (委員長報告)

第二百六十七 (特別報告第二六七號)

生活必需品配給機構ノ整備ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百六十八 (特別報告第二六八號)

自轉車用資材配給並規格ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百六十九 (特別報告第二六九號)

亞炭増產確保ニ關スル請願外一件 (委員長報告)

第二百七十 (特別報告第二七〇號) 全國野鍛冶工業組合聯合會設立ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百七十一 (特別報告第二七一號) 洋服商業組合ノ經濟事業ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百七十二 (特別報告第二七二號)

浴場用資材配給ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百七十三 (特別報告第二七三號)

樺太ニ國立公園設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七十四 (特別報告第二七四號)

社會事業保護助成ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百七十五 (特別報告第二七五號)

接骨師法制定ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百七十六 (特別報告第二七六號)

野邊地港ヲ本州北海道間連絡航路ノ基點トスルノ請願 (委員長報告)

第二百七十七 (特別報告第二七七號)

小濱、納田終間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第二百七十八 (特別報告第二七八號)

高松、穴吹間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第二百七十九 (特別報告第二七九號)

岩川、古江間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第二百八十 (特別報告第二八〇號)

關、槻木平間省營自動車運輸開始ノ請願 (委員長報告)

第二百八十一 (特別報告第二八一號)

東京、鹿兒島間直通列車復活ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百八十二 (特別報告第二八二號)

旭田村大字落合ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二百八十三 (特別報告第二八三號)

浦野館村字小川原ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二百八十四 (特別報告第二八四號)

國英驛ヲ一般驛ニ變更ノ請願 (委員長報告)

第二百八十五 (特別報告第二八五號)

南廣信號所ヲ一般驛ニ變更ノ請願 (委員長報告)

第二百八十六 (特別報告第二八六號)

青笹驛ノ存置ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百八十七 (特別報告第二八七號)

青笹驛ノ擴張整備ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百八十八 (特別報告第二八八號)

關口驛ノ存置ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百八十九 (特別報告第二八九號)

沼田、片品間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第二百九十 (特別報告第二九〇號)

總中野、上總龜山間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第二百九十一 (特別報告第二九一號)

上總龜山、安房天津間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第二百九十二 (特別報告第二九二號)

小本線ノ通過地選定ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百九十三 (特別報告第二九三號)

久春內、惠須取間鐵道速成等ノ請願 (委員長報告)

第二百九十四 (特別報告第二九四號)

能代、船川間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第二百九十五 (特別報告第二九五號)

根北線速成並一部營業開始ノ請願 (委員長報告)

第二百九十六 (特別報告第二九六號)

吉野先帝御善提之碑ヲ國寶ニ指定ノ請願外二件 (委員長報告)

第二百九十七 (特別報告第二九七號)

釜石、盛岡鐵道速成其ノ他ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百九十八 (特別報告第二九八號)

大東亞共榮圈ノ民族研究ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百九十九 (特別報告第二九九號)

美瑛町ニ北方農業技術傳習所設置ノ請願 (委員長報告)

第三百 (特別報告第三〇〇號)

兵ノ公葬ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百一 (特別報告第三〇一號)

神社境域附近ニ從軍動物慰靈塔建設ノ請願 (委員長報告)

第三百二 (特別報告第三〇二號)

ナル名稱再檢討ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百三 (特別報告第三〇三號)

後死亡セザル軍人ノ取扱ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百四 (特別報告第三〇四號)

村大字西長岡ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百五 (特別報告第三〇五號)

村大字檜石ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百六 (特別報告第三〇六號)

村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百七 (特別報告第三〇七號)

村大字手島ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百八 (特別報告第三〇八號)

村ニ無集配郵便局設置ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百九 (特別報告第三〇九號)

村ニ特定郵便局設置ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百十 (特別報告第三一〇號)

村字道端ニ特定郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百十一 (特別報告第三一一號)

島村ニ特定郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三百十二 (特別報告第三一二號)

島郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第三百十三 (特別報告第三一三號)

床岬ニ航路標識施設ノ請願 (委員長報告)

第三百十四 (特別報告第三一四號)

客防過裝置施設ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百十五 (特別報告第三一五號)

護士法中改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百十六 (特別報告第三一六號)

法保護ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百十七 (特別報告第三一七號)

料販賣制度簡易化ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百十八 (特別報告第三一八號)

島市ニ帝國大學開設ノ請願 (委員長報告)

第三百十九 (特別報告第三一九號)

海道ニ於ケル帝國大學演習林一部開放ノ請願 (委員長報告)

第三百二十 (特別報告第三二〇號)

山縣ニ高等農林學校設置ノ請願 (委員長報告)

第三百二十一 (特別報告第三二一號)

秋田縣ニ官立醫學專門學校設置ノ請願 (委員長報告)

第三百二十二 (特別報告第三二二號)

師範學校ニ於ケル宗教教育ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百二十三 (特別報告第三二三號)

中等學校ノ増設擴張ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百二十四 (特別報告第三二四號)

學徒禁酒令制定ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百二十五 (特別報告第三二五號)

國民教育ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百二十六 (特別報告第三二六號)

全國官公立學校ニ御眞影奉戴並大詔奉戴日ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百二十七 (特別報告第三二七號)

都市ニ博物館設置ノ請願 (委員長報告)

第三百二十八 (特別報告第三二八號)

文部省編纂「國體ノ本義」訂正ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百二十九 (特別報告第三二九號)

少國民ノ忠誠心涵養ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百三十 (特別報告第三三〇號)

鹿ヲ天然記念物ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第三百三十一 (特別報告第三三一號)

回教確認ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百三十二 (特別報告第三三二號)

正福寺梵鐘保存ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百三十三 (特別報告第三三三號)

川崎驛ニ橫須賀線電車停車ノ請願 (委員長報告)

第三百三十四 (特別報告第三三四號)

東海道線川崎驛改築促進ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百三十五 (特別報告第三三五號)

紀勢東線速成ノ請願 (委員長報告)

質問

一 大東亞戰爭ト滿洲問題ニ關スル質問(山崎常吉君提出)

二 米ノ生産力増強ト消費節約ニ關スル質問(加藤知正君提出)

三 戦力増強ノ根本對策タル青年學校施設擴張ニ關スル質問(樋口善右衛門君提出)

○議長(岡田忠彥君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

(書記官朗讀)

一 政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ

山崎常吉君提出大東亞戰爭ト滿洲問題ニ關スル質問ニ對スル答辯書

加藤知正君提出米ノ生産力増強ト消費節約ニ關スル質問ニ對スル答辯書

樋口善右衛門君提出戦力増強ノ根本對策タル青年學校施設擴張ニ關スル質問ニ對スル答辯書

(以上三月二十五日受領)

大東亞戰爭ト滿洲問題ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十八年三月六日

提出者 山崎 常吉

大東亞戰爭ト滿洲問題ニ關スル質問主意書

一 東條内閣總理大臣ハ第八十回議會ニ於テ「滿洲國ハ大東亞共榮圈ノ中核體デアル」コトヲ強調セラレタガ此ノ關係ハ今日ニ於テモ變リハナイガ大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒ國民ノ關心ハ只管南方ニ向ケラレ此ノ結果滿洲方面ニ對スル國民ノ關心ガ薄ライデ居ルヤノ懸念ガアル世界大戰ノ發展ニ伴ヒ北方ノ護リトシテノ滿洲國ノ地位ハ極メテ重大ト思フガ之ニ對スル政府ノ所信如何竝ニ之ニ對スル具體的對策如何

一 日滿兩國ノ一徳一心關係ノ強化ハ時局下極メテ重大ナリト考ヘルガ此ノ見地カラシテ兩國ノ國民運動ノ連繫ガ緊急デアル大政翼賛會ト滿洲國協和會トノ緊密ナル連繫方策ニ關シ政府ハ如何ナル所信ヲ有スルヤ

一 滿洲國開拓事業ハ日本帝國ノ國策ト思フガ如何

大東亞戰爭勃發ハ此ノ滿洲國開拓事業

三六五

官報號外

昭和十八年三月二十六日

衆議院議事速記録第二十二號

議長ノ報告

ノ促進ヲ一層要求シテ居ルト考ヘルガ
之ニ對スル政府ノ所信如何
右及質問候也

昭和十八年三月二十五日

衆議院議長岡田忠彥殿
衆議院議員山崎常吉君提出大東亞戰爭ト
滿洲問題ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書
差進候

〔別紙〕
衆議院議員山崎常吉君提出大東亞戰爭
ト滿洲問題ニ關スル質問ニ對スル答辯
書

一、滿洲國ハ建國以來僅々十箇年ニシテ
政治、經濟、文化等アラユル方面ニ驚
異ノ躍進ヲ爲シ近代國家タルノ偉容ヲ
整ヘ今大東亞戰爭勃發スルヤ我國ト
眞ニ一體不可分ノ關係ニ於テ皇軍ト協
力シテ北邊鎮護ノ責務ヲ果シ且軍需資
材ノ生産、食糧ノ増産等其ノ國ノ總力
ヲ舉ゲテ大東亞戰爭ノ完遂ニ協力シツ
ツアリ

最近國民ノ關心ガ南方ニノミ向ケラ
ルノ傾向アルモ政府トシテハ滿洲國
ノ重要性ニ鑑ミ之ガ育成強化ニ力ヲ致
スハ固ヨリ當然ニシテ從ツテ日滿兩國
ノ共同國策タル滿洲開拓政策ニ付テモ
既定方針ニ基キ強力ニ實行シツツアル
ハ勿論滿洲國ノ生産力増強ノ爲ノ經濟
提携ニ關シテハ緊密ニ連繫シテ之ガ實
現ヲ圖リツツアル次第ナリ

一、日滿兩國ノ一德一心關係ノ強化ハ時
局下特ニ重要ニシテ之ガ促進ノ爲ニハ
日滿華共同宣言ノ趣旨ニ則リ兩國ニ於
ケル與亞國民運動ヲ一層強力ニ展開セ
シムルコト肝要ナリ而シテ兩國ニ於ケ
ル國民運動ノ間ニハ最モ緊密ナル連繫
ヲ保持セシムル要アルヲ以テ政府トシ

テハ大政翼賛會（乃至其ノ外廓團體タ
ル大日本興亞同盟）ト滿洲帝國協和會
ノ活動ヲシテ十分ナル協力ノ下ニ進展
セシメンコトヲ期シ所要ノ措置ヲ講ジ
ツツアリ

一、滿洲國開拓事業ハ獨リ滿洲國ノ國策
トシテ決定シタルノミナラズ日滿兩國
ノ國策ナリ即チ我國ニ於テハ昭和十四
年十二月二十二日ノ閣議ヲ以テ滿洲開
拓政策基本要綱決定セラレ爾來我國ニ
於テハ此ノ基本要綱ニ基キ開拓事業ヲ
遂行シツツアリ

一昨年十二月大東亞戰爭勃發後ニ於テ
滿洲開拓第二期五箇年計畫ガ閣議決定
ヲ見タル次第ニシテ滿洲開拓事業ハ今
後一層促進スベキモノト思料ス
右及答辯候也

昭和十八年三月二十五日
內閣總理大臣 東條 英機
大東亞大臣 青木 一男

米ノ生産力増強ト消費節約ニ關スル質
問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和十八年三月八日

提出者 加藤 知正
米ノ生産力増強ト消費節約ニ關ス
ル質問主意書
皇軍ノ嚮フ所赫々タル戰果ヲ收メ我が
陸海空ノ各戰線ガ絕對不敗ノ態勢ニ在ルコ
トハ吾等國民ノ感謝感激措ク能ハザル所
ナルモ若シ食糧問題ニ於テ缺クル所アラ
バ國民ノ志氣忽チ沮喪シ延イテハ戰力ノ
減退トナリ隣ヲ嚙ムモ猶且及バザルモノ
アラン即チ聖戰必勝ノ鍵ハ食糧ニ在リト
謂フモ過言ニ非ザルベシ而シテ我が國ノ
現狀ハ果シテ此ノ食糧問題ニ於テ何等憂
慮スル所無キヤ

抑、我が國民ノ主要食糧ガ米麥ニ在ルコト

ハ改メテ啖々ノ要ナキニ拘ラズ未ダ以テ
此ノ米麥ノ問題ガ吾等國民ニ絕對安心ヲ
許サザルノ實狀ニ在ルハ洵ニ遺憾ノ極ミ
ト言ハザルベカラズ米ハ昭和八年ノ七千
百萬石ヲ以テ生産ノ最高記録トシ爾來其
ノ生産額ハ漸減ノ一途ヲ辿リ偶々昨十七
年度ハ近年稀有ノ豐作ト稱セラレシモ猶
且其ノ産額ハ六千七百萬石ヲ算スルニ過
ギズ加之朝鮮米ノ移入皆無トナリ外國米
ノ輸入意ノ如クナラズ而シテ繰越米ノ數
量減減ノ今日ニ在リテハ如何ニ之ヲ計算
スルモ多量ノ不足ヲ生ズルハ明ナル事實
ナラズヤ此ノ事實ヲ知ルニ於テ何レノ日
カ一大食糧難ニ陥ルノ虞無シトハ何人モ
能ク之ヲ斷言シ得ザルベシ是レ吾等國民
ノ眼前ニ横タル國家ノ大患ナリト信ズ
然ラバ此ノ大患ヲ除去スルノ方法如何蓋
シ米ノ生産力増強ト之ガ消費節約ノ二途
ヲ講ズルノ他最善ノ方法無カルベシ而シ
テ米ノ生産力増強ノ要件タル肥料勞力共
ニ不足スル今日ニ在リテハ一ニ農民ノ精
神力愛國心ニ訴フルノ他無カラムモ政府
ハ此ノ際低價政策ニ拘泥セズ一大決意
ヲ以テ米價政策ニ再檢討ヲ加ヘ米ノ生産
力増強ニ資スルト共ニ之ガ消費節約ヲ強
調シテ國民全體ニ適切ナル警告ヲ與ヘ自
肅自戒以テ節米ノ實行ヲ促スコトハ我が
國刻下ノ急務ナリト信ズ以上ノ理由ニ依
リ

一、政府ハ我が國現在ノ食糧事情ニ鑑ミ
米穀生産力ノ増強ニ關シ各般ノ施策ヲ
講ズルノ他尙大イニ米ノ消費節約ヲ爲サ
シムルノ要有リト認ム政府ノ所見如何
二、若シ政府ニ於テ國民ニ大イニ節米ノ
觀念ヲ鼓吹スルノ要有リトスレバ如何
ナル方法ニ依リテ之ヲ爲サシメントス
ルカ

三、惟フニ米ノ缺乏シタル場合ハ補助食
糧ヲ以テ之ヲ補フノ他ニ方法無シト信

ズルモ政府ハ此ノ補助食糧ニ付如何ナ
ル用意ト調査研究有リヤ
右及質問候也

昭和十八年三月二十五日

衆議院議長岡田忠彥殿
衆議院議員加藤知正君提出米ノ生産力増
強ト消費節約ニ關スル質問ニ對シ別紙答
辯書差進候

〔別紙〕
衆議院議員加藤知正君提出米ノ生産力
増強ト消費節約ニ關スル質問ニ對スル
答辯書

一、政府ハ現下ノ食糧事情ニ鑑ミ米穀生
産力ノ増強ニ關シテハ特ニ其ノ必要ナ
ルヲ認メ昭和十八年度ニ於テハ耕種技
術ノ改善、病蟲害ノ防除、自給肥料ノ増
産、耕地ノ擴張改良等各般ノ増産施設ヲ
講ズルコト共ニ農民精神ノ昂揚ニ付テ
モ施策ヲ講ジ勞力ノ確保ニ付テモ亦法
制的又ハ行政的措置ヲ講ジツツアリ
米穀生産力ノ増強ト竝ニ政府ハ米穀ノ
消費節約徹底ノ必要ヲ認メ從來ヨリ國
民生活最低限度ヲ保持スル方針ヲ堅持
シツツ夫々消費規定ノ對策ヲ實行中ナ
リ特ニ本米穀年度ノ需給狀況ニ鑑ミ一
段ト其ノ方針ヲ強化シ實行中ナリ即チ
各道府縣ニ於ケル配給基準量ハ可及的
六大都市ノ配給基準量ニ準ゼシムルコ
トトシ概シテ配給量ノ多キ米穀生産地
帶ノ規正ヲ強化スルト共ニ業務用米ニ
付テハ大衆の方面ヲ主眼トシ他ハ之ヲ
壓縮スルコトトシ加工用米ニ付テハ味
噌用等ノ生活必需品ヲ除キ他ハ大幅ノ
減量ヲ爲シ酒造用米ニ付テハ前年度ヨ
リ三十萬石餘ヲ減少セリ更ニ舊臘ノ閣
議決定ニ從ヒ玄米食ノ普及獎勵ヲ圖ル
ト共ニ本年一月一日ヨリ米穀搗精等制
限規則ノ改正ニ依リ搗精歩留リ二分ノ
引上ガヲ行ヒツツアリ今後ト雖モ消費

費

昭和十八年三月八日

提出者 樋口善右衛門

規正ノ徹底ニ付テハアラユル施策ヲ講
ズベク考究中ニシテ雜穀諸類等ノ補助
食糧ノ米麥トノ綜合的配給ニ付テハ食
糧營團ノ機構ノ整備ト相俟チ之ヲ實施
スベク準備中ナリ

二、米穀ノ消費節約ノ徹底ノ一方法トシ
テ節米觀念ヲ鼓吹スルコトモ亦極メテ
必要アリト認メラルルヲ以テ從來ヨリ
モ關係方面ト連絡シ指導シツツアル處
ナルガ特ニ婦人、兒童ヲ通ジ之ヲ鼓吹
スルノ有效ナルヲ認メ婦人團體、學校
其他ノ教育部門ニ依リ節米觀念ノ普及
ヲ圖ラントス而シテ節米ノ觀念ヲ知ラ
シムルニハ米作ニ關スル農民ノ辛苦ヲ
消費者ニ知悉セシムル等散米思想普及
ノ具體的方法ヲモ考究スベキ要アルモ
ノト思料ス

三、米穀ノ缺乏シタル場合ハ補助食糧ヲ
以テ之ヲ補フ外方法ナシト思料セラル
ルヲ以テ之等補助食糧タル雜穀及甘藷
馬鈴薯等ニ付テハ一面ニ於テハ日滿支
食糧交流ノ圓滑化ヲ圖リ滿洲雜穀ノ輸
入ヲ爲スコトニ付極力努力シツツアル
モ他ノ一面ニ於テハ内地ニ於ケル甘藷
馬鈴薯等ノ劃期的増産ニ鋭意努力スル
ト共ニ之ガ集荷、配給ニ付テモ必要ナ
ル管理ヲ強化シ必要アラバ政府買入モ
實行スル計畫ニシテ一部ハ既ニ實行中
ナリ又此等補助食糧ノ最モ有效ナル利
用方法等ニ付テハ目下米穀利用研究所
其他ノ關係機關ヲシテ専心調査研究ヲ
爲サシメツツアリ

右及答辭候也

昭和十八年三月二十五日

農林大臣 井野 碩哉

戦力増強ノ根本對策タル青年學校施設
擴充ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

戦力増強ノ根本對策タル青年學校
施設擴充ニ關スル質問主意書

戰ヒツツアル日本ニトツテ青年ハ平時
ノ如ク次代ヲ背負フ第二ノ國民ト考ヘテ
ハナラス現代ヲ背負ヒツツアル第一ノ國
民ト云ハネバナラヌ即チ今日ノ戰鬪ト増
産ニ勝抜キ明日ノ建設ヲ完遂スル爲メ國
家ガ勤勞青年ニ負荷シ期待スルコト今日
ヨリ大ナルハ莫イ特ニ來ルベキ一大決戰ヲ
目眩ニ控ヘテ急速ナル戦力ノ増強モ生産
ノ擴充モ一ニ彼等勤勞青年ノ氣力ト體力ニ
俟タネバナラヌノデハナイカ然ラバ明日
ト云ハズ今日直ニ戰線ニ送り職場ニ就ク
五百萬勤勞青年ヲシテ眞ニ時局認識ニ透
徹シ欣然勇躍全生命ヲ國家ニ捧ゲテ奉公
シ得ルコトコロノ精神ト肉體ヲ育成練磨ス
ルコトガ必勝ヘノ鍵デアリ其ノ途ハ青年
學校ノ強化整備ニアルコト論ヲ俟タヌノ
デアル然ルニ此ノ儼然タル事實、喫緊ノ
問題ヲ閑却シテ生産擴充ニハ物ヲ作ルコ
トニノミ心ヲ奪ハレテ人ヲ作ルコトヲ忘
レ學制改革ニハ國民學校、中等學校、師
範學校ノ擴充強化ニ專念シテ青年學校
ノ不備不振ヲ顧ミザルガ如キハ緩急顛倒
ノ誹ヲ免レズ決戰ノ爲メ國策ノ重點何處
ニアリヤ洵ニ寒心ニ堪ヘズ茲ニ質問書ヲ
提出シ左記各項ニ對スル内閣總理大臣ノ
眞劍ニシテ確固タル所信ト計畫ヲ質サン
トス

二 今日五百萬以上ノ勤勞青年ノ教育機
關タル青年學校ガ不備不完全ナルガ爲ニ
多數ノ未就學者、出席不良者有リテ之等
ガ戰時態勢ヲ紊リ戦力ト生産ノ増強ニ
障礙ヲ來シツツアルコトヲ知ザルカ
三 工員ノ素質低下、壯丁ノ體位低下、
青少年ノ犯罪増加ノ根源ガ青年學校ノ
制度設備及教員組織ノ不合理乃至缺陷
ニ緣由シツツアルノ現狀ヲ直視シ一日モ
早ク之ヲ是正改善シ之等ヲ憂フベキ現象
ヲ未然ニ防グ方策ヲ如何ニセントスルカ
四 國民學校、中等學校等ノ學校ハ其ノ
父兄ノ社會的地位ヲ資力ト本人ノ熱
望トニ依リテ國家ノ施設ヲ待ツ迄モナ
ク完備シ發達スルモ青年學校ハ家庭及
本人ノ生活問題、父兄並雇傭主ノ利害
關係等ニ依リ本人モ父兄モ雇傭主モ青
年學校ノ振興ヲ喜ブ者少ク又之ヲ強ヒ
テ輕視セントスルガ故ニ國家興隆ノ爲
ニハ國家ガ強力ニシテ適切ナル制度ト
施設ヲ青年學校ノ上ニ講ズルニ非ズン
バ其ノ使命達成ハ望ミ難シ然ルニ決戰
下ノ豫算ニ此ノ大切ナル勤勞青年教育
ノ爲メ政府ハ幾何ノ經費ヲ計上セリヤ他
ノ學校教育ノ爲ニハ莫大ノ經費ヲ投ジ
現在戦力増強ノ爲メ必須ナル青年學校、國
家ガ最モ期待シ力ヲ入レルベキ青年教
育ニ十分ノ經費ヲ計上セザル理由如何
五 青年ヲ指導シ監督スル機關ト機構ガ
多種多樣ナル爲メ複雑ナル上ニ幾多ノ虛
隙ト弊害ヲ生ジツツアリ青年學校ニ於
テモ各省各官衙或ハ私立等其ノ指導監
督系統ニ因リテ緩嚴アリ或ハ青少年團
學校報國隊、產報、商報、農報等々十
指ニ餘ル團體ガ夫夫ノ系統ニ依ツテ指
導監督シツツアルコトハ多量の指導ト
事務の煩雜ニ因ツテ其ノ效果ヲ減殺シ
青年ヲシテ徒ニ奔命ニ疲レシメ去就ニ
迷ハシメ戰時態勢トハ凡ソ逆行スルノ

虞アリ須ク青年省ノ如キモノヲ設ケ國
家ノ青年指導ヲ一元的ニ強化シ以テ戰
力ノ増強國運ノ進展ニ直進セシムルノ
考無キヤ
六 全青年層ノ八割以上ヲ占ムル勤勞青
年ノ教育ヲ度外視シテ國家ノ教育ハ無
シ然ルニ既成教育ノ理念ヲ金科玉條ト
シ米英模倣ノ學校教育形態ノミヲ教育
ト考ヘルガ如キ既成教育家、教育學者、
教育行政家ニ依ツテ計畫サレツツアル
學制改革ニハ未ダ舊態ト因襲ヲ脱シ切
レヌモノアリ今ヤ未曾有ノ大戰争遂行
ニ當リ勤勞ト學究、知行合一ノ學校形態
即チ勤勞青年ノ教育ヲ中核トシ基準トシ
タル學校教育ノ新體系ヲ整フルベク學制
ノ全面的革新ヲ斷行スベキ用意有リヤ
七 青年教育ノ指導監督ニ當ル者ハ青年學
校教育ノ體驗ヲ有シ熱意ト迫力トヲ以テ
陣頭指揮ヲ爲シ得ル人物ヲラザルベカラ
ザルニモ拘ラズ徒ニ學歴經歷ニ拘泥シテ
其ノ任用舊態依然タルモノアラザルカ特
ニ青年教育官特別任用令ノ運用ニ缺ク
ル所無キヤ青年教育官ノ身分ヲ濫用シ
テ振興課長或ハ地方事務所長ニ任命セ
ルガ如キハ特別任用令ヲ故意ニ利用セ
ルモノニシテ其ノ趣旨ニ反スルモノト
認ム今後ノ青年教育官ノ使命ニ鑑ミ其
ノ任用ヲ適正ナラシムルノ用意有リヤ
八 師範學校ノ昇格ニハ異常ナル熱意ヲ
以テ急速ニ實現セシメタル當局ガ青年
學校教員養成所ノ昇格ヲ後廻シニセル
ハ青年學校輕視ノ證左ニ非ズシテ何ゾ
ヤ即時第一線ニ立ツ青年ノ教育ニ當ル
ベキ教員ガ國民學校教員ヨリモ素質教
養ノ劣ル儘ニ放置サレテ居テ今日ノ危局
ニ即應スル政策ナリト云ヒ得ルカ何ヲ措
イテモ眞先ニ優秀ナル教員ヲ以テ勤勞
青年ノ育成教化ニ當ラシムベキ方策ヲ
講ズルガ當然ニシテ焦眉ノ急ニ非ズヤ

又師範學校昇格ニ伴ヒ國民學校教員ノ待遇ハ既ニ本年ヨリ上昇スルモ今日ノ強兵育成ニ默々トシテ専念シツツアル青年學校教員ハ其ノ儘ニシテ置ク考ヘナリヤ

尙青年學校教員ノ奏任待遇者ノ月俸平均ハ八十餘圓ノ薄給ナルニモ拘ラズ月俸平均百十圓以上ノ中等學校教員ト同様ニ臨時手當ヲ支給セズシテ當ヲ得タルモノト思惟スルヤ青年學校教員ノ奏任待遇昇進、奏任待遇者ノ臨時手當ニ對スル將來ノ方針如何

九 公立青年學校一萬六千校ノ内獨立校ハ約一千校ニシテ其ノ他ハ總ベテ生徒モ職員モ寄食者の存在デアリ兼務校長ノ片手間仕事デアル暨ヘテ言フナラバ「才前ハ此ノ一家ノ危急存亡ノ秋ニ當リ一家ノ中核トナリ先頭トナツテ働イテ貴ハネバナラス然シオ前ハ座敷ニ住ハセルコトハ出來ヌカラ物置カ納屋ノ隅デ起居シテ呉」ト言フニ等シク之ガ正義日本ノ道義的取扱ト云ヘルカ資材資金ノ不足トナラバ中等學校、國民學校ノミ堂々ト新設増築スル理由如何、青年學校コソ戰力増強ノ爲他ノ學校ヨリモ優先的ニ校舍ノ建設ヲ爲スベキニ非ズヤ然モ青年學校ノ畫間制ヲ強要シツツ學校建設ノ爲ノ起債或ハ建築ヲ抑制シツツアルハ本末顛倒ノ甚シキモノト云ハザルベカラズ故ニ即刻青年學校ヲ獨立セシメテ其ノ起債建築ヲ優先的ニ認メ以テ青年ヲシテ青年學校ニ學ブヲ誇リトシ國家ノ恩遇ニ感奮興起セシムルノ意志ハ無キヤ

一〇 父兄及生徒ノ境遇ト資力ノ狀況竝國家ガ青年ニ要請シ期待スル程度ヨリ考フレバ青年學校ノ經費コソ第一ニ國庫ニテ負擔スベキニ拘ラズ府縣モ國家モ國民學校、中等學校等ノ爲ニハ多大

ノ經費ヲ支出シ多數ノ青年ヲ教育スル青年學校ノ大部分ノ經費ヲ町村ニ負擔セシメツツアル現状ハ不合理ニシテ矛盾ノ甚シキモノニ非ズヤ父兄雇傭主及市町村ガ青年學校ヲ輕視シ厄介視スル原因ノ一ハ此處ニ在ルコトヲ知ラザルベカラズ青年學校ハ義務制ニ進行中ナルガ故ニ義務教育費負擔ハ困難ナリトノ理由ハ通辭ニ過ぎズ何トナレバ國民學校高等科ハ未ダ義務制ニ非ザルニモ拘ラズ政府ノ指示ニヨリ府縣ニテ負擔シツツアルニ非ズヤ（旅費賞與ノ場合又同ジ）依テ速ニ青年學校費ノ國庫負擔ヲ爲スカ或ハ補助費ノ大増額ヲ爲スノ意無キヤ

十八年度ハ豫備金支出等ノ方法ニ依ツテ青年學校ノ改善強化ヲ爲シ決戰態勢ニ萬全ヲ期スルノ意志ハ有ラザルカ

一一 青年學校就學義務不履行ニ對スル罰則ヲ制定強化シ一人ノ不就學者モ出席不良者モ無カラシムルコトガ戰爭ニ勝ツ爲ノ重大要因ナラズヤ平時ノ如キ因循姑息ナル微溫の方策ヲ一擲シ非常時政策ヲ執ルニ非ズンバ必勝不敗ノ態勢ヲ急速ニ實現シ得ザルニ非ズヤ

一二 私立青年學校、夜間ノ中等學校其ノ他不完全ナル男女各種學校ヲ整理シ公立青年學校制度ヲ強化整備シテ就學セシムルコトガ不良青少年ノ防止、時局認識ノ徹底、青少年ノ體位ト能率向上ノ最善策ナリ之ニ對スル政府ノ意見如何

一三 思想戰、經濟戰、生活戰ニ勝抜ク爲ニハ女子ニ時局認識ト必勝ノ信念ヲ堅持セシムルコトガ如何ニ必要ナルカハ現在ノ好マシカラズ現象ノ原因ヲ深く省察スレバ自ラ明瞭ナリ特ニ男子同様街頭ニ職場ニ進出就勞セシムル必要ノ益倍加シツツアル今日女子青少年

ノ教養訓練ヲ現状ノ儘ニ放置セバ如何ナル結果ヲ招來スルカニ想到スル時慄然タラザルヲ得ズ明日ト云ハズ即ち女子青年學校ノ義務制ヲ斷行シ時弊ノ萌芽ヲ芟除スルノ明無キヤ右及質問候也

昭和十八年三月二十五日

內閣總理大臣 東條 英機

衆議院議長岡田忠彥殿

衆議院議員樋口善右衛門君提出戰力増強ノ根本對策タル青年學校施設擴充ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員樋口善右衛門君提出戰力増強ノ根本對策タル青年學校施設擴充ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一、勤勞青年ヲ國防力特ニ戰力増強ニ結集スベク青年學校教育ノ刷新改善ノ要アルコトハ政府ニ於テモ十分之ヲ認ムルモノナルモ制度及内容ノ根本的刷新ニ付テハ法令ノ改正ヲ伴フ事項多キヲ以テ昭和十八年度ニ於テ具體的檢討ヲ盡シ昭和十九年度ヲ期シテ之ガ實施ヲ圖ル所存ナリ而シテ現ニ實施シ得ベキ刷新施策ニ付テハ昭和十八年度ニ於テ實施ヲ圖ルベキコトハ言フ俟タズ

二、青年學校義務制ハ昭和十四年ヨリ實施シ昭和二十年ニ完成スルノ計劃ナリ、義務制實施以來銳意其ノ徹底ニ努力シ漸次成果ヲ收メツツアルモ政府ハ更ニ各種ノ施策ヲ講ジ就學ノ徹底ニ努力シ將來一層之ガ督促ヲナスト共ニ其ノ設備等內容充實ニ銳意努力スル所存ナリ

三、政府ガ昭和十四年以來青年學校義務制ヲ實施シ大衆勤勞青年ノ教育制度ヲ刷新シタル結果今日ノ戰爭遂行上國力増強ニ貢獻スル處大ナルモノアルノミ

ナラズ青年工員ノ素質、壯丁ノ體位低下、並ニ青少年ノ不良化ヲ阻止シツツアルモノト認ムルモ將來制度ノ改善強化ニ依リ一層善處セントス

四、青年學校ノ義務制實施ニ伴ヒ政府ハ銳意其ノ充實振興ヲ圖ル爲年々國庫補助ノ増額ヲ爲シ來リタル結果昭和十八年度ニ於テハ國庫補助約一千三百萬圓ヲ計上セリ然レ共現下青年學校ノ刷新強化ハ喫緊ナルヲ以テ將來本教育制度ノ改善ト相俟テ之ガ所要經費ノ増額ヲナサントス

五、青年ヲ對象トスル教育諸施設ハ力メテ各省間ノ聯絡提携ヲ圖リツツアリ將來ニ於テモ出來得ル限り青年指導ノ一元的統制ヲ圖ルコトニ努力セントス但シ青年省ノ如キモノヲ設置スルコトハ考慮セズ

六、政府ハ國民學校制度ヲ基礎トシテ學制ノ全面的改革ヲ斷行シ着々之ガ實現ヲ圖リツツアリ今次師範學校、中等學校及高等學校ノ制度刷新ヲ斷行セル次第ニシテ改革ノ重點ハ心身一如ノ修練ニ依リ將來國運ヲ雙肩ニ荷フベキ剛健有爲ノ青少年ヲ鍊成セントスルモノナリ今後行フベキ學制改革モ右旨趣ニ則ルベキハ言フ俟タズ

七、青年教育官ニ付テハ適材ヲ任用スルヤウ努力中ナルモ將來ハ一層青年教育官設置ノ精神ニ鑑ミ適切ナル措置ヲ講ゼントス

八、青年學校教員養成所ハ昭和十八年度ニ於テ調査準備シ十九年度ヨリ官立ノ專門學校程度ニ昇格セシムル方針ナリ又青年學校教員ノ待遇ニ付テハ國民學校教員ノ例ニ準ジ向上セシムル考ナリ尙青年學校ノ奏任官待遇教員ニ對スル臨時手當支給ニ付テハ善處致シタリ

九、學校建築ニ付テハ一般的ニ現下資材、

資金、勞務等ノ關係ニ依リ努メテ之ヲ抑
制シツツアルモ青年學校教育ノ重要性
ニ鑑ミ最少限度ノ設備ニ付テハナルベ
ク之ガ實現ヲ圖ルベク努力セントス
十、青年學校費ノ國庫負擔ニ付テハ國民
學校教育費國庫負擔ノ例ニ準ジ成ルベ
ク速ニ之ヲ國庫及道府縣費支辨ト致シ
タク研究中ナリ
十一、現行制度ニ於テハ青年學校ノ就學
義務ニ付テハ親權者ノ負フ處ナルモ生
徒ハ概ネ雇傭セラレ從ツテ異動多キ關
係上其ノ就學ニ付未ダ遺憾ノ點少シト
セズ依ツテ昭和十八年度青年學校制度
改善ノ際雇傭者ノ就學義務負擔ニ付テ
モ考慮致シタク研究中ナリ
十二、私立學校ニ付テハ將來之ガ振興ヲ
助成スルト共ニ一層指導監督ノ徹底ヲ
圖リ遺憾ナキヲ期スル方針ナリ特ニ私
立青年學校ニ就テハ青年學校義務制ノ
趣旨ニ則リ教員ノ採用、指導監督ノ強
化徹底ヲ期スル考ナリ
十三、女子青年學校ノ義務制ニ付テハ豫
テヨリ研究中ナル處未ダ之ガ實施ノ域
ニ達セザルモ成ルベク速カニ實施致シ
タシ
右及答辯候也
昭和十八年三月二十五日
内閣總理大臣 東條 英機
文部大臣 橋田 邦彦
〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲
茲ニ掲載ス〕
一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
官幣中社英彦山神社昇格ニ關スル建議案
提出者 林 信雄君 有馬 英治君
橋本欣五郎君 勝 正憲君
森部 隆輔君
豆類ノ混食獎勵ニ關スル建議案

提出者 川崎巳之太郎君 加藤 知正君
樋口善右衛門君
燃料對策トシテノ亞炭増産獎勵ニ關スル
建議案
提出者 横川 重次君 鈴木 正吾君
都市ノ塵芥等ヨリ肥料飼料金屬回收ニ關
スル建議案
提出者 樋口善右衛門君 川崎巳之太郎君
加藤 知正君 猪野毛利榮君
港灣法制定ニ關スル建議案 田中 好君
木材經濟統制法制定ニ關スル建議案
提出者 思想國防體制ノ確立ニ關スル建議案
提出者 長井 源君 安倍 寛君
池本甚四郎君 南雲 正朝君
赤城 宗徳君
〔以上三月八日提出〕
三陸海岸鐵道ノ貫通並國道開發ニ關スル
建議案
提出者 小野寺有一君 泉 國三郎君
高橋壽太郎君 高木 義人君
庄司 一郎君 三浦 一雄君
厚生省主管武行政ヲ内閣若ハ文部省ニ
移管ニ關スル建議案
提出者 藤生安太郎君 今井 新造君
山中 義貞君 永野 護君
武道ヲ國家試驗科目ニ編入ニ關スル建議
案
提出者 藤生安太郎君 今井 新造君
山中 義貞君 永野 護君
大日本武德會ノ等制稱號改廢ニ關スル建
議案

提出者 藤生安太郎君 今井 新造君
山中 義貞君 永野 護君
相撲ヲ大日本武德會武道種目ニ採用ニ關
スル建議案
提出者 藤生安太郎君 今井 新造君
山中 義貞君 永野 護君
鳴門海峡鐵道敷設速成ニ關スル建議
案
提出者 紅露 昭君 三木 武夫君
南 鐵太郎君 白川 久雄君
〔以上三月十五日提出〕
一去十日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左
ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通
牒ヲ受領セリ
市制中改正法律案
町村制中改正法律案
府縣制中改正法律案
北海道會法中改正法律案
東京都制案
一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ
如シ
米ノ生産力増強ト消費節約ニ關スル質問
主意書
提出者 加藤 知正君
戰力増強ノ根本對策タル青年學校施設擴
充ニ關スル質問主意書
提出者 樋口善右衛門君
〔以上三月八日提出〕
一去十六日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如
シ
青年禁酒法案(赤尾敏君外八名提出)委員
辭任佐々井一晁君 補關杉山元治郎君
一去年十二月議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル
常任委員左ノ如シ
第三部選出建議委員 神尾 茂君
第七部選出建議委員 則元卯太郎君

一去二十三日常任委員補關選舉ノ結果左ノ
如シ
第三部選出 建議委員 藤本 拾助君(神尾茂君補
關)
第七部選出 建議委員 馬岡 次郎君(則元卯太郎
君補關)
一去二十三日常任委員理事補關選舉ノ結果
左ノ如シ
建議委員 藤本 拾助君(理事神尾茂君去
關)
理事 馬岡 次郎君(理事則元卯太郎
君去二十三日、委員辭任ニ付其ノ補
ノ補關)
一去二十三日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ
如シ
青年禁酒法案(赤尾敏君外八名提出)委員
辭任藏原 敏捷君 補關川崎末五郎君
一去年二十四日東條內閣總理大臣ヨリ左ノ通
發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ
陸軍次官 富永 恭次
第八十一回帝國議會陸軍省所管事務政府
委員被仰付
一去年二十四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ
如シ
青年禁酒法案(赤尾敏君外八名提出)委員
辭任坂東幸太郎君 補關金子 定一君
〇議長(岡田忠彦君) 是ヨリ會議ヲ開キマ
ス、此ノ際內閣總理大臣ヨリ發言ヲ求メラ
レテ居リマス——東條內閣總理大臣
〔國務大臣東條英機君登壇〕
〇國務大臣(東條英機君) 私ハ本日茲ニ最
近ノ情勢ニ付キマシテ報告致シタイト存ジ
マス
「ビルマ」ノ獨立ニ關シマシテハ、私ハ一

月二十八日日本議場ニ於キマシテ、「ビルマ」ガ帝國不動ノ大方針ニ呼應シ、力強キ指導者「バーモ」長官ヲ中心トシ、現地皇軍ニ協力シ、以テ大東亞建設ノ爲メ目覺マシキ努力ヲ續ケアルノ熱誠ニ應ヘ、帝國ハ遅クモ本年中ニハ「ビルマ」ノ建設ヲ認メントスル旨ヲ聲明致シタルデアリマスルガ、今般其ノ獨立準備ニ關シ帝國ノ招キニ應ジ、「バーモ」長官以下ノ來朝ヲ見タ次第デアリマス、畏クモ、天皇陛下ニ於カセラレマシテハ、一昨二十三日親シク長官以下ニ謁ヲ賜ハリ、又二十二日ニハ勳章贈與ノ御沙汰アラセラレタデアリマス、聖慮宏遠洵ニ恐懼感激ニ堪ヘザル所デアリマス

私ハ去ル二十二日「バーモ」長官以下ト會談致シマシテ、新「ビルマ」獨立ニ關シマスル帝國ノ意圖ヲ披瀝シ、且ツ互ニ胸襟ヲ披キ、隔意ナキ意見ノ交換ヲ行ツタデアリマスガ、其ノ際帝國ノ意圖トシテ披瀝致シマシタル主要ナルモノニ付キマシテ、茲ニ諸君ニ御披露致シタイト存ジマス

先ヅ「ビルマ」ノ獨立ニ關シ帝國ノ真意致シマスル所ハ、新「ビルマ」國ガ其ノ創意ト責任トニ於テ、速カニ完全ナル獨立國ノ實ヲ備ヘマスルト共ニ、大東亞共榮圈ノ一環タル道義ニ基ク新國家トシテ帝國ト密ニ提携協力シ、以テ世界新秩序ノ創造ニ寄與スルコトデアリマシテ、特ニ帝國ハ「ビルマ」ガ速カニ戰爭完遂ニ即應スルノ態勢ヲ整備センコトヲ期待シテ已マナイモノデアリマス、新「ビルマ」國ノ構成ニ付キマシテハ、其ノ領域ハ「ジャン」「カレン」以外ノ全「ビルマ」ヲ包含スルモノデアリマス、又其ノ國民ハ領域内ノ諸民族ヲ協和的ニ抱擁スルノ趣旨ニ依リ、決定センコトヲ希望致シタルデアリマス、政治機構ハ固ヨリ「ビルマ」自體ニ於テ決定スベキモノデアリマシテ、國政ノ運用ハ強力簡素ヲランコトヲ期待シ、又經濟ニ關シマシテハ、大東亞經濟

建設ノ一環トシテ、新「ビルマ」國ノ主權下公正潑刺タル活動ニ依リ、其ノ振興ヲ見シコトヲ切望致シタルデアリマス

而シテ「バーモ」長官以下一行ハ、深ク我ガ皇室ノ御殊遇ニ感激シ、又能ク帝國政府ノ真意ヲ諒解シ、粉骨碎身新「ビルマ」國ノ建設ニ努力シ、大東亞戰爭ノ完遂ニ協力セントスルノ決意ヲ披瀝致シタルデアリマス（拍手）其ノ熱烈ナル祖國愛ト、又帝國ニ對シマスル其ノ眞摯ナル協力ノ意氣トニ對シマシテハ、茲ニ滿腔ノ敬意ヲ表スル次第デアリマス（拍手）

次ニ私ハ先般中華民國ニ赴キマシテ、客年末ノ汪主席兼行政院院長ノ訪日ニ應ヘマスルト共ニ、同國ノ對英宣戰ニ付テ親シク敬意ヲ表シ、且ツ共同戰爭完遂ノ方策ニ關シマシテ、國民政府首腦部ト隔意ナキ懇談ヲ致シタルデアリマス、此ノ間短期間デハアリマシタガ、現地ニ於ケル帝國軍官民各位ガ舉ツテ勇戰奮闘ヲ續ケツアル有様ヲ見、又中華民國ノ首腦部以下、能ク帝國ノ真意ヲ諒解シ、帝國ノ誠意アル具體的措置ニ感激シテ、大イニ大東亞戰爭ニ協力セント努力シテ居ルコトヲ確信致シマシタルコトヲ茲ニ申上ゲ得マスルコトハ、洵ニ欣快トスル所デアリマス（拍手）特ニ中華民

國一般民衆ノ間ニモ帝國ノ真意漸ク滲透シ來リ、各方面ニ於テ帝國今ノ措置ニ關聯シ、輝カシキ希望ニ燃エツツ退マシキ中華民國ノ建設ニ挺身シ、大東亞戰爭完遂ニ全幅協力セントスル機運ノ醸成セラレツツアリマスルコトハ、一ハ以テ國民政府政治力ノ強化ヲ明カニ物語ルモノデアリ、他ハ以テ重慶側抗戰ノ根據名目ガ遂次喪失シツツアルコトヲ如實ニ示スモノデアリマシテ、眞ニ注目スベキコトト信ズルモノデアリマス（拍手）

重慶側ハ今次帝國ノ明快ナル措置ニ大ナル衝動ヲ感ジテ居ル模様デアリマス、即チ重慶側要人ハ、帝國ノ真意ト今後ニ於ケル具

體的實行ヲ多大ノ關心ヲ以テ注視シテ居ルヤウデアリマス、又最近重慶側第一線將領ニ和平氣分ノ濃化シテ居ルコトモ看取セラレノデアリマシテ、歸順投降モ從前ニ比シ大イニ其ノ數ヲ増加シテ居ルデアリマス、米英等ニ於テハ、帝國ノ新ナル對支政策ニ付キマシテ、狼狽ノ色蔽ヒ得ザルモノアリ、帝國ト更新中國トノ間ヲ裂カントシテ、手段ヲ選バザル狀況ニアルノデアリマスルガ、正義ノ向フ所敵ナク、中國人ニシテ帝國ノ真意ニ共鳴シ、眞ニ同甘共苦、同生共死ノ同志ヲラントスル者、日一日ト増加シツツアリマスルコトハ洵ニ力強キ限リデアリマス（拍手）

此ノ「ビルマ」及ビ中華民國ニ對シマスル帝國ノ態度ハ、申スマデモナク八紘爲宇ノ御精神ニ基キ、帝國不動ノ國是ヲ實行致シタモノデアリマス、現下大戰爭ノ眞只中ニ於テ、既ニ着々トシテ其ノ具現ヲ見ツツアリマスルコトハ、洵ニ御同慶ニ堪ヘス所デアリマス

歐州方面ヲ見マスルニ、獨伊兩國ハ益々士氣旺盛、到處其ノ敵ノ攻撃ヲ破摧シテ居ルノミナラズ、國家總力ヲ擧ゲテ來ルベキ大攻勢ノ準備ニ集中シテ居ルノデアリマス、之ニ對シテ、米英首腦部ハ相互ニ往來會合シテ、戰勢ノ挽回策ヲ協議シテ居ルノデアリマス、併シナガラ米ノ他國ノ犧牲ヲ顧ミザル飽クナキ世界制覇ノ野望、英ノ老國ノ繁榮ト權威トニ對スル執着ヲ中心ニ、彼等ノ確執ハ容易ニ解クルニ至ラナイノデアリマス、彼等ハ美辭麗句ヲ弄シテ戰後ノ經營ヲ談ジ、當面ヲ糊塗セントシテ居ルノデアリマスルガ、内實互ヒニ疑心暗鬼、徒ラニ抗戰陣營ノ不一致ヲ暴露シテ居ルノデアリマス、之ヲ帝國ノ中心ト致シマスル大東亞ノ盟邦諸國ト、又獨伊ノ中心トスル歐洲ノ樞軸諸國トガ、其ノ提携ヲ緊密ニシ、相倚リ相援ケテ、共同ノ敵米英

擊挫ニ邁進シツツアル姿ト對比致シマスル時、ソコニ爭フベカラザル格段ノ相違ヲ見ルノデアリマシテ、茲ニ吾々ハ愈々必勝ノ信念ヲ固ムルモノデアリマス

次ニ政府ハ時局下喫緊ノ要務タル重要生産力ノ擴充ヲ中心トスル戦力ノ増強ノ爲ニハ、不斷ノ努力ヲ續ケテ居ルノデアリマス、而シテ過般本議會ニ於キマシテモ、戰時行政特例法等ニ付キ御協賛ヲ經タルデアリマスルガ、本議會ニ於ケル有益ナル御意見等ヲモ十分ニ攝取シ、其ノ運用ニ萬全ヲ期シ、更ニ手段ヲ盡シテ愈々戦力ノ増強ニ邁進スベク、今回内閣顧問臨時設置制、行政監察制度ノ御制定ヲ仰ギ、又戰時經濟協議會ヲ設置スルコトヲナツタ次第デアリマス、其ノ詳細ナル内容等ニ付キマシテハ、既ニ政府ノ發表ニ依リ御承知ノコトト存ジマスルノデ、重複シテ説明致シマスルコトヲ避ケタイト存ジマスルガ、是等新制度ノ運用ニ付キマシテハ、政府ト致シマシテモ關係各應職員ヲ獎勵シテ萬遺憾ナキヲ期スル所存デアリマス、又國民諸君ガ政府ノ意ノアル所ヲ諒トシテ十分ニ協力セラレ、官民一體能ク所期ノ效果ヲ擧グルニ至ランコトヲ切望シ、此ノ上トモ諸君ノ御協力ヲ御願ヒスル次第デアリマス（拍手）

以上所述ベマシタル如ク帝國内外ノ情勢ハ逐次我ニ有利ニ進展シテ居ルノデアリマス、併シナガラ世界戰局ノ推移ハ徒ラニ樂觀ヲ許サナイノデアリマシテ、大東亞戰爭完勝ノ爲ニハ前途尙ホ幾多ノ障礙ト又困難トヲ突破シナケレバナラヌノデアリマス、吾々一億國民ハ愈々決意ヲ新タニシ、今後更ニ加重セラルベキ戰爭下ノ試煉ニ堪ヘ、最後ノ勝利ニ向ツテ更ニ一層ノ努力ヲ傾注シ、以テ 聖旨ニ應ヘ奉ランコトヲ固ク期スル次第デアリマス、之ヲ以チマシテ報告ヲ終リマス（拍手）

○森下國雄君 議事日程變更ノ緊急勸議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際昭和十六年度歳入歳出總決算、昭和十六年度各特別會計歳入歳出決算、臨時陸軍材料資金歳入歳出決算、昭和十六年度國有財産増減總計算書及昭和十七年三月三十一日現在國有財産現在額總計算書ノ四件ヲ一括議題トナシ委員長ノ報告ヲ求メ其ノ案議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ勸議ニ御異議アリマセスカ

(異議ナシ)ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ

昭和十六年度歳入歳出總決算、昭和十六年度各特別會計歳入歳出決算、臨時陸軍材料資金歳入歳出決算、昭和十六年度國有財産増減總計算書、昭和十七年三月三十一日現在國有財産現在額總計算書、右四件ヲ一括シテ議題ト致シマス、決算委員長ノ報告ヲ求メマス

決算委員長上田孝吉君

昭和十六年度歳入歳出總決算、昭和十六年度各特別會計歳入歳出決算、臨時陸軍材料資金歳入歳出決算、昭和十六年度國有財産増減總計算書、昭和十七年三月三十一日現在國有財産現在額總計算書

報告書

一 昭和十六年度歳入歳出總決算、昭和十六年度各特別會計歳入歳出決算、右ハ本院ニ於テ別紙ノ通議決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十八年三月二十五日

決算委員長 上田 孝吉

衆議院議長岡田忠彦殿

昭和十六年度歳入歳出總決算、同各特別會計歳入歳出決算及既往年度未確定決算ニ付左ノ如ク議決ス

一 不當ナリト議決スヘキモノ
昭和十六年度一般會計
歳入經費部

第三款 官業及官有財産收入

第一項 森林收入
青森外五營林局ノ徵收ニ係ル(會計検査院報告ノ一)

三八、五三一、四〇四、五三〇

右ハ青森、秋田、東京、大阪、高知、熊本各營林局ニ於テ新伐製品ヲ山元處分トシ之ヲ運搬等ノ作業ヲ官ニ於テ代行スルノ方法ニ依リ賣却シタル木材、損材、木炭等ノ代金中十六年度ニ收入シタル金額ナリ右ハ從來官行新伐製品ハ最終貯木場ニ搬出シ處分シ來レルニ處分地點ヲ山元ニ變更シ山元ヨリ最終貯木場迄ノ運搬等ハ買受人ノ爲ニ官ニ於テ代行スルモノト爲セルモ之ヲ實施ノ續テ觀ルニ其ノ一切ノ實務ハ營林局署職員ノヲ掌理シ勞務者ノ使用、林道軌道其ノ他設備ノ利用狀況等從來ト何等異ル所ナキモノナルニ單ニ名義上之ヲ買受人ノ事業ト爲シ豫メ買受人等ヨリ提供セシメタル資金ヲ營林局署長等ニ於テ保管管理シテ之ヲ經費ニ充當シ製品搬出後貯木場ニ於ケル賣渡價格ヨリ控除精算セル畢竟木材拂下代ノ一部ヲ以テ直ニ新伐事業ノ經費ニ充當スルモノニシテ歳入歳出ヲ混同シ一兩法令ノ根據ナクシテ特定ノ資金ヲ保有スルコトナリ失當ノ措置ト謂ハサルヲ得ス元來本件代行ニ係ル作業ハ樹種、材種、品等ノ區分生産時期及數量ノ確保又ハ官役勞務者使役ノ關係等國有林事業運営上官ニ於テ實行セサルヘカサルモノニ屬シ之ヲ買受人等ニ委ヌルヲ許ササル實狀ニ在リ名義上買受人ノ作業ヲ代行スト謂フモ事實上官行ニ外

ナラサルヲ以テ豫算ニ依リ經理スヘキハ言フ俟タス而シテ代行作業實施以來之ヲ資金ノ收支ハ年々増加シ森林收入トシテ徵收スヘキモノナルニ之ヲ直ニ新伐事業費ニ充用シタル結果ヲ招來シ連年違法ノ取扱ヲ繼續スルカ如キハ妥當ノ措置ト認ムルヲ得ス依テ本件ハ新伐製品處分ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得ス歳入歳出ヲ混同シ豫算ノ制ヲ紊リタルモノニシテ不當ナリトス

第六款 雜收入

第二項 懲罰及沒收金

(一) 靜岡地方裁判所ニ於テ歳入ニ編入スヘキモノ(會計検査院報告ノ二)

一〇、一六九、〇〇〇

同地方裁判所ニ於テ歳入ニ編入スヘキモノ 二七、一一〇

右ハ裁判所書記松某カ吉原區裁判所檢事局ニ勤務中官川某外百餘名ヨリ納付ノ爲交付ヲ受ケタル罰金料及訴訟費用ヲ横領シタル總額壹萬四千餘圓ノ内ニシテ貳百拾五圓ハ前年度ニ於テ補填セルモノナリ依テ本件ハ不當ナリトス

第十二項 雜入

(三) 農林省ニ於テ收入未済ニ屬スルモノ(會計検査院報告ノ二)

六三、五九八、一八〇

右ハ大正十二年度ヨリ昭和八年度ニ至ル間ニ於テ岡山縣淺口郡玉島町玉島耕地整理共同施行地區代表者松井某ニ交付シタル開墾助成金ノ十四年度ニ於テ返還ヲ命ジタルモ未タ納入ニ至ラサル金額ナリ本件ハ同地區ニ於テ事業費貳拾萬五千五百拾貳圓七拾五錢ヲ以テ田畑四十五町二畝歩ノ開墾ヲ爲シタルニ對シ助成金八萬八千九百餘圓ヲ交付シタルニ九年八月有開墾地ノ内三十町

四段二畝十歩ヲ太陽レーヨン株式會社ノ工場敷地トシテ賣買契約ヲ締結シ爾後農耕地ノ用ニ供セサルニ至リタルヲ以テ開墾助成法第四條ニ依リ十四年五月前掲金額ノ返還ヲ命ジタルモノナルニ未タ收入ニ至ラサルモノニシテ此ノ如ク數年ニ亙リ收入ニ至ラサルハ措置其ノ宜シキ得サルモノト認メラル依テ本件ハ返納金ノ徵收ニ關シ措置其ノ宜シキヲ得ス不當ナリトス

(四) 農林省ニ於テ歳入ニ編入スヘキモノ(會計検査院報告ノ四)

一、三六四、八四〇

右ハ滋賀縣ニ於テ施行シタル同縣滋賀郡木戸村外二箇所荒廢林地復舊事業ニ對シ昭和十五年度交付シタル國庫補助金ノ内ニシテ同縣農林技手清原某カ前記事業ノ主任トシテ勤務中夫實及材料運搬賃料請求書ヲ偽造シ縣ヨリ工事費ヲ騙取シタル等ニ因リ事業費千九百餘圓ヲ架空ニ決算シタル爲補助超過トナリ返納セシムヘキ金額ナリ依テ補助金ノ交付ニ關シ監督宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

歲出臨時部

第四十四款 金屬類特別回收諸費

第三項 補助費

(五) 農林省ノ支出ニ係ル(會計検査院報告ノ一)

五、二七六、一八四、〇〇〇

右ハ日本鐵屑統制株式會社及日本故銅統制株式會社ニ對シ金屬類特別回收施設補助トシテ交付セル金額ナリ本件ハ昭和十六年九月第二豫備金ノ支出ヲ仰キ兩會社ノ金屬類特別回收施設ニ要スル經費豫算金額ニ對スル補助トシテ十七年二月及三月交付シタルモノナルモ

兩會社ノ回收施設豫定ノ如ク進捗セス
收決算ニ於テ四百九拾壹萬餘圓ノ剩
餘ヲ生セルモノニシテ本件回收施設ニ
關シテハ補助金交付當時豫定ノ如ク進
捗セサルコト豫想ニ難カラザリシモノ
ト認メラルルヲ以テ補助金ノ交付ハ回
收事務所ニ於テ讓渡ノ申込ヲ受理シ買
入可能ヲ推測シ得ル限度ニ止ムヘキモ
ノナルニ漫然補助金ノ全額ヲ交付シ其
ノ大部分ヲ剩餘金トシテ保有セシムル
ニ至リタルハ措置當ヲ缺クモノト謂ハ
サルヲ得ス依テ本件ハ補助金ノ交付ニ
當リ措置其ノ宜シキヲ得ス不當ナリト
ス

源信省所管

第六款 金鑛山送配電助成施設費

第一項 金鑛山送配電助成施設費
(六) 東京地方源信局ノ支出ニ係ル(會
計検査院報告ノ一)

四三、五八八、〇〇〇

右ハ金鑛山送配電設備工事費ニ對スル
助成金トシテ昭和十七年三月東京電燈
株式會社ニ交付シタルモノナリ本件ハ群
馬縣利根郡水上村所在阿能川鑛山ノ選
鑛場等ニ要スル電力供給ノ爲東京電燈
株式會社ニ於テ施行シタル送配電及變
電設備工事費六萬貳千貳百餘圓ニ對ス
ル助成金トシテ支出シタルモノナルモ
十六年十二月本件第一期工事施行當時
既ニ鑛況豫想ニ反シ選鑛場ノ設置ヲモ
中止セル狀況ニシテ助成金交付ノ目的
ヲ達セサルニ至レルモノナルヲ以テ其
ノ措置妥當ナラス

ナルモ帝國鑛業株式會社ノ調査ニ依レ
ハ本鑛山ノ金含有量ハ痕跡ノ程度ヲ出
テス爾後同會社ニ於テ受託經營後採鑛
ノ結果亦金ハ皆無ナル狀況ナルノミナ
ラス十六年十二月本件第一期工事施行
以前既ニ銅、亞鉛等ニ付テモ當初ノ豫
想ニ反シ其ノ鑛況豫行ニ適セス收支不
採算ノ故ヲ以テ該送電設備ニ依リ電力
供給ヲ必要トスル選鑛場ノ建設工事ハ
事實上中止セラレ次テ十七年二月該選
鑛場建設ニ對スル商工省ノ補助指令モ
取消サレタル狀況ナルニ拘ラス同月更
ニ第二期工事ニ對シテモ助成ノ承認ヲ
爲シ翌三月兩期分ヲ併セ助成金ノ全額
ヲ支給シタルカ如キハ失當ノ措置ト謂
ハサルヲ得ス依テ本件ハ助成金ノ交付ニ
關シ措置其ノ宜シキヲ得ス不當ナリトス
昭和十六年度特別會計
大藏省所管專賣局
歲出
第一款 專賣局作業費
第二項 事業費
(七) 札幌地方專賣局ノ支出ニ係ル(會
計検査院報告ノ一)

五八、〇〇〇、〇〇〇

右ハ昭和十六年五月合資會社増島工作
所ノ請負ニ付シ施行シタル同局帶廣酒
精工場蒸餾機四基ノ改作代金増島工作
所ハ帶廣酒精工場ニ於テ當初釀造法ヲ
採用スルコトトシ蒸餾機ハ原料槽等ト
共ニ罐内部ニ耐酸鉛被ヲ施スノ要アル
ヲ以テ鑛業株式會社橫山工業所ヲシテ
請負施行セシメ完全ニ竣功セルモノト
シテ檢收シタルモノナルモ完成後二基
ハ試驗仕込ノ第一回蒸餾ニ於テ他ノ二
基ハ使用開始後僅二週間内外ニシテ執
モ罐内部ノ耐酸鉛被剝離シ作業不能ト
ナリタル爲之方修理ト共ニ改作ヲ施行

スルニ至リタルモノニシテ損傷發生ノ
時期及損傷狀況等ヨリ觀テ之カ原因ハ
結局請負人ニ於ケル施工上ノ瑕疵ニ因
ルモノト認メラルルニ官ノ負擔ニ於テ
他ノ業者ヲシテ施工セシメタルハ妥當
ナラス依テ本件ハ物件ノ修理ニ關シ措
置其ノ宜シキヲ得ス不當ナリトス
海軍省所管海軍工廠資金
歲出
第一款 材料物品費
第一項 材料物品費
(八) 吳海軍工廠ノ支出ニ係ル(會計檢
查院報告ノ一)

二二、七九、九六〇

右ハ同工廠ニ於テ砲彈製造用粗材トシ
テ昭和十四年六月乃至九月A會社外五
會社ト契約セル甲及乙粗材ノ購入及加
工費四拾壹萬千餘圓ノ内ニシテ參拾
八萬七千餘圓ハ十五年度ニ屬スルモノ
ナリ右ノ内(イ)十四年九月A會社ヨリ
購入セル甲粗材一萬六千箇ノ單價七圓
六拾五錢ハ大阪陸軍造兵廠ニ於テ同年
八月及九月K會社外一會社ヨリ購入ノ
同種品單價四圓五拾五錢ニ比シ六八%
餘高價ニ當リ(ロ)同年六月B會社外一
會社ニ請負ハシメタル甲粗材加工二萬
千六百箇ハ單價五圓八拾錢ニシテ大阪
陸軍造兵廠ニ於テ同年四月及六月C會
社ト同種品ノ加工契約ヲ爲セルモノノ
單價壹圓拾錢ニ比シ五倍餘ニ當レリ又
(ハ)同年九月A會社ヨリ購入セル乙粗
材一萬六千箇ノ單價五圓六拾五錢ハ其
ノ形狀甲粗材ニ類似シ之ヨリ小型輕量
ナルニ拘ラス前記大阪陸軍造兵廠ノ甲
粗材購入單價四圓五拾五錢ニ比シ二
四%餘高價ニ當リ(ニ)同年六月及七月
D會社外二會社ニ請負ハシメタル乙粗
材一萬七千五百十七箇ノ加工單價四圓

五拾錢及四圓六拾錢ハ前記大阪陸軍造
兵廠ノ甲粗材加工ノ請負單價壹圓拾錢
ニ比シ四倍餘ニ當リ孰レモ高價ニ失ス
ルモノト認メラルル依テ本件ハ物件ノ購
入及加工ヲ請負ニ付スルニ當リ措置其
ノ宜シキヲ得ス不當ナリトス
業務勘定
源信省所管通信事業
歲出
第一款 通信業務費
第三項 諸拂戻及補填金
(九) 貯金局ノ支出ニ係ル(會計検査院
報告ノ一) 三〇、六一五、八七〇

第一項 諸拂戻及補填金

右ハ(一)岸和田郵便局通信書記補格清
某カ過超金ノ受入又ハ資金ノ拂出ヲ作
爲スル等ノ方法ニ依リ横領シタル總額
貳萬貳千圓ノ内回收又ハ辨償ニ係ル金
額ヲ控除シ殘額壹萬八千參百餘圓ニ對
シ缺損補填ヲ爲シ(二)東京府西大崎郵
便局通信手坂本某カ貯金ノ預入報告ヲ
作爲シ又ハ貯金拂戻金受領證ヲ偽造ス
ル等ノ方法ニ依リ横領シタル總額四萬
八千九百餘圓ノ内差額補填シタルモノ
又ハ回收若ハ辨償ニ係ル金額ヲ控除シ
殘額壹萬貳千貳百餘圓ニ對シ缺損補填
ヲ爲シタルモノナリ右ノ外官吏以下ノ
犯罪ニ基因スル事故金ニ對シ本年度ニ
於テ缺損補填ヲ爲シタルモノノ新潟縣
島郵便局外十二郵便局ノ分壹萬九千參
百餘圓アリ依テ本件ハ不當ナリトス
鐵道省所管帝國鐵道
資本勘定
歲出
第一款 鐵道建設改良及自動車線設
備費
第二項 鐵道改良費

(一〇) 鐵道省ノ支出ニ係ル (會計検査院報告ノ二)

一六七、一九五、〇〇〇

右ハ昭和十六年二月合資會社栗原組ニ請負ハシメタル青森操車場改良工事其他工事費參拾六萬四千八百餘圓ノ内ニシテ拾九萬七千六百餘圓ハ後年度ニ屬スルモノナリ右工事ノ内盛土總數量ハ十二萬八千三百三十立方米 (立米當壹圓四拾錢) ニシテ内十萬二千八百八十立米ハ奥羽本線鶴ヶ坂津輕新城間省有土取場ヨリ工事用列車ニ依リ青森操車場構内ニ運搬スルモノニシテ十八年六月竣功ノ豫定ナリシ所十六年九月時局ニ鑑ミ急速施行ノ要アルモノトシ一部工事ノ竣功期限ヲ十七年六月ニ繰上グルト共ニ殘工事ノ内下リ仕譯線盛土未成部分五萬四千九百立米ハ内三萬九千二百九立米ノ土取ヲ省直轄ヲ以テ蒸氣ショベルヲ運轉操縱シ土砂切崩並積込ヲ補助施行スルコトニ變更シ之カ契約單價壹圓四拾錢ヲ壹圓參拾錢トシ總額五千四百餘圓ヲ請負金額ヨリ減額シタルモノナルモ蒸氣「ショベル」運轉ニ依レハ土砂切崩積込共機械力ニ依リ操作シ之カ運轉經費ノ全額ヲ省ニ於テ負擔スルモノナルヲ以テ當初契約單價ニ計上シタル之カ土取費立米當九拾錢壹圓總額參萬五千餘圓ノ大部分ハ請負人ニ於テ負擔ヲ免カルモノト認メラルルニ契約變更ニ當リ新單價中土取費立米當六拾九錢四厘ヲ計上シタルハ妥當ノ措置ニ非スト認メラルル依テ本件ハ工事請負契約ノ變更ニ當リ單價ノ算定其ノ宜シキヲ得ス不當ナリトス

(一一) 鐵道省ノ支出ニ係ル (會計検査院報告ノ三)

一〇、七八〇、三八〇

右ハ鐵道省山口工事事務所ニ於テ昭和十六年三月大倉土木株式會社ニ請負ハ

シメタル廣驛改良工事其他其二工事ノ代價ニシテ外ニ支給材料參千參百餘圓ヲ使用セリ

右工事ハ廣驛ノ擴張改良ニ伴フ盛土工事ナルモノ之ヲ請負ニ付スルニ當リ急速施行ヲ要スル特殊ノ事情アリ偶大倉土木株式會社ハ當時隣接シテ他官廳同種工事ヲ施行中ニシテ本工事施行條件ニ合致スルヲ事由トシ之ヲ特命契約ヲ爲セルモノニ係リ其ノ盛土ノ立米當單價ハ土取場ニ於ケル土砂切崩二萬立米ニ對シ爆藥使用量ヲ立米當〇・〇二近平均運搬距離約一軒三ト見込ミ各半數ヲ「トラック」及土工機關車ニ依ルモノトシ參圓七拾錢ト豫定シ之ヲ以テ請負ハシメタルモノナルモ廣島鐵道局ニ於テ十五年十二月水野某ノ請負ニ付シ急速施行セル同驛降場増設其他工事ニ在リテハ盛土設計數量一萬千立米中「トラック」運搬八千立米及「トロ」運搬三千立米平均運搬距離約一軒三及〇・八軒トシ工期ハ本件工事ニ比シ更ニ短期間ナル爲實働十二時間作業ヲ見込ミ且工事内容ハ本件工事ノ單純ナル低地ノ盛土工事ナルニ對シ乘降場築造ヲ伴フモノナルニ工事施行上難易ヲ異ニスルニ拘ラス豫定單價ヲ立米當參圓トシ請負單價亦參圓ニシテ之ニ比シ本件請負單價立米當參圓七拾錢ト著シク高價ニ決定シタルハ措置當ラ得タルモノニ非ス依テ本件ハ工事請負價格ノ決定ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得ス不當ナリトス

(一二) 鐵道省ノ支出ニ係ル (會計検査院報告ノ四)

二〇、〇〇〇、〇〇〇

右ハ名古屋鐵道局ニ於テ昭和十七年一月名鐵工業株式會社ノ請負ニ付シ施行セル淺川與瀨間五六軒附近法而切均シ

其他工事費拾萬參千貳百餘圓ノ内ニシテ八萬參千貳百餘圓ハ後年度ニ屬スルモノナリ右工事ノ内切取一萬六千三百三十四立米 (當初契約數量一萬五千六百八十五立米) ハ立米當五圓七拾八錢ニシテ之カ豫算單價五圓八拾錢ノ内譯ヲ觀ルニ

(一) 雜費壹圓四拾錢ハ土捨場ノ補償料及土留石垣等ニ要スル經費ヲ積算セルモノニシテ土捨場補償料ハ面積二千八百平米四千四百八拾圓ヲ見込メルモ本件工事ニ於テハ切取箇所線路反對側ニ近接シ土捨可能ナル低地多ク而モ山間ニ介在スル畑地ナルニ土捨場補償料トシテ平米當壹圓六拾錢ヲ見込メルハ土地價格ヲ遙ニ超過セルモノニシテ過大ニ失スルノミナラス土捨場所要面積算出ニ當リ拾土量ハ切取土量ノ三割増加スルモノト爲セルモ本件切取ハ主トシテ十六年七月豪雨ノ爲崩壞セル切崩シ容易ナル堆積土ナルニ鑑ミ過大ニ失シ又土捨場土留石垣千五百平米之カ工事費壹萬六千五百圓ヲ見込メルモ現場ノ狀況ニ照シ著シク多額ニ失シ

(二) 張芝工費トシテ切取一立米ニ付芝代參拾錢工費土方人夫〇・〇五人分貳拾壹錢計五拾壹錢ヲ積算セルモ切取土量一萬五千六百八十五立米ナルニ對シ張芝面積七千八百平米ナルヲ以テ張芝平米當單價ハ壹圓拾貳錢餘トナリ著シク高價ニ失スルモノト認メラルル依テ本件ハ工事請負價格ノ決定ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得ス不當ナリトス

用品勘定

歲出

第一款 用品及工作費

第一項 用品及工作費

(一三) 鐵道省ノ支出ニ係ル (會計検査院報告ノ五)

一、二二三、五〇〇〇

右ハ東京、大阪及門司鐵道局ニ於テ株式會社中井鐵道機械製作所其ノ他ニ對シ材料ヲ支給シ製作請負ニ付シタル第二種車止百二十一組ノ代價ニシテ材料ヲ支給シ製作セシメ同年九月乃至十一月ノ間ニ受入レタルニ其ノ大半ハ年度内未使用ノ鐵鋼資材回收ノ目的ヲ以テ不用品ニ編入セルモノナリ然ルニ本品ハ十六年三月二十四日附同省工務局長通牒ヲ以テ回收物件ニ指定セラレタルモノナルヲ以テ本件ノ如キ簡易ナル製作ニ在リテハ通牒受領當時既ニ材料交付済ニ係ル契約ト雖直ニ之カ契約ヲ解除シ又契約前ノモノニ在リテハ之カ調達ヲ中止スル等機宜ノ措置ヲ講スヘキモノナルニ其ノ儘契約ヲ存續シ又ハ新ニ製作ヲ命シ受入後其ノ大部分ヲ不用品ニ編入スルニ至リタルハ妥當ナラスト認メラルル依テ本件ハ物件ノ製作ヲ請負ニ付スルニ當リ措置其ノ宜シキヲ得ス不當ナリトス

拓務省所管朝鮮總督府

歲入經常部

第一款 租稅

(一四) 元山稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ (會計検査院報告ノ一)

一一、〇五七、九四〇

臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ

八、一九四、五〇〇

(一五) 京城稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ (會計検査院報告ノ同)

四、六四八、三二〇

(一六) 京城稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ (會計検査院報告ノ同)

四、一〇五、六〇〇

(二七) 京城稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(二八) 仁川稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(二九) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三〇) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三一) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三二) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三三) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三四) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三五) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三六) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三七) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三八) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三九) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(四〇) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(四一) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(四二) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(四三) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(四四) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(四五) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(四六) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

拓務省所管臺灣總督府

第一款 租稅

(二五) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(二六) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(二七) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(二八) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(二九) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三〇) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三一) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三二) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三三) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三四) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三五) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三六) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三七) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三八) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三九) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(四〇) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(四一) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(四二) 臺南州ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

第一款 租稅

(二八) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(二九) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(三〇) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(三一) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(三二) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(三三) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(三四) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(三五) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(三六) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(三七) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(三八) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(三九) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(四〇) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(四一) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(四二) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(四三) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(四四) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(四五) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

(四六) 咸興稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ同上)

昭和十三年度

一般會計

第一款 租稅

(二九) 澁谷稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三〇) 住吉稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三一) 幸橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三二) 右ハ孰レモ取扱ノ過誤ニ因リ徵收不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス

昭和十四年度

一般會計

第一款 租稅

(三三) 小樽稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三四) 營業收益稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ

(三五) 臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ

(三六) 伊丹稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三七) 臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ

(三八) 富山稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三九) 富山稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(四〇) 富山稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(四一) 富山稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(四二) 富山稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

(三五) 神田橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 六、一二四・八一〇

(三六) 浦和稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 四、五四七・五七〇

營業收益稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ 五六八・〇〇〇

臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ 三、六三〇・〇〇〇

(三七) 兩國橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 三、六四三・四七〇

(三八) 淀橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 二、七五六・二五〇

(三九) 橫濱稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 二、〇〇一・六五〇

(四〇) 伏見稅務署ノ徵收過ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 二、五〇〇・〇〇〇

營業收益稅ニ於テ同署ノ徵收過ニ屬スルモノ 四、〇〇〇・〇〇〇

臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收過ニ屬スルモノ 四、〇〇〇・〇〇〇

右ハ孰レモ取扱ノ過誤ニ因リ徵收過不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス

昭和十四年度

特別會計

拓務省所管朝鮮總督府

歲入經常部

第一款 租稅

第一項 所得稅

(四一) 京城稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 八六二・九〇〇

モノ(會計檢査院報告ノ同上) 八六二・九〇〇

臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ 二、一四六・一四〇

本件ハ取扱ノ過誤ニ因リ徵收不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス
昭和十五年度

一般會計

歲入經常部

第一款 租稅

第一項 所得稅

(四二) 水道橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 四、一〇一・二五〇

(四三) 澁谷稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 一、四八四・八〇〇

(四四) 幸橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 一、二〇一・六二〇

(四五) 遠賀外二稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 一、一三〇・四・五〇〇

(四六) 幸橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 一、〇七三・八七〇

(四七) 西宮稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 九、〇〇九・〇〇〇

(四八) 品川稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 八、九七九・五六〇

(四九) 幸橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 七、八一・五八〇

(五〇) 澁谷稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 七、〇五九・三六〇

(五一) 靜岡稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 六、四一六・六七〇

(五二) 王子稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 六、三二六・三八〇

(五三) 幸橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 六、一二〇・五〇〇

(五四) 靜岡稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 四、五八三・〇三〇

(五五) 津稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 四、四一〇・〇〇〇

(五六) 幸橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 四、〇五六・六七〇

(五七) 澁谷稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 三、七一一・六三〇

(五八) 澁谷稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 三、三六三・五四〇

(五九) 杉並外一稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 三、一三五・〇〇〇

(六〇) 澁谷稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 二、六一七・九九〇

(六一) 澁谷稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 二、五九六・〇二〇

(六二) 足利稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 二、五八二・五〇〇

(六三) 豐橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 二、五六七・五八〇

(六四) 澁谷稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 二、三二一・一七〇

(六五) 浪速稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 二、〇六三・六四〇

(六六) 小牧稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 二、〇三六・六一〇

(六七) 幸橋稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 二、〇二七・九一〇

(六八) 北稅務署ニ於テ徵收過ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 一、一二〇・五〇〇

(六九) 德島稅務署ニ於テ徵收過ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 九、四三六・五八〇

(七〇) 和歌山稅務署ニ於テ徵收過ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 九、一二一・二八〇

(七一) 住吉稅務署ノ徵收過ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 五、〇一九・六〇〇

臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收過ニ屬スルモノ 七、四八五・〇〇〇

(七二) 北稅務署ニ於テ徵收過ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 四、五九三・二〇〇

(七三) 淀川稅務署ニ於テ徵收過ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上) 三、五九六・六七〇

右ハ孰レモ取扱ノ過誤ニ因リ徵收過不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス

第二項 法人稅

(七四) 名古屋西稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ八)

臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ
一、〇二九・〇六〇
四、六七七・三〇〇

(七五) 玉島稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ
一、〇〇六・四〇〇

(七六) 玉島稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ
二九八・〇一〇

(七七) 鶴岡稅務署ノ徵收過不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ
六九三・三六〇

右ハ孰レモ取扱ノ過誤ニ因リ徵收過不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス
三、八五一・六〇〇

第十二項 相續稅

(七八) 住吉稅務署ノ徵收ニ係ル(會計檢査院報告ノ九)

右ハ大阪市住吉區高田某カ被相續人ヨリ贈與ヲ受ケタル現金參拾貳萬七千餘圓ニ對シ二回ニ分割課稅シタル稅額貳

萬八千八百餘圓ノ内ニシテ本件ハ續續シタル一箇ノ贈與ト認メ一括課稅スヘキモノナルニ之ヲ爲サザリシニ因リ壹萬千參百餘圓ノ徵收不足ヲ來セルモノナリ依テ本件ハ不當ナリトス
歲出臨時部
陸軍省所管

第十三款 兵備改善費

第一項 兵備改善費
(會計檢査院報告ノ一〇)

八一五・〇〇〇・〇〇〇

右ハ東京「ヨシ」工事ノ官給材料ニ充當スル爲昭和十五年九月宇都宮市馬場上某ト購入契約ヲ爲セル杉、松、檜材七萬石價格百八萬七千餘圓ニ對シ前金拂フ爲シタルモノナリ本件契約ノ納期ハ十五年十一月以降十年十月迄ノ間ニシテ毎月三千石乃至六千五百石ヲ分割納入セシムルモノナルヲ以テ之カ前金拂ハ適宜分割スルヲ妥當ト認メタルニ契約ト同時ニ代價ノ四分ノ三相當額ヲ支拂ヒタルモノナリ然ルニ豫定期間内ニ僅ニ二萬五千九百五十六石餘ヲ納入シタルニ過キス殘餘ハ他ヨリ購入使用スルニ至レルモノニシテ前金拂ノ方法提供給者ノ選定宜シキヲ得サルモノト認メタルノミナラス本件契約ハ之カ履行ノ見込ナキモノナルヲ以テ連ニ解除シ納入價額ヲ超過スル前金拂ヲ返納セシムヘキモノナルニ其ノ儘放置シタルハ措置當ラ得サルモノト認メタル而シテ馬場上某ハ最近數年間ニ於テ木材業界ノ情勢混沌タル時期ニ於テ斯ル巨額ノ木材ノ供給者トシテ必スシモ適當ナルモノト認メ難キノミナラス最終納期タル同年十月以後十七年八月會計當地檢査當時迄ニ納入セシハ一萬三百餘石ニシテ尙契約數量ニ對シ三

萬三千七百一十一石餘價格五拾貳萬五千餘圓ノ未納ヲ存シ既納額ニ對シ前金拂ノ超過額貳拾五萬參千餘圓アルノ狀況ニシテ既ニ十六年六月木材統制法ノ施行ニ依リ個人ノ營業ハ愈困難トナリ到底其ノ完納ハ期シ難キ所ナルニ契約ヲ解除シ前金拂超過額ヲ返納セシムルコトナク今日ニ及ヘルハ失當ノ措置ト謂ハサルヲ得ス依テ本件ハ物件購入代價ノ前金拂ヲ爲スニ當リ措置其ノ宜シキヲ得ス不當ナリトス
商工省所管

第十款 產業獎勵費
第五項 產金獎勵費
(會計檢査院報告ノ一一)

一八八・〇〇〇

右ハ鑛山監督局理事官桑村某方同監督局會計事務ニ從事申出入商人及請負人等ト結託シ物品購入代價並廳舎修繕工事費等ニ附掛ヲ爲シ其ノ差額ヲ騙取シ又ハ年度末ニ於テ納入未済ノ物品購入代價トシテ支出シ同人ニ於テ保管シ居リタル金員中横領シタル總額七千九百八拾圓七拾錢ノ内ナリ右ハ虎構ノ事實ニ對シ支拂ヲ爲シタルモノニシテ不當ナリトス
昭和十五年度
特別會計
海軍省所管海軍工廠資金
歲出

第一款 材料物品費
第一項 材料物品費
(會計檢査院報告ノ一二)

三八七・三三三・三八〇

右ハ同工廠ニ於テ砲彈製造用材料トシテ昭和十四年六月乃至九月△會社外五

會社ト契約セル甲及乙粗材ノ購入及加工費四拾壹萬千餘圓ノ内ナリ本件甲及乙粗材ノ購入及加工ハ陸軍ノ圖面ヲ基本トシ同一用途ノ物品ヲ製作スルモノナルニ大阪陸軍造兵廠ノ同種品契約單價ニ比シ著シク高價ニ決定シタルモノニシテ措置其ノ宜シキヲ得ス不當ナリトス
拓務省所管朝鮮總督府
歲入經營部
第一款 租稅
第一項 所得稅

(八二) 雄飛稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ一二)

臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ
一、〇〇七・二〇〇

(八三) 清津稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ
一〇、七六二・二五〇

(八四) 清津稅務署ノ徵收不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

臨時利得稅ニ於テ同署ノ徵收不足ニ屬スルモノ
五、〇〇〇・〇〇〇

(八五) 鎮南浦稅務署ノ徵收過不足ニ屬スルモノ(會計檢査院報告ノ同上)

資本利子稅ニ於テ同署ノ徵收過不足ニ屬スルモノ
五、一〇一・五六〇

右ハ孰レモ取扱ノ過誤ニ因リ徵收過不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス
八七五・八四〇

二 其ノ他ハ是認スヘキモノトス
但左ノ各件ニ付テハ注意ヲ促スヘキモノトス
昭和十六年度
一般會計
海軍省所管

第二款 歲出臨時部
第三項 防備部隊設備費
吳海軍經理部ノ支出ニ係ル(會計
檢査院報告ノ一)
六六、三三四・三一〇

右ハ昭和十五年五月令名會社水野組ノ
請負ニ付シ施行セル吳補第六一八號ノ
內第一三號(一部隧道掘鑿)工事請負額
拾萬四千四百拾壹圓ノ内ニシテ參萬四千
圓ハ十五年度ニ屬シ千七百六十六圓九
錢ハ有償官給材料代トシテ請負額ヨリ
控除シタルモノナリ右ノ内隧道掘鑿工
費ハ第一號工事延長四百四十米ノ分
(硬質岩盤主トシテ蛇紋岩)五萬四千四
百餘圓第二號工事延長七十五米ノ分(硬
質圓砂)五千九百餘圓ニシテ之カ單價
ハ立米當第一號ノ分坑外掘鑿五圓坑內
掘鑿拾九圓第二號ノ分坑外掘鑿貳圓五
拾錢坑內掘鑿九圓五拾錢ニ相當シ之カ
土質、層拾場等現場ノ狀況竝工事施行
ノ實績ニ照シ各歩掛多キニ過キ隨テ本
件掘鑿單價ハ著シク高價ニ當レルモノ
ト認メラル本件ハ工事請負價格ノ決定
ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サル嫌アリ
依テ注意ヲ促ス
昭和十六年度
特別會計
鐵道省所管帝國鐵道
資本勘定
歲出

第一款 鐵道建設改良及自動車線設
備費
第二項 鐵道改良費
鐵道省ノ支出ニ依ル(會計檢査院
報告ノ一)
四五〇、二五二・一〇四〇

右ハ昭和十六年度中東京鐵道局管内東
京驛内外百十八箇所ニ新設セル半地
下式貯水池ノ工事費四拾五萬九千餘圓
ノ内ニシテ八千八百餘圓ハ後年度ニ屬シ
外ニ「セメント」其ノ他支給材料八萬參
千八百餘圓ヲ使用セリ右ハ防空用トシ
テ驛、信號所、廳舍、官舎及工場等各
主要箇所ニ急設セルモノナルモ之カ設計
ハ貯水量百乃至千立米程度ノ大型貯水
池ヲ除キ十乃至四十立米程度ノ小型貯
水池ニ在リテハ概ネ一律ニ貯水量ニ對
シ混凝土容積二倍内外ニ當レル狀況ナ
リト雖本件ノ如ク直接運轉保安上ノ關
係ナク特ニ堅牢ナル工作物タルヲ要セ
サルモノニ在リテハ混凝土容積ニ於テ
相當ノ節約ノ餘地アルモノト認メラル
而シテ此等混凝土貯水池ノ構造トシテ
ハ混凝土ノ厚ノ内、側壁ハ地面以下ノ高
ニ對シ大體平均三分ノ一ニテ足ルモノ
ナルヲ以テ本件構造ノ七〇%内外ニテ支
障ナク底部亦本件構造ノ二分ノ一乃至
三分ノ二程度ニテ支障ナキモノト認メ
ラルルヲ以テ本件構造ハ著シク過大ニ
失スルモノト謂ハサルヲ得ス本件ハ工
事ノ施行ニ當リ設計其ノ宜シキヲ得サ
ル嫌アリ依テ注意ヲ促ス
昭和十四年度
一般會計
陸軍省所管
歲出臨時部

第十二款 航空部隊其他改編費
第一項 航空部隊其他改編費

(三) 朝鮮軍經理部ノ支出ニ係ル(會計
檢査院報告ノ五)
四〇四、一四五・三〇〇

右ハ甲工事ノ内乙宿舍新築工事費及之
カ敷地買收費並地上物件移轉補償料五
拾參萬貳千餘圓ノ内ニシテ貳萬八千
百五拾四圓ハ昭和十三年度ニ屬スルモ
ノナリ抑本件工事ハ丙地所在朝鮮第八
十三部隊ノ宿舍(判任官以上)ヲ新設ス
ルモノナルモ當時内地附近ハ人煙稀薄
且乙地ヨリ遠ク隔リ子女ノ教育ハ勿論
日常生活ニモ不便多キ事由トシ位置
ヲ乙地内ニ選定シ昭和十四年三月四拾
參萬四千五百餘圓ヲ以テ杉野某ノ請負
ニ付シ同年九月末竣功シタルモノナリ
然ルニ本宿舍ハ其ノ所屬部隊所在地ヨ
リ約十七軒隔リ通勤等ニ不便ナル爲之
ヲ利用スル者少ク十五年五月ニ至ルモ
總數八十二戸ノ内居住スルモノ漸ク四
十四戸ニ過キサル狀況ナリシヲ以テ已
ムナク之カ敷地ヲ乙府ト交換スルコト
トシ交換受地ノ選定及買收ハ軍ニ委託
シ地上建造物ハ之ヲ移築シ移築困難ナ
ルモノハ代替施設スルコトヲ約スルニ
至レルモノナリ元來陸軍部隊ノ宿舍ヲ
新設スル場合ハ其ノ位置ヲ所屬部隊所
在地附近ニ選定スルヲ例トシ本件ト殆
ト同時ニ著工シタル隣接部隊及丁地所
在部隊ノ宿舍ハ孰レモ該部隊附近ニ建
築セラレタルモノナルニ獨リ本件ノミ
所屬部隊ト約十七軒隔リタル乙地内ニ
選定シタルカ爲之ヲ利用スルモノ少ク
工事施行ノ目的ヲ達セサルニ至リタル
ハ畢竟當初敷地ノ選定宜シキヲ得サリ
シニ因ルモノニシテ措置當ヲ得タルモ
ノニ非ス之カ經緯竝實績ヲ續ニ照シ當
初ヨリ全然建物移轉ノ計畫ナル新築ニ
係ル宿舍ノ竣功ヲ以テ移轉完了ト看做

シタルモノニシテ事實上建物ノ交換ニ
外ナラス國有財産法第七條ニ違背スル
結果ヲ來シタルハ失當ノ措置ト謂ハサ
ルヲ得ス依テ本件ハ宿舍ノ新設ニ當リ
措置其ノ宜シキヲ得サル嫌アリ依テ注
意ヲ促ス
報告書
一臨時陸軍材料資金歲入歲出決算
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通議決スヘキモノ
トス議決致候此段及報告候也
昭和十八年三月二十五日
決算委員長 上田 孝吉
衆議院議長岡田忠彥殿
臨時陸軍材料資金歲入歲出決算ニ付左ノ
如ク議決ス
一 不當ナリト議決スヘキモノ
歲出
第一款 材料物品費
第一項 材料物品費
陸軍東京經理部ニ於テ支出ニ整理
セサルモノ(會計檢査院報告ノ一)
一四、〇六二、二六・二七〇

右ハ北支派遣甲第一八一九部隊ニ於テ
華北鐵道組合ヨリ昭和十七年二月總額
九百拾五萬千餘圓ヲ以テ購入セル綿布
等ノ交換用物品ヲ即日總額千四百六萬
貳千餘圓ヲ以テ同組合ニ拂下ケ之カ代
金ノ全額ヲ資金諸渡官吏ノ前渡資金ニ
回收シ之ニ相當スル既往ノ支拂額ヲ減
殺シタルモノナリ
抑交換用物品ハ買入ノ方法ニ依リ取得
スルコト困難ナル材料ヲ交換ノ方法ニ
依リ取得スルノ用ニ供スル爲購入スル
モノニシテ本件交換用物品ハ十六年九
月乃至十七年一月ノ間ニ於テ華北鐵道
組合ト購入契約ヲ締結シ同年二月受入
レタルニ當リ同年一月甲集團經理部長

報告書

一 昭和十七年三月三十一日現在國有財產
現在總計計算書
右ハ本院ニ於テ是認スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十八年三月二十五日

決算委員長 上田 孝吉

衆議院議長岡田忠彦殿

(上田孝吉君登壇)

○上田孝吉君 只今、程サレマシタ昭和十六年度歲入歲出總決算、昭和十六年度各特別會計歲入歲出決算、臨時陸軍材料資金歲入歲出決算、昭和十六年度國有財產増減總計算書、昭和十七年三月三十一日現在國有財產現在總計計算書ノ審査ヲ付託セラレタラシメ、決算委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス

決算委員會ハ總會ヲ十七回、分科會ヲ七回、小委員會ヲ一回開會致シマシタ、此ノ間委員諸君ハ最モ熱心眞摯ニ質疑ヲ重ネラレ、政府ハ又最モ懇切丁寧ニ答辯セラレタノデゴザイマス

昭和十六年度歲入決算額ハ八十六億百餘萬圓デ、歲出決算額ハ八十一億三千三百餘萬圓デアリマス、歲入歲出差引四億六千七百餘萬圓ノ剩餘トナリマス、各特別會計ノ決算額ハ頗ル多岐ニ互リマスルカラ、讀上グルコトヲ省略致シマスルノデ、決算書ニ依ツテ御覽ヲ願ヒタイト存ジマス

昭和十七年三月三十一日現在國有財產總額ハ百八十六億九千九百餘萬圓デアリマス、決算書ハ極メテ浩瀚ナモノデアリマスルカラ、本委員會ハ先例ニ依リマシテ會計檢査院ノ檢査報告書ヲ基礎トシ、政府ノ辯明書ヲ參考ト致シマシテ慎重審議ヲ致シタノデ

ゴザイマス、其ノ結果昭和十六年度一般會計並ニ特別會計歲入歲出決算ニ於キマシテ、不當ト認メタルモノ二十六件、注意ヲ促シタルモノ二件デアリマス、臨時陸軍材料資金歲入歲出決算ニ於キマシテ、不當ト認メタルモノ一件デアリマス、既往年度檢査未確定金額ノ檢査確定シタルモノニ付テ、不當ト認メタルモノハ五十九件デアリ、注意ヲ促シタルモノハ一件デアリマス

決算ニ對シ會計檢査院ガ批難致シマシタ事項ハ、豫算及ビ法律勅令違反デアリマシテ、殊ニ歲入ノ賦課徵收ニ當ツテ措置適當ナラザルモノ多ク、又犯罪ニ基因セルモノモ數件アリマシタ、歲出ニ於キマシテハ豫算ノ使用宜シキヲ得ザルモノ、工事ノ施工、請負等ニ關シ契約其ノ他ニ付テ措置宜シキヲ得ザルモノモ相當アツタノデアリマス、時局益々深刻ヲ加ヘル際、斯クノ如キハ洵ニ遺憾千萬ニ存ズル所デアリマシテ、茲ニ政府ニ對シ警告ヲ與フル次第デゴザイマス(拍手)今後激増ノ一路ヲ進ル國費ノ取扱ニ付キマシテハ、綿密周到ナル注意ヲ以テセラレンコトヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス(拍手)

次ニ本委員會ニ於ケル質疑應答ノ主ナルモノノ一、二ヲ簡單ニ御報告申上ゲマス、或ル委員ノ問ト致シマシテ、臨時軍事費ノ決算ハ臨時軍事費特別會計法ニ依リ、戰爭ノ終局マデ一箇年度トナシアルコトハ承知致シテ居ルケレドモ、一箇年、二箇年ト云フヤウナ短期戰デアレバ格別デアアルガ、今次ノ大東亞戰爭ノ如クニ五年、七年、或ハ十年、更ニソレ以上ノ長期ヲモ覺悟シ、豫想セナケレバナラナイ戰ニ於テ、或ル適當ナル時期ヲ區切ツテ決算ヲナシ、報告ヲ

スル考ヘガ政府ニアルカドウカ、其ノ所信ヲ承リタイト云フ問ニ對シマシテ、政府ハ答ヘトシテ、臨時軍事費ニ付テハ戰爭終局マデ一箇年度トシテ、既ニ日清、日露戰爭ノ時ニ於テモサウデアツタガ、今次ノ戰ハ昭和十二年度以來今日マデ既ニ巨額ナル支出ヲシテ居ル、將來何年續クカ豫斷シ得ザル狀態デアアルガ故ニ、之ヲ如何ニ取扱フベキモノデアアルカト云フ點ニ付テハ、御尋ネノ點ハ洵ニ尤モノ點ガアルト思フ、此ノ點ニ付テ政府ハ大イニ苦心ヲシ目下研究ヲシテ居ルノデアアル、併シナガラ戰場ニ於テ東奔西走ノ忙シイ際ニ於テ、計算ヲナシ決算ヲドウ云フ風ニスルカト云フコトハ洵ニ難カシイ問題デアアル、ノミナラズ軍事費ノ各支出ヲ明示シ、軍ノ作戰ノ敵方ニ知ラシムルヤウナコトガ萬一アツテハドウカト云フヤウナ點ニ付テモ、十分ニ考慮セナケレバナラナイ、併シナガラ軍ニ於テモ、十分將來ノ決算ニ備ヘル用意ガシテアリマシテ、證憑書類ノ散佚ヲ防グヤウニハ攝ケテ居ル、又一方會計檢査院ニ於キマシテモ、逐次檢査ノ準備ヲ致シテ居リマシテ、會計檢査院ガ現地ノ現場ヘ特ニ出張ヲ致シマシテ、檢問調査ヲヤツテ居ルヤウナ次第デアアル、又今回臨時陸軍材料資金ニナル特別會計ヲ昭和十六年度ヲ以テ打切りマシテ、本委員會ニ從來ノ決算委員會ト異ナリマシテ提出セラレタト云フコトモ、十分ニ參考ニセラレタイト云フ答辯ガアリマシタ

次ニ或ル委員ノ問トシテ、戰時空襲下ニ於ケル食糧ノ貯藏及ビ配給ノ機構方法等モ、既ニ確立シテ居ルカドウカト云フコトニ對シマシテ、政府トシテハ昭和十六年度ヨリ其ノ對策處置ヲ始メテ居ル、即チ昭和十六

二 其ノ他ハ是認スヘキモノトス

報告書

一 昭和十六年度國有財產増減總計算書
右ハ本院ニ於テ是認スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十八年三月二十五日

決算委員長 上田 孝吉

衆議院議長岡田忠彦殿

年度ニハ、全國二十餘ノ防空重要都市ニ對シマシテ、重要食糧物資ノ分散貯藏ヲシテ來テ居ル、昭和十七年度ニ於ケル其ノ施設ハ愈々強化スルコトニシテ居ル、更ニ政府トシテハ直接ニ重要食糧タル米及ビ其ノ代用品タル乾麵、罐詰類、鹽干魚、漬物、味噌、醬油、梅干、乳製品、乾燥卵等ノ相當ノ量ヲ分散貯藏シ、又配給ノ方針ヲ立テ準備モ致シテアル、又是等分散貯藏ノ倉庫ヲモ、着

着トシテ建設サレツツアル、即チ米ニ付キマシテ、其ノ他代用品ニ付テモ、更ニ副食品ニ付キマシテモ一通リノ準備ガ整ツテ居ルノデアル、昨年ノ中國ノ風水害ノ災害ニ際シテモ、斯クノ如キ用意ノモノヲ出シタルノデアルカラ、之ヲ以テモ知ルコトガ出來ルト思フ、更ニ米ノ配給ニ付テハ食糧營團ガアリ、又食糧國防團ガ各地方ニ作ラレテ居リマシテ、有事ノ際ニ於テノ指導訓練ガ致シテアリマスルカラ、今後如何ナル事態ガ生ジマシテモ、決シテ食糧問題ニ付テハ不安ヲ與ヘルコトハナイ、斯ウ云フ答辯デアリマシタ、其ノ他委員會ニ於キマシテハ、官紀綱紀ノ肅正問題ニ付キマシテ、或ハ又中國ノ參戰ニ依リ我ガ國ノ對支新政策ガ發表セラレ、治外法權ノ撤廢、租界ノ返還等ニ依リマシテ、重慶政府ガ抗日ノ目的ヲ喪失シ、更ニ「アメリカ」合衆國ガ大東亞戰爭ノ理由ノ大ナルモノヲ失ツタノデハナイカト云フ點等ニ付キマスル、重要ナル質疑應答ガ重ネラレタノデアリマス、是等各種ノ質疑應答ニ付キマシテハ、速記録ヲ以テ御覽ヲ願ヒ、茲ニ省略スルコトニ致シマス、又會計檢査院ノ指摘致シテ居リマスル所謂批難事項ニ付キマシテモ、委員會ハ特ニ午前午後ノ一日ヲ費シマシテ質疑應答ガ重ネラ

レタノデアリマスガ、此ノ批難事項ハ御手許ニ報告書ガ廻ツテ居リマスカラ、ソレニ依ツテ御覽ヲ願ヒタイト存ズル次第デゴザイマス

尙ホ終リニ一言致シタイコトハ決算報告ハ、從來ハ會期ノ半バ頃ニ漸ク提案サレルコトニナツテ居ツタモノガ、昨年來大東亞戰爭ノ政務最モ多忙デアリマスルニ拘ラズ、一月ノ休會直後ニ決算報告書ヲ御提出ニナルコトニナリ、本年モ亦サウデアリマシタ、隨テ決算ニ付テハ委員會ハ最モ慎重審議スルコトガ出來ルヤウニナリマシタコトト、決算委員會ニ東條總理大臣初メト致シマシテ、各大臣並ニ政府委員ガ御出席ニナツテ、懇切ナル御答辯ヲ致サレマシタコトハ、決戰體制下ニ於テ政府ト議會ガ、渾然融和一體トナリテ突キ進ムモノデアルト云フコトヲ事實ニ示シタモノデアルト存ジマシテ、洵ニ欣快ニ堪ヘザル次第デアリマス（拍手）

斯クテ本日最後ノ委員會ヲ開キマシテ、會計檢査院ノ批難事項ニ付キマシテハ、先程申上ゲマシタ通りニ決定ヲシ、其ノ他昭和十六年度各決算、臨時陸軍材料資金決算及ビ國有財産總計算等、議案トシテ付託サレマシタモノニ付テハ、全部之ヲ承認スルコトニ全會一致決定致シタ次第デゴザイマス、何卒委員長報告通り御承認アラシコトヲ希望致シマシテ、委員長ノ報告ト致ス次第デゴザイマス（拍手）

○議長（岡田忠彦君） 採決致シマス、先ヅ昭和十六年度歳入歳出總決算、昭和十六年度各特別會計歳入歳出決算、臨時陸軍材料資金歳入歳出決算ニ付キ採決致シマス、兩案トモ委員長報告ノ通り決スルニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

（總員起立）

○議長（岡田忠彦君） 起立總員、仍テ兩件トモ全會一致委員長報告ノ通り決シマシタ（拍手）

昭和十六年度國有財産増減總計算書、昭和十七年三月三十一日現在國有財産現在額總計算書ハ委員長報告ノ通り決スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メマス、仍テ兩件トモ委員長報告ノ通り決シマシタ

○森下國雄君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際請願日程第一乃至第三百三十五ヲ繰上ゲ一括議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレシコトヲ望ミマス

○議長（岡田忠彦君） 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ、請願日程第一乃至第三百三十五ヲ一括シテ議題ト致シマス、請願委員長ノ報告ヲ求メマス——請願委員長平川松太郎君

請願

第一（特別報告第一號）海務省創設ニ關スル請願 （委員長報告）

第二（特別報告第二號）國旗記念日制定ニ關スル請願 （委員長報告）

第三（特別報告第三號）天祖肇國ノ祝祭日制定ノ請願 （委員長報告）

第四（特別報告第四號）業務用酒及雜酒、麥酒配給ニ關スル請願 （委員長報告）

第五（特別報告第五號）酒類ノ釀造販賣制限ニ關スル請願 （委員長報告）

第六（特別報告第六號）質屋利子引下ニ關スル請願 （委員長報告）

第七（特別報告第七號）阿武隈川下流改修工事促進ニ關スル請願 （委員長報告）

第八（特別報告第八號）角田町外三箇村防災工事促進ニ關スル請願 （委員長報告）

第九（特別報告第九號）甲子川改修工事繼續施行ニ關スル請願 （委員長報告）

第十（特別報告第一〇號）釜石港ヲ第二種重要港灣ニ指定其ノ他ニ關スル請願 （委員長報告）

第十一（特別報告第一一號）釜石港防浪施設ニ關スル請願 （委員長報告）

第十二（特別報告第一二號）天龍川改修工事促進ニ關スル請願 （委員長報告）

第十三（特別報告第一三號）鶴見川改修工事促進ニ關スル請願 （委員長報告）

第十四（特別報告第一四號）九頭龍川河口改修ニ關スル請願 （委員長報告）

第十五（特別報告第一五號）御歴代皇室ノ御神靈ヲ奉祀スル神宮創建ノ請願 （委員長報告）

第十六（特別報告第一六號）官幣中社生田神社造營費國庫支辨ニ關スル請願 （委員長報告）

- 第十七 (特別報告第一七號)藏王山ヲ
國立公園ニ指定ノ請願 (委員長報告)
- 第十八 (特別報告第一八號)福岡縣衛
生綿卸賣業者ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第十九 (特別報告第一九號)藥劑師ノ
講習ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十 (特別報告第二〇號)味噌並燒
酎ノ販賣價格改定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十一 (特別報告第二一號)中小地
主維持ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十二 (特別報告第二二號)稻作五
十嵐式正條植ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十三 (特別報告第二三號)適正入
浴料公定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十四 (特別報告第二四號)敵潛水
艦ニ對スル防禦強化ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十五 (特別報告第二五號)電線配
給ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十六 (特別報告第二六號)通船公
營ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十七 (特別報告第二七號)船員ノ
職名改正ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十八 (特別報告第二八號)航洋船
員ノ取扱ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十九 (特別報告第二九號)海警
察署並海事裁判所新設ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十 (特別報告第三〇號)海務所新
設ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十一 (特別報告第三一號)尾崎岬
ニ燈臺設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十二 (特別報告第三二號)大東亞
建設ノ聖業ニ關スル史料編修機關創
設ノ請願 (委員長報告)
- 第三十三 (特別報告第三三號)下川根
村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十四 (特別報告第三四號)古事記
正解ノ研究機關設置ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三十五 (特別報告第三五號)飯山鐵
道買收ノ請願 (委員長報告)
- 第三十六 (特別報告第三六號)頸城鐵
道買收ノ請願 (委員長報告)
- 第三十七 (特別報告第三七號)長岡鐵
道買收ノ請願 (委員長報告)
- 第三十八 (特別報告第三八號)栃尾鐵
道買收等ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十九 (特別報告第三九號)金田
一、久慈間省營自動車運輸開始ニ關
スル請願 (委員長報告)
- 第四十 (特別報告第四〇號)北福岡、
久慈間省營自動車運輸開始ニ關スル
請願 (委員長報告)
- 第四十一 (特別報告第四一號)日詰町
ニ簡易停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四十二 (特別報告第四二號)塚山、
來迎寺兩驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四十三 (特別報告第四三號)鶴住
居、釜石兩驛間ニ簡易停車場設置ノ
請願 (委員長報告)
- 第四十四 (特別報告第四四號)赤碕、
下市兩驛間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四十五 (特別報告第四五號)赤谷線
延長ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十六 (特別報告第四六號)直江津
町ヨリ上越線ニ接續スル鐵道敷設ノ
請願 (委員長報告)
- 第四十七 (特別報告第四七號)土別、
似峽間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四十八 (特別報告第四八號)釜石、
盛岡鐵道速成其ノ他ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十九 (特別報告第四九號)釜石線
速成ノ請願 (委員長報告)
- 第五十 (特別報告第五〇號)三明、三
井間鐵道速成並能登鐵道買收ノ請願 (委員長報告)
- 第五十一 (特別報告第五一號)瀨棚、
岩內間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五十二 (特別報告第五二號)豪雪地
方振興調查會並事務局設置ニ關スル
請願 (委員長報告)
- 第五十三 (特別報告第五三號)羽毛及
羽毛製品ニ對スル新課稅撤廢等ニ關
スル請願 (委員長報告)
- 第五十四 (特別報告第五四號)農山漁
村ニ鹽増配ノ請願 (委員長報告)
- 第五十五 (特別報告第五五號)與板町
ニ新潟縣三島地方事務所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十六 (特別報告第五六號)留萌港
擴張並工業港併置ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十七 (特別報告第五七號)警防團
經費國庫支辨ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十八 (特別報告第五八號)自轉車
用電燈ニ遮光具取付ノ請願 (委員長報告)
- 第五十九 (特別報告第五九號)國幣小
社須佐神社造營ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第六十 (特別報告第六〇號)國幣中社
宇都宮三荒山神社殿改築ニ關スル
請願 (委員長報告)
- 第六十一 (特別報告第六一號)崇神
天皇ヲ奉齋スル神宮創建ノ請願 (委員長報告)
- 第六十二 (特別報告第六二號)鐵術灸
術營業者ノ統合ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第六十三 (特別報告第六三號)農山漁
村ニ於ケル大工等ノ徵用緩和ニ關ス
ル請願 (委員長報告)
- 第六十四 (特別報告第六四號)忠別川
水溫低下防除施設促進ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第六十五 (特別報告第六五號)新潟縣

農事試驗場堀之内試驗地ノ移管竝擴充ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十六 (特別報告第六十六號) 東京府下ニ於ケル牛馬飼料配給ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十七 (特別報告第六十七號) 水產團體統合斷行ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十八 (特別報告第六十八號) 玄米食再檢討ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十九 (特別報告第六十九號) 軍需資材製作木工場新設ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十 (特別報告第七十號) 人造石油増産促進ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十一 (特別報告第七十一號) 古館村大字高水寺ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七十二 (特別報告第七十二號) 戸田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第七十三 (特別報告第七十三號) 始良村麓東嶽ニ特定郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第七十四 (特別報告第七十四號) 留邊藥町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第七十五 (特別報告第七十五號) 岐阜藥學專門學校並東京、大阪兩藥學專門學校ノ官立移管ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十六 (特別報告第七十六號) 國民學

校並青年學校教員諸給與縣費支辨ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十七 (特別報告第七十七號) 漢學復興ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十八 (特別報告第七十八號) 雪ノ綜合科學研究所設置ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十九 (特別報告第七十九號) 經度ノ改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十 (特別報告第八十號) 國字改善ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十一 (特別報告第八十一號) 孝子祭制定並孝子追賞ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十二 (特別報告第八十二號) 郷社五所神社社殿ヲ國寶ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第八十三 (特別報告第八十三號) 永野田國司森史蹟調査ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十四 (特別報告第八十四號) 故赤禰武人贈位ノ請願 (委員長報告)

第八十五 (特別報告第八十五號) 日向帝室博物館設置ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十六 (特別報告第八十六號) 肇國ノ紀元ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十七 (特別報告第八十七號) 名寄町ニ於ケル御料林一部開放ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十八 (特別報告第八十八號) 感謝稅

新設ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十九 (特別報告第八十九號) 震災保險法制定ニ關スル請願外二件 (委員長報告)

第九十 (特別報告第九十號) 苦前漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第九十一 (特別報告第九十一號) 名寄支廳設置ノ請願 (委員長報告)

第九十二 (特別報告第九十二號) 稚内港改修ニ關スル請願 (委員長報告)

第九十三 (特別報告第九十三號) 稚内町字拔海ニ船入潤築設ノ請願 (委員長報告)

第九十四 (特別報告第九十四號) 遠別村ニ船入潤築設ノ請願 (委員長報告)

第九十五 (特別報告第九十五號) 中頓別村ニ農事試驗場支場設置ノ請願 (委員長報告)

第九十六 (特別報告第九十六號) 國道十號線並十一號線改修ニ關スル請願 (委員長報告)

第九十七 (特別報告第九十七號) 聲問、更喜苦内兩川治水工事促進ノ請願 (委員長報告)

第九十八 (特別報告第九十八號) 官幣大社伊弉諾神社造營ニ關スル請願 (委員長報告)

第九十九 (特別報告第九十九號) 伊弉諾神社社號改稱ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百 (特別報告第一百〇〇號) 航空機工

場ニ女子採用ノ請願 (委員長報告)

第一百一 (特別報告第一百〇一號) 奥秩父ヲ國立公園ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第一百二 (特別報告第一百〇二號) 澱粉竝甘藷ノ公定價格改定ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百三 (特別報告第一百〇三號) 農村指導官公吏ノ任用ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百四 (特別報告第一百〇四號) 良田農地ノ喪失防止ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百五 (特別報告第一百〇五號) 古馬牧村外一箇村農業用水確保ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百六 (特別報告第一百〇六號) 離農防止ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百七 (特別報告第一百〇七號) 稚内港ヲ家畜檢疫港ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第一百八 (特別報告第一百〇八號) 鹿兒島縣ニ御料林設定ノ請願 (委員長報告)

第一百九 (特別報告第一百〇九號) 座繰生絲並玉絲生産割當數量増加ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百十 (特別報告第一百一〇號) 乳幼兒營養品ノ配給並検査ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百十一 (特別報告第一百一十一號) 中小商工業再編成ニ關スル請願 (委員長報告)

第百十二 (特別報告第一二號)纖維製
品生産配給統制ノ簡易強力化ニ關ス
ル請願 (委員長報告)

第百十三 (特別報告第一三號)海兵團
増設ニ關スル請願 (委員長報告)

第百十四 (特別報告第一四號)鹿屋
海軍航空工廠分工場設置ニ關スル請
願 (委員長報告)

第百十五 (特別報告第一五號)豐榮
村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第百十六 (特別報告第一六號)鹿屋
市柳ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第百十七 (特別報告第一七號)電燈
線引込口ニ避雷設備施工ノ請願 (委員長報告)

第百十八 (特別報告第一八號)苦前
村ニ航路標識設置ノ請願 (委員長報告)

第百十九 (特別報告第一九號)航空
局昇格ニ關スル請願 (委員長報告)

第百二十 (特別報告第二〇號)旭川
市ニ飛行機製作工場設置ノ請願 (委員長報告)

第百二十一 (特別報告第二一號)稚
内町ニ飛行場設置ノ請願 (委員長報告)

第百二十二 (特別報告第二二號)中
頓別村ニ簡易保險健康相談所設置ノ
請願 (委員長報告)

第百二十三 (特別報告第二三號)滿
蒙開拓女子訓練制度創設ニ關スル請
願 (委員長報告)

第百二十四 (特別報告第二四號)苫
前村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第百二十五 (特別報告第二五號)幕
別村字止若ニ區裁判所出張所設置ノ
請願 (委員長報告)

第百二十六 (特別報告第二六號)稚
内區裁判所ニ旭川地方裁判所甲號支
部設置ノ請願 (委員長報告)

第百二十七 (特別報告第二七號)小
本、宮古間省營自動車運輸開始ノ請
願 (委員長報告)

第百二十八 (特別報告第二八號)陸
摩永野、大隅横川間省營自動車運輸
開始ノ請願 (委員長報告)

第百二十九 (特別報告第二九號)福
井、武生間省營自動車運輸開始ノ請
願 (委員長報告)

第百三十 (特別報告第三〇號)五十
島、馬下兩驛間ニ停車場設置ノ請願
外一件 (委員長報告)

第百三十一 (特別報告第三一號)歌
志内町字文珠ニ簡易停車場設置ノ請
願 (委員長報告)

第百三十二 (特別報告第三二號)石
打、鹽澤兩驛間ニ停車場設置ノ請願
外一件 (委員長報告)

第百三十三 (特別報告第三三號)下
川沿村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第百三十四 (特別報告第三四號)二
俣、佐久間間鐵道速成ノ請願外一件
(委員長報告)

第百三十五 (特別報告第三五號)十
文字、鳴子間鐵道敷設ノ請願外一件
(委員長報告)

第百三十六 (特別報告第三六號)東
八橋驛移轉ニ關スル請願 (委員長報告)

第百三十七 (特別報告第三七號)勝
部、日器兩河川鐵橋架設ニ關スル請
願 (委員長報告)

第百三十八 (特別報告第三八號)安
房鴨川、上總龜山間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第百三十九 (特別報告第三九號)湯
澤、本莊間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第百四十 (特別報告第四〇號)穴水、
飯田間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第百四十一 (特別報告第四一號)七
尾、氷見間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第百四十二 (特別報告第四二號)七
尾港、金澤間鐵道複線化ノ請願 (委員長報告)

第百四十三 (特別報告第四三號)大
糸線全通工事促進ノ請願 (委員長報告)

第百四十四 (特別報告第四四號)釜
石、盛岡鐵道速成其ノ他ニ關スル請
願 (委員長報告)

第百四十五 (特別報告第四五號)下
川沿村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

田區裁判所復活ニ關スル請願 (委員長報告)

第百四十六 (特別報告第四六號)京
極村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第百四十七 (特別報告第四七號)豐
頃村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第百四十八 (特別報告第四八號)名
寄區裁判所ニ地方裁判所甲號支部併
置ノ請願 (委員長報告)

第百四十九 (特別報告第四九號)鹿
屋市ニ高等工業學校設立ノ請願 (委員長報告)

第百五十 (特別報告第五〇號)水戸
市ニ農科大學設立ノ請願 (委員長報告)

第百五十一 (特別報告第五一號)肝
付兼重、楡井頼仲兩公ノ偉業ヲ國定
教科書ニ編纂ノ請願 (委員長報告)

第百五十二 (特別報告第五二號)和
學復興ニ關スル請願 (委員長報告)

第百五十三 (特別報告第五三號)
「ローマ」字表記法ニ關スル請願 (委員長報告)

第百五十四 (特別報告第五四號)名
寄町ニ測候所設置ノ請願 (委員長報告)

第百五十五 (特別報告第五五號)鹿
兒島市ニ科學博物館設置ノ請願 (委員長報告)

第百五十六 (特別報告第五六號)神
代史蹟調査所設置ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百五十七 (特別報告第一五七號)書

道振興ニ關スル請願 (委員長報告)

第五百五十八 (特別報告第一五八號)眞

如法親王御遺蹟調査並御儀業顯彰ニ

關スル請願 (委員長報告)

第五百五十九 (特別報告第一五九號)吉

野先帝御菩提之碑ヲ國寶ニ指定ノ請

願外二件 (委員長報告)

第六百六十 (特別報告第一六〇號)南薩

鐵道買收ノ請願 (委員長報告)

第六百六十一 (特別報告第一六一號)中

國鐵道買收ノ請願 (委員長報告)

第六百六十二 (特別報告第一六二號)平

戶口驛、平戶港開省營貨客運帶輸送

開始ノ請願 (委員長報告)

第六百六十三 (特別報告第一六三號)茅

野、丸子開省營自動車運輸開始ノ請

願 (委員長報告)

第六百六十四 (特別報告第一六四號)高

崎、岩島開省營自動車運輸開始ノ請

願 (委員長報告)

第六百六十五 (特別報告第一六五號)久

慈、安家開省營自動車運輸開始ノ請

願 (委員長報告)

第六百六十六 (特別報告第一六六號)川

井、遠野開省營自動車運輸開始ノ請

願 (委員長報告)

第六百六十七 (特別報告第一六七號)鶴

岡、大島開省營自動車運輸開始ノ請

願 (委員長報告)

第六百六十八 (特別報告第一六八號)花

泉驛大原町開省營自動車運輸開始ノ

請願 (委員長報告)

第六百六十九 (特別報告第一六九號)苦

前村字力盡ニ乗降場設置ノ請願

(委員長報告)

第七百七十 (特別報告第一七〇號)鹽町

驛ニ貨車取扱設備設置ノ請願

(委員長報告)

第七百七十一 (特別報告第一七一號)下

和知村大字廣野ニ停車場設置ノ請願

(委員長報告)

第七百七十二 (特別報告第一七二號)南

小谷村字倉下ニ停車場設置ノ請願

(委員長報告)

第七百七十三 (特別報告第一七三號)藥

師堂驛ノ一般驛ニ變更ノ請願

(委員長報告)

第七百七十四 (特別報告第一七四號)永

野田驛ノ一般驛ニ變更ノ請願

(委員長報告)

第七百七十五 (特別報告第一七五號)小

野村大字立石ニ停車場設置ノ請願

(委員長報告)

第七百七十六 (特別報告第一七六號)谷

峨信號所ノ普通驛ニ變更ノ請願

(委員長報告)

第七百七十七 (特別報告第一七七號)伊

佐線鐵道建設工事促進並運輸開始ノ

請願 (委員長報告)

第七百七十八 (特別報告第一七八號)岩

國、萩間鐵道速成ノ請願(委員長報告)

第七百七十九 (特別報告第一七九號)岩

國、日原間鐵道速成ノ請願

(委員長報告)

第八百八十 (特別報告第一八〇號)邊富

内線速成ノ請願 (委員長報告)

第八百八十一 (特別報告第一八一號)羽

幌、名寄間鐵道速成ノ請願

(委員長報告)

第八百八十二 (特別報告第一八二號)余

市、余別間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第八百八十三 (特別報告第一八三號)納

内、下蘆別間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第八百八十四 (特別報告第一八四號)三

田尻、萩間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第八百八十五 (特別報告第一八五號)天

鹽沿岸鐵道速成ノ請願外一件

(委員長報告)

第八百八十六 (特別報告第一八六號)西

鹿屋驛設置ニ關スル請願(委員長報告)

第八百八十七 (特別報告第一八七號)横

手、本莊間鐵道ヲ豫定線ニ編入其ノ

他ニ關スル請願 (委員長報告)

第八百八十八 (特別報告第一八八號)達

布、添牛内間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第八百八十九 (特別報告第一八九號)下

蘆別、深川間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第九百九十 (特別報告第一九〇號)水

澤、世田米間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第九百九十一 (特別報告第一九一號)

添牛内、古丹別間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第九百九十二 (特別報告第一九二號)桃

川、彼杵間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第九百九十三 (特別報告第一九三號)日

和佐、土佐山田間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第九百九十四 (特別報告第一九四號)殿

田、鶴ヶ岡間鐵道速成ノ請願

(委員長報告)

第九百九十五 (特別報告第一九五號)旭

川、砂川間鐵道複線化ノ請願

(委員長報告)

第九百九十六 (特別報告第一九六號)小

出、只見間鐵道速成等ニ關スル請願

(委員長報告)

第九百九十七 (特別報告第一九七號)北

郷、清武間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第九百九十八 (特別報告第一九八號)秋

田、雫石間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第九百九十九 (特別報告第一九九號)五

條、新宮間鐵道速成ノ請願

(委員長報告)

第二百 (特別報告第二〇〇號)小海線

昇格ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百一 (特別報告第二〇一號) 德佐、高森間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第二百二 (特別報告第二〇二號) 伊東下田間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第二百三 (特別報告第二〇三號) 興濱線鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第二百四 (特別報告第二〇四號) 聲間沼利用ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五 (特別報告第二〇五號) 佐都村大字里野宮ニ特定郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百六 (特別報告第二〇六號) 鹿屋市大字野里ニ特定郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七 (特別報告第二〇七號) 永野田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百八 (特別報告第二〇八號) 三都郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百九 (特別報告第二〇九號) 千路郵便局ニ電信、電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百十 (特別報告第二一〇號) 南郵便局ニ電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百十一 (特別報告第二一一號) 九頭龍川發電工事ニ因ル漁民ノ損失補償ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百十二 (特別報告第二一二號) 志摩郡一圓度會郡一部ヲ國立公園ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第二百十三 (特別報告第二一三號) 治療師公會認ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百十四 (特別報告第二一四號) 治療師法規制定ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百十五 (特別報告第二一五號) 性病管制法制定ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百十六 (特別報告第二一六號) 戸田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百十七 (特別報告第二一七號) 朝拜ノ時間設定ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百十八 (特別報告第二一八號) 議員候補者推薦制度廢止ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百十九 (特別報告第二一九號) 國道十八號線中浦生峠改修ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百二十 (特別報告第二二〇號) 白石川中小河川改修ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百二十一 (特別報告第二二一號) 木曾川改修工事促進ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百二十二 (特別報告第二二二號) 文化神社創建ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百二十三 (特別報告第二二三號) 神職優遇ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百二十四 (特別報告第二二四號) 時宗神社創建ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百二十五 (特別報告第二二五號) 郷社西金砂神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百二十六 (特別報告第二二六號) 金剛、高野兩山ヲ國立公園ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第二百二十七 (特別報告第二二七號) 産業組合ノ業務範圍ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百二十八 (特別報告第二二八號) 農業用重油類並電化資材特別配給ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百二十九 (特別報告第二二九號) 馬鈴薯ノ公定價格引上ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百三十 (特別報告第二三〇號) 耕地ノ灌漑排水用資材特別配給ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百三十一 (特別報告第二三一號) 適正小作料決定ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百三十二 (特別報告第二三二號) 農民救済ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百三十三 (特別報告第二三三號) 名寄町ニ國有種馬所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百三十四 (特別報告第二三四號) 色丹、擇捉兩島ニ於ケル種馬檢定實施ノ請願 (委員長報告)

第二百三十五 (特別報告第二三五號) 商工組合法ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百三十六 (特別報告第二三六號) ゴム工場ニ於ケル既存設備利用ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百三十七 (特別報告第二三七號) 自轉車工業ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百三十八 (特別報告第二三八號) 甜菜原料工業再檢討ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百三十九 (特別報告第二三九號) 圖書館事業ノ體制確立ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十 (特別報告第二四〇號) 天照皇大御神ノ大御名齊唱ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十一 (特別報告第二四一號) 農村ニ清酒増配等ノ請願 (委員長報告)

第二百四十二 (特別報告第二四二號) 結婚用衣料免稅ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十三 (特別報告第二四三號) 社會風紀肅正ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十四 (特別報告第二四四號) 石狩川改修工事促進ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十五 (特別報告第二四五號)

吉野川河水利用ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百四十六 (特別報告第二四六號)

斜里川河口改修並斜里漁港修築ノ請願

(委員長報告)

第二百四十七 (特別報告第二四七號)

廣瀬川護岸復舊等ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百四十八 (特別報告第二四八號)

志士烈士ヲ合祀スル神社建立ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百四十九 (特別報告第二四九號)

郷社鍋倉神社昇格ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百五十 (特別報告第二五〇號)

産業組合ノ運営ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百五十一 (特別報告第二五一號)

薬工品配給ニ關スル請願(委員長報告)

第二百五十二 (特別報告第二五二號)

大豆増配ニ關スル請願(委員長報告)

第二百五十三 (特別報告第二五三號)

八色原ヲ農地開發指定地ニ編入ノ請願

(委員長報告)

第二百五十四 (特別報告第二五四號)

西濃地方ニ於ケル池沼堀潰等開發ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百五十五 (特別報告第二五五號)

高粱糖ヲ原料トスル「カaramel」製造許可ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百五十六 (特別報告第二五六號)

阿波用水事業助成ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百五十七 (特別報告第二五七號)

山漆ノ伐採禁止並蠟採取ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百五十八 (特別報告第二五八號)

磯崎漁港ヲ商漁港並艇泊地ニ修築助成ノ請願

(委員長報告)

第二百五十九 (特別報告第二五九號)

平磯漁港修築補助費増額ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百六十 (特別報告第二六〇號)

水産食糧ノ生産増強ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百六十一 (特別報告第二六一號)

苦前村建網統數増加ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百六十二 (特別報告第二六二號)

鰻ノ公定價格引上ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百六十三 (特別報告第二六三號)

魚屑等ヲ原料トスル醬油釀造許可ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百六十四 (特別報告第二六四號)

上郷村ニ國有種牡馬派遣種付所設置ノ請願

(委員長報告)

第二百六十五 (特別報告第二六五號)

小友村ニ國有種牡馬派遣種付所設置ノ請願

(委員長報告)

附馬牛村ニ國營牧野設置ノ請願

(委員長報告)

第二百六十七 (特別報告第二六七號)

生活必需品配給機構ノ整備ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百六十八 (特別報告第二六八號)

自轉車用資材配給並規格ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百六十九 (特別報告第二六九號)

亞炭増産確保ニ關スル請願外一件

(委員長報告)

第二百七十 (特別報告第二七〇號)

全國野鍛冶工業組合聯合會設立ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百七十一 (特別報告第二七一號)

洋服商業組合ノ經濟事業ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百七十二 (特別報告第二七二號)

浴場用資材配給ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百七十三 (特別報告第二七三號)

樺太ニ國立公園設置ノ請願

(委員長報告)

第二百七十四 (特別報告第二七四號)

社會事業保護助成ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百七十五 (特別報告第二七五號)

接骨師法制定ニ關スル請願

(委員長報告)

基點トスルノ請願

(委員長報告)

第二百七十七 (特別報告第二七七號)

小濱、納田終間省營自動車運輸開始ノ請願

(委員長報告)

第二百七十八 (特別報告第二七八號)

高松、穴吹間省營自動車運輸開始ノ請願

(委員長報告)

第二百七十九 (特別報告第二七九號)

岩川、古江間省營自動車運輸開始ノ請願

(委員長報告)

第二百八十 (特別報告第二八〇號)

關、槻木平間省營自動車運輸開始ノ請願

(委員長報告)

第二百八十一 (特別報告第二八一號)

東京、鹿兒島間直通列車復活ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百八十二 (特別報告第二八二號)

旭田村大字落合ニ停車場設置ノ請願

(委員長報告)

第二百八十三 (特別報告第二八三號)

浦野館村字小川原ニ停車場設置ノ請願

(委員長報告)

第二百八十四 (特別報告第二八四號)

國英驛ヲ一般驛ニ變更ノ請願

(委員長報告)

第二百八十五 (特別報告第二八五號)

南廣信號所ヲ一般驛ニ變更ノ請願

(委員長報告)

第二百八十六 (特別報告第二八六號)

青笹驛ノ存置ニ關スル請願

(委員長報告)

第二百八十七 (特別報告第二八七號)

青笹驛ノ擴張整備ニ關スル請願

第二百八十八 (特別報告第二八八號)

關口驛ノ存置ニ關スル請願

第二百八十九 (特別報告第二八九號)

沼田、片品間鐵道敷設ノ請願

第二百九十 (特別報告第二九〇號)

總中野、上總龜山間鐵道速成ノ請願

第二百九十一 (特別報告第二九一號)

上總龜山、安房天津間鐵道敷設ノ請願

第二百九十二 (特別報告第二九二號)

小本線ノ通過地選定ニ關スル請願

第二百九十三 (特別報告第二九三號)

久春内、惠須取間鐵道速成等ノ請願

第二百九十四 (特別報告第二九四號)

能代、船川間鐵道敷設ノ請願

第二百九十五 (特別報告第二九五號)

根北線速成並一部營業開始ノ請願

第二百九十六 (特別報告第二九六號)

吉野生帝御菩提之碑ヲ國寶ニ指定ノ請願外二件

第二百九十七 (特別報告第二九七號)

釜石、盛岡鐵道速成其ノ他ニ關スル

請願

第二百九十八 (特別報告第二九八號)

大東亞共榮圈ノ民族研究ニ關スル請願

第二百九十九 (特別報告第二九九號)

美瑛町ニ北方農業技術傳習所設置ノ請願

第三百 (特別報告第三〇〇號)

兵ノ公葬ニ關スル請願

第三百一 (特別報告第三〇一號)

神社境域附近ニ從軍動物慰靈塔建設ノ請願

第三百二 (特別報告第三〇二號)

酒保ナル名稱再檢討ニ關スル請願

第三百三 (特別報告第三〇三號)

後死亡セル軍人ノ取扱ニ關スル請願

第三百四 (特別報告第三〇四號)

村大字西長岡ニ無集配郵便局設置ノ請願

第三百五 (特別報告第三〇五號)

村大字檜石ニ無集配郵便局設置ノ請願

第三百六 (特別報告第三〇六號)

村ニ無集配郵便局設置ノ請願

第三百七 (特別報告第三〇七號)

村大字手島ニ無集配郵便局設置ノ請願

第三百八 (特別報告第三〇八號)

五臺

村ニ無集配郵便局設置ニ關スル請願

第三百九 (特別報告第三〇九號)

村ニ特定郵便局設置ニ關スル請願

第三百十 (特別報告第三一〇號)

村字道端ニ特定郵便局設置ノ請願

第三百十一 (特別報告第三一一號)

野島村ニ特定郵便局設置ノ請願

第三百十二 (特別報告第三一二號)

與島郵便局ニ集配事務開始ノ請願

第三百十三 (特別報告第三一三號)

知床岬ニ航路標識施設ノ請願

第三百十四 (特別報告第三一四號)

煙害防遏裝置施設ニ關スル請願

第三百十五 (特別報告第三一五號)

辯護士法中改正ニ關スル請願

第三百十六 (特別報告第三一六號)

司法保護ニ關スル請願

第三百十七 (特別報告第三一七號)

衣料販賣制度簡易化ニ關スル請願

第三百十八 (特別報告第三一八號)

德島市ニ帝國大學開設ノ請願

(委員長報告)

第三百十九 (特別報告第三一九號)

北海道ニ於ケル帝國大學演習林一部開放ノ請願

第三百二十 (特別報告第三二〇號)

富山縣ニ高等農林學校設置ノ請願

第三百二十一 (特別報告第三二一號)

秋田縣ニ官立醫學專門學校設置ノ請願

第三百二十二 (特別報告第三二二號)

師範學校ニ於ケル宗教教育ニ關スル請願

第三百二十三 (特別報告第三二三號)

中等學校ノ増設並擴張ニ關スル請願

第三百二十四 (特別報告第三二四號)

學徒禁酒令制定ニ關スル請願

第三百二十五 (特別報告第三二五號)

國民教育ニ關スル請願

第三百二十六 (特別報告第三二六號)

全國官公立學校ニ御眞影奉戴並大詔奉戴日ニ關スル請願

第三百二十七 (特別報告第三二七號)

都市ニ博物館設置ノ請願

第三百二十八 (特別報告第三二八號)

文部省編纂「國體」本義訂正ニ關スル請願

第三百二十九 (特別報告第三二九號)

少國民ノ忠誠心涵養ニ關スル請願

(委員長報告)

第三百三十 (特別報告第三三〇號) 訓

應ヲ天然記念物ニ指定ノ請願

(委員長報告)

第三百三十一 (特別報告第三三一號)

回教確認ニ關スル請願 (委員長報告)

第三百三十二 (特別報告第三三二號)

正福寺梵鐘保存ニ關スル請願

(委員長報告)

第三百三十三 (特別報告第三三三號)

川崎驛ニ横須賀線電車停車ノ請願

(委員長報告)

第三百三十四 (特別報告第三三四號)

東海道線川崎驛改築促進ニ關スル請願

(委員長報告)

第三百三十五 (特別報告第三三五號)

紀勢東線連成ノ請願 (委員長報告)

(特別報告意見書ハ追テ別冊ニ掲載ス)

(平川松太郎君登壇)

○平川松太郎君 只今上程ニ相成リマシタ

請願特別報告ニ付キマシテ、委員會ノ經過

竝ニ結果ニ關シ御報告ヲ致シマス

請願委員會ハ去ル十二月二十七日第一回

總會ヲ開キマシタ、昨年第七十九議會ニ於

キマシテハ東條總理大臣ガ御出席ニナリマ

シテ、色々委員會ニ於テ御話ガゴザイマシ

タガ、本年ハ公務多忙ノ爲ニ出席ガゴザイ

マセヌ、安藤國務大臣ガ本委員會ニ御出席

ニ相成リマシテ、政府ノ請願處理ノ方針ニ

對シマシテ次ノ如キ言明ヲセラレタノデゴ

ザイマス「政府ハ現時局下飽クマデモ國民

ノ忠誠心ニ全幅ノ信頼ヲ置キマシテ心カラ

其ノ協力ヲ求メ、又其ノ協力ニ對シマシテ

ハ深キ感謝ノ念ヲ以テマシテ、重大ナル今

日ノ國務ノ運營ニ當ツテ居ル次第デアリマ

ス、隨ヒマシテ議院ヨリ送付セラレマシタ

ル請願ノ處理ニ付キマシテハ、政府ト致シ

マシテモ赤誠心ヲ以テ國民ノ聲ヲ聴キ、又

請願委員會ノ意見ヲ十分尊重スルノ念慮ヲ

以テマシテ、國政處理ノ參考ト致シ、又其ノ

採用スベキモノニ付キマシテハ、努メテ速

カニ政府ノ施策ニ具現スルヤウ十分意ヲ用

ヒルノ方針ヲ以テマシテ、今日モ實行致シ

テ居ル次第デゴザイマス」トノ政府ノ御所

信ヲ表明セラレタノデアリマス、是ハ固ヨ

リ當然ノ言明ニ外ナラナイノデアリマスガ、

民意上達ノ方途ニ付テ種々考慮ヲ拂ハレテ

居ル際ニ當リマシテ、安藤國務大臣ガ請願

委員會ニ出席セラレマシテ、重ネテ此ノ言

明ヲナサレマシタコトニ付キマシテハ、本

委員會ノ満足スル所デゴザイマス、本委員

會ハ引續キ總會ヲ開クコト九回、而モ今日

マデニ受理致シマシタル總數ハ四百十一件

デアリマシテ、委員會ニ於テ採擇スベシト

決シタモノガ三百四十八件、政府ニ參考ト

シテ送付スベキモノト決シタモノガ五十六

件、採擇スベキニアラズト決シタモノガ一

件、取下ゲヲ許可シタルモノガ六件デアリ

マシテ、全部之ヲ處理致シマシタ、其ノ詳

細ニ付キマシテハ、ドウカ速記録ニ依ツテ

御承知ヲ願ヒタイト考ヘマス

申スマデモゴザイマセヌガ、請願ハ民意

上達ニ關スル憲法上茲ニ議院法ト國民ニ許

サレタル所ノ權利デ實ニ重要ナモノデアリ

マス、政府モ議會モ共ニ決シテ之ヲ輕視シ

テハ相成ラヌト考ヘテ居ル次第デゴザイマ

ス、彼ノ大政翼賛會、是亦民意上達ノ役目

ヲ主眼トシテ出來テ居ルモノデアリマスル

ガ、請願ノ如ク法的根據ヲ有スルモノデハア

リマセヌ、然ルニ大政翼賛會ノ中央協力會

議ニハ、東條總理大臣ヲ初メ各大臣ガ何時

モ御出席ニ相成リマシテ訓辭ヲセラレ、且

ツ民意ノ存スル所ヲ御聽キ入レニナツテ居

ルノデアリマス、是ハ洵ニ結構ナコトデゴ

ザイマス、然ルニ議會ニ於ケル請願委員會ハ

前申述ベタ如ク、安藤國務大臣ガ開會前ニ

御出席ニナリ、又去ル二十三日ニハ八田鐵

道大臣ガ御出席下サイマシタ外ニハ、如何

ニ要求ヲ致シマシテモ、他ノ大臣竝ニ次官

共ニ御出席ガナイノデゴザイマシテ、唯内

務次官ガ一度御出席ニナツタノミデアリマ

ス、固ヨリ國務多端ノ折柄デ無理ナ要求カ

モ知レマセヌガ、併シ去ル二十三日、二十

四日ノ兩日ニ委員會ヲ開キマシタガ、此ノ

兩日ハ御承知ノ通り、貴族院竝ニ衆議院モ

自然休會ノ狀態デアリマシタカラ、何トカ

御差繰ヲ願ツテ御出席ヲ下サイマシヤウニ

要求致シマシタケレドモ、是亦兩日トモ鐵

道大臣以外ノ大臣次官ノ御出席ガナカツタ

ト云フコトハ、洵ニ遺憾ニ存ズル次第デゴ

ザイマス(拍手)

私ハ當時商工大臣竝ニ農林大臣ノ如キガ

御出席下サイマシテ、中小商工業者竝ニ農

民ノ叫ビヲ紹介議員ヲ通シテ直接ニ御聽取

リヲ願ヒマシタナラバ、施政上大イニ參考

ニナル點ガ多カツタデアラウト思フノデア

リマスルガ、洵ニ残念ニ思フ次第デゴザイ

マス(拍手)ドウカ本院ニ於テ採擇ニナリマ

シタ案件ニ付キマシテハ、政府ニ於テ財政

其ノ他諸般ノ事情ノ許ス限リニ於テ、成ベ

ク速カニ是ガ實現ヲ圖リ、國民ノ要望ニ應

ヘラレ、政府ノ御言明ノ如ク、今後一段ノ

御配慮ヲ願ヒ、施政ノ上ニ深キ留意ヲ拂ハ

レンコトヲ希望ニ堪ヘマセヌ

尙ホ此ノ請願委員會ノ委員諸君ノ出席率

ガ甚ダ少カツタト云フコトヲ遺憾ニ思フ次

第デゴザイマス(拍手)委員會中ノ理事竝ニ主

査ハ洵ニ毎日御出勤ニナリマシタケレド

モ、他ノ委員ハ或ハ殆下一回モ御出席ニナ

ラナイヤウナ方ガアツタノデアリマス(拍

手)又紹介ヲシテ置キナガラ、是ハ忘レテ

オイデニナツタノデハゴザイマセヌ、病氣

其ノ他ノ已ムヲ得ナイ事情デ御出席ニナラ

ナカツタノデアリマセウガ、紹介議員中ニ

モ御出席ニナラナイ議員ガ多數アツタト云

フコトヲ報告致シテ置ク次第デアリマス、

何卒御審議ノ上ニ此ノ案ヲ御採擇アラシコ

トヲ希望致シマシテ報告ヲ終ル次第デアリ

マス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 請願日程第一乃至第

三百三十五ノ各請願ハ委員長報告ノ通り採

擇スルニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ各請願ハ委員長報告通り採擇スル

ニ決シマシタ——建議案日程第一乃至第四十六ヲ一括議題トナスニ御異議アリマセスカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ河川及海岸ノ防災施設増強ニ關スル建議案外四十五件ヲ一括シテ議題ト致シマス、建議委員長ノ報告ヲ求メマス——建議委員長漢那憲和君

建議案

- 第一 河川及海岸ノ防災施設増強ニ關スル建議案(伊藤東一郎君外二名提出)(第一號) (委員長報告)
- 第二 人口國策強化徹底ノ緊急方策トシテ結婚調整委員會設置ニ關スル建議案(松本治一郎君提出)(第三號) (委員長報告)
- 第三 昭南島附近ニ於ケル高丘親王薨去ノ聖地調査ニ關スル建議案(清水留三郎君外七名提出)(第四號) (委員長報告)
- 第四 一億圓懸賞改良發明發見募集ニ關スル建議案(星一君提出)(第五號) (委員長報告)

- 第五 崇神天皇ヲ奉祀スル神宮御創建ニ關スル建議案(福井甚三君外七名提出)(第七號) (委員長報告)
- 第六 治療師法制定ニ關スル建議案(深澤吉平君外七名提出)(第八號) (委員長報告)
- 第七 漁船保險制度改革ニ關スル建議案(泉三郎君外五名提出)(第一〇號) (委員長報告)
- 第八 畜力總動員並有畜農業用機具製作ニ關スル建議案(黑澤西藏君外九名提出)(第一一號) (委員長報告)
- 第九 農村教育刷新ニ關スル建議案(石坂繁君外七名提出)(第一三號) (委員長報告)
- 第十 木材ノ増産並需給確保ニ關スル建議案(松浦周太郎君外五名提出)(第一四號) (委員長報告)
- 第十一 帝國在郷軍人會ニ對スル國庫補助増額ニ關スル建議案(赤松寅七君外三名提出)(第一六號) (委員長報告)
- 第十二 大東亞農業建設ニ關スル建議案(黑澤西藏君外七名提出)(第一五號) (委員長報告)

- 第十三 脊椎骨調整醫師法規制定ニ關スル建議案(澤田利吉君外一名提出)(第二〇號) (委員長報告)
- 第十四 本州北海道聯絡施設増強並急施ニ關スル建議案(東條貞君外三名提出)(第二二號) (委員長報告)
- 第十五 官幣大社宗像神社社殿境域復興ニ關スル建議案(中野正剛君外三名提出)(第二號) (委員長報告)
- 第十六 圖書館ノ戰時體制確立ニ關スル建議案(金井正夫君提出)(第六號) (委員長報告)
- 第十七 農產物ノ集荷、生産必需資材ノ配給及加工機構ノ合理化並價格形成ノ適正化ニ關スル建議案(安孫子孝次君外九名提出)(第二二號) (委員長報告)
- 第十八 國土計畫ニ基ク生産増強ニ關スル建議案(眞藤慎太郎君外三名提出)(第二二號) (委員長報告)
- 第十九 健土國策確立ニ關スル建議案(黑澤西藏君外八名提出)(第二三號) (委員長報告)
- 第二十 度量衡法改正ニ關スル建議案(安藤正純君外一名提出)(第九號) (委員長報告)

- 第二十一 押玄米獎勵ニ關スル建議案(伊禮肇君提出)(第一七號) (委員長報告)
- 第二十二 學校財團設立ニ關スル建議案(高城憲夫君外二名提出)(第二四號) (委員長報告)
- 第二十三 土地整理士法制定ニ關スル建議案(小野秀一君提出)(第二五號) (委員長報告)
- 第二十四 農耕地ノ綠化運動展開ニ關スル建議案(黑澤西藏君外七名提出)(第二六號) (委員長報告)
- 第二十五 霞ヶ浦北浦水位低下ニ關スル建議案(内田信也君外十名提出)(第二八號) (委員長報告)
- 第二十六 北海道土功組合更生ニ關スル建議案(松浦周太郎君外五名提出)(第二九號) (委員長報告)
- 第二十七 木曾川河水統制事業ニ關スル建議案(野田正昇君外四名提出)(第三〇號) (委員長報告)
- 第二十八 國民精神昂揚ノ根本國策ニ關スル建議案(小野寺有一君外二名提出)(第三一號) (委員長報告)
- 第二十九 直江津港修築工事促進ニ關スル建議案(増田義一君外八名提出)(第三二號) (委員長報告)

第三十 柔道接骨師法制定並柔道接骨
専門學校設置ニ關スル建議案（一松
定吉君外三名提出）（第三四號）
（委員長報告）

第三十一 海外同胞慰靈殿建立助成ニ
關スル建議案（伊禮肇君外四名提出）
（第三五號）
（委員長報告）

第三十二 官幣中社英彦山神社昇格ニ
關スル建議案（林信雄君外四名提出）
（第三六號）
（委員長報告）

第三十三 豆類ノ混食獎勵ニ關スル建
議案（川崎巳之太郎君外二名提出）
（第三七號）
（委員長報告）

第三十四 都市ノ塵芥等ヨリ肥料飼料
金屬回收ニ關スル建議案（樋口善右
衛門君外三名提出）（第三九號）
（委員長報告）

第三十五 港灣法制定ニ關スル建議案
（田中好君提出）（第四〇號）
（委員長報告）

第三十六 木材經濟統制法制定ニ關ス
ル建議案（滿井佐古君提出）（第四一
號）
（委員長報告）

第三十七 統計機構ノ整備強化ニ關ス
ル建議案（小柳牧衛君外十三名提出）
（第二七號）
（委員長報告）

第三十八 航空電氣技術振興ニ關スル
建議案（原口純允君提出）（第三三號）
（委員長報告）

第三十九 燃料對策トシテノ亞炭増産
獎勵ニ關スル建議案（横川重次君外
一名提出）（第三八號）
（委員長報告）

第四十 思想國防體制ノ確立ニ關スル
建議案（長井源君外四名提出）（第四
二號）
（委員長報告）

第四十一 三陸海岸鐵道ノ貫通並國道
開設ニ關スル建議案（小野寺有一君
外五名提出）（第四三號）
（委員長報告）

第四十二 厚生省主管武行政内閣
若ハ文部省ニ移管ニ關スル建議案
（藤生安太郎君外三名提出）（第四四
號）
（委員長報告）

第四十三 武道ヲ國家試驗科目ニ編入
ニ關スル建議案（藤生安太郎君外三
名提出）（第四五號）
（委員長報告）

第四十四 大日本武徳會ノ等制稱號改
廢ニ關スル建議案（藤生安太郎君外
三名提出）（第四六號）
（委員長報告）

第四十五 相撲ヲ大日本武徳會武道種
目ニ採用ニ關スル建議案（藤生安太
郎君外三名提出）（第四七號）
（委員長報告）

第四十六 鳴門海峽隧道鐵道敷設速成
ニ關スル建議案（紅露昭君外三名提
出）（第四八號）
（委員長報告）

河川及海岸ノ防災施設増強ニ關スル建
議案
河川及海岸ノ防災施設増強ニ關スル
建議

時局下生産力増強ニ資スル爲河川及海岸
ノ防災施設助成費ヲ増額セラレムコトヲ
望ム
右建議ス

人口國策強化徹底ノ緊急方策トシテ結
婚調整委員會設置ニ關スル建議案
人口國策強化徹底ノ緊急方策トシテ
結婚調整委員會設置ニ關スル建議

政府ハ朝野ノ有力者ヲ以テ組織セル結婚
調整委員會ヲ設置セラレ結婚問題ヲ人口
國策ノ立場ヨリ考究シ其ノ具體的方策ヲ
立案スルト共ニ現行法規ノ不備ヨリ來ル
結婚問題上ノ有ラユル障害ヲ除去シテ之
ヲ調整シ以テ人口國策ノ強化徹底ヲ期セ
ラレンコトヲ望ム
右建議ス

昭南島附近ニ於ケル高丘親王薨去ノ聖
地調査ニ關スル建議案
昭南島附近ニ於ケル高丘親王薨去ノ
聖地調査ニ關スル建議

人皇第五十一代平城天皇第三皇子高丘
親王ハ今ヨリ一千百年前ノ昔固ヨリ車
馬舟楫ノ便極メテ乏シキノ折金枝玉葉ノ
御身ヲ以テ南海萬里ノ波濤ヲ越エ印度ニ
向ハセラルルノ途次畏クモ羅越國ニ薨去
アラセラルレ全ク鎮護國家ノ御志ヲ以
テ此ノ御壯舉ヲ敢テセラレタルニ外ナラ
ズ雄ナル哉親王ノ御壯心偉ナル哉親王ノ
御忠誠荷モ皇國臣民タルモノ焉ゾ恐懼感
激セザルモノアラシヤ

諸學者ノ定説ニヨレバ彼ノ羅越國ハ現
在ノ昭南島附近ナリト降ツテ其ノ地ハ英
夷ノ占據スルトコロトナリ爲ニ親王薨去
ノ聖地ヲ調査研究スルニ由ナカリシモ
御稜威ノ下今ヤ彼ノ地一帯我ガ軍ノ監政
下ニ入ル此ノ秋ニシテ親王鎮魂ノ地ヲ踏
査決定シ以テ恭シク御雄圖ヲ顯彰シ奉ル
ノ舉ナクシテ何ゾ臣下タルノ責ヲ全ウシ
得ンヤ我等恐懼ノ至ニ堪ヘズ茲ニ政府ニ要
望シテ速ニ親王ノ御遺跡調査並御遺德顯彰
ノ實ヲ舉ゲラレンコトヲ希求シテ止マズ
右建議ス

一億圓懸賞改良發明發見募集ニ關スル建議案

一億圓懸賞改良發明發見募集ニ關スル建議

現下決戦體制ヲ整備シ生産力擴充ニ依ル高度國防國家ノ建設、廣域經濟圈ノ確立ノ爲ニ政府ハ科學技術ノ全能力ヲ發揮セシムルヤウ直ニ一億圓懸賞改良發明發見ノ募集ヲ爲サレムコトヲ望ム

右建議ス
崇神天皇ヲ奉祀スル神宮御創建ニ關スル建議案

崇神天皇ヲ奉祀スル神宮御創建ニ關スル建議

崇神天皇ノ聖德鴻業ヲ景仰シ奉ルガ爲適當ノ地ヲトシ 天皇ヲ奉祀スル神宮ヲ御創建セラレンコトヲ望ム

右建議ス

治療師法制定ニ關スル建議案

治療師法制定ニ關スル建議

一般國民ノ治病保健上多大ノ貢獻ヲ爲シツツアル治療師ニ對シ之ガ保護取締ノ實ヲ舉グル爲一般の法規ヲ制定セラレンコトヲ望ム

右建議ス

漁船保險制度改革ニ關スル建議案

漁船保險制度改革ニ關スル建議

漁船保險事業開始以來ノ經過ト現狀ニ鑑ミ左記要領ニ依リ現行漁船保險ノ制度ヲ改革スルトトモニ新ニ漁船ノ滿期制保險ヲ創設シ以テ同事業ノ發達ヲ助成セラレムコトヲ望ム

記

一、組織機構ノ改革

現行漁船保險組合ハ之ヲ發展的ニ解消シ其ノ事業ノ全部ヲ海洋漁業及沿岸漁業ノ各中樞の團體ニ吸收合併セシメ元受保險ヲ行ハシムルコト

二、滿期制保險ノ創設

現行保險制度ノ外ニ滿期制保險ノ制度ヲ創設スルコト

三、加入方法ノ改革

加入ハ強制トスルコト

四、強制保險及滿期制保險共ニ實施ニ當

リテハ國庫ハ損害保險料ノ半額乃至三分ノ一程度ヲ負擔スルカ又ハ高度ノ補助金ヲ交付スルコト

右建議ス

畜力總動員並有畜農業用機具製作ニ關スル建議案

畜力總動員並有畜農業用機具製作ニ關スル建議

關スル建議

戰力増強上勞力ノ充實ハ喫緊ノ要事タリ

而シテ刻下ノ實情ハ勞力ノ給源地タル農村ニ於テ深刻ナル勞力不足ヲ告ケ爲ニ生産ノ増強ニ支障ヲ來スコト尠カラス之カ充足緩和ヲ爲ストトモニ軍需生産部面ヘノ計畫的補給ヲ爲サムニハ農村カ現有スル畜力ノ總力發揮ニ俟タサルヘカラス即チ農村ノ現有スル牛馬〇萬頭中勞役ニ使用シ得ルモノ約〇萬頭以上ニ及フ而シテ之等ノ役畜カ田畑ニ就役スル日數ハ一箇年多キモ六十日ニシテ大部分ハ二十日乃至三十日ニ過キス殘餘三百餘日ハ厩舎ニ空シク繋留セラレツツアルノ實情ニアリ役馬一頭ハ仕事ニ依リ差違アルモ耕起、中耕、除草等ニ於テ人力ノ五倍乃至十五倍ノ能率ヲ有スルモノニシテ平均十倍ト看做シ得ヘキヲ以テ〇萬頭ノ牛馬ハ人力〇萬人ノ仕事ヲ爲シ得ヘシ之カ爲ニハ牛馬就役ノ訓練、畜力利用農法ノ指導ト牛馬適正分布ヲ期シ且之カ實施ニ要スル農機具ノ考案製作ヲ爲ササルヘカラス更ニ現下ノ情勢ニ鑑ミ牛馬力ヲ利用シ輸送ノ補助機關タラシムルコト緊要ナリ仍テ政府ハ速ニ左記施設ヲ講シ以テ戰力増強勞力對策ヲ確立セラレムコトヲ望ム

記

一、農業畜力利用調教訓練機關ノ設置

(イ) 全國數箇所ニ國立ノ畜力利用訓練所ヲ設置シ役牛馬ノ調教、田畑ノ耕起、中耕、除草等農業各般ニ互ル作業技術ノ訓練修得ヲ爲サシムルト

(ロ) 道府縣ハ郡單位ニ簡單ナル縣立畜力利用實習所ヲ設クルコト

(ハ) 畜力利用農法ノ指導ヲ徹底スルコト

二、役畜ノ地方別適正分布

地方別農業經營ノ實情ニ鑑ミ役馬、役牛ノ適正分布計畫ヲ樹立シ速ニ移動配置ヲ爲ストトモニ之カ諸般ノ施設ヲ爲スコト

三、畜力用農機具ノ考案製作

畜力用農機具ノ改良發達ヲ圖ル爲農機具製作者ノ企業合同ト相俟チ生産指導機關ノ協力ニ依リ國策的農機具製作會社ヲ設立スルトトモニ農機具ノ改良試驗施設ヲ併置スルコト

四、輸送機關ノ空襲對策

鐵道、橋梁、港灣等ノ輸送機關ヲ空襲セラレタル場合ノ應急對策トシテ平時ニ於テ駄牛馬ノ訓練ヲ行ヒ輸送補助機關トシテ非常時動員計畫ヲ樹立スルコト

右建議ス

農村教育刷新ニ關スル建議案

農村教育刷新ニ關スル建議

國民ノ主要食糧ヲ確保シ民族ノ基盤トシテノ健全明朗ナル農村ヲ維持育成スルハ決戰體制確立ニ即應スル刻下ノ要請ニ應ヘ且ツ皇國無窮ノ進運ニ備フル基本的要件ナリ而シテ之ガ爲ニハ農村ノ子弟ヲシテ農業ニ對スル憧憬ト情熱トヲ持タシメ生産ノ増強ヲ圖ルト共ニ田園ノ詩的情操ニ浸リ大自然ニ融合シ天地一體萬物同根ノ境地ニ立チテ天業ヲ翼賛シ感謝報恩ノ生活ヲ營ミツツ職域奉公ニ邁進セシムルコトヲ要ス茲ニ於テカ農村教育ノ根本的刷新ヲ圖リ農村子弟ニ對シテ精神技術一如ノ鍊成ヲ徹底セシメ以テ皇國農民魂ヲ鍛鍊昂揚セシムルノ必要ナル所以ヲ痛感セズンバアラズ政府ハ宜シク農村青年學校及農業教育ノ刷新充實ニ付左記事項ヲ考慮シ速ニ適當ナル方策ヲ講ゼラレムコトヲ望ム

第一、農村青年學校教育ノ振興

一、青年學校教員養成機關ノ充實

青年學校教員養成所ヲ官立トシ專門學校程度ニ昇格シ收容人員ヲ增加シ青年學校教員ノ質ノ向上ト量ノ増加ヲ圖ルコト

二、教育内容ノ改善

普通科ヲ存置シテ其ノ充實整備ヲ計ルコトトシ更ニ獨立ノ校舍ト實習農場、加工場等ノ設備ヲ整備シ教育内容ノ充實ヲ計リ特ニ農民精神ノ昂揚、作業技能ノ鍊磨、經營技術ノ修得ニ主眼點ヲ置クコトトスルコト

三、女子部ノ義務制ヲ實施スルコト

四、教員俸給支辨制度ノ改善

青年學校教員ノ俸給ハ國民學校教員俸給ト同様道府縣費支辨ト爲シ國庫負擔ノ制度ヲ確立スルコト

五、卒業生ニ對スル資格ノ付與

青年學校卒業生ニ對シテ陸海軍幹部候補生、上級學校進學等ノ資格ヲ付與スルコト

第二、農業教育ノ改善

一、農業學校教育内容ノ刷新

從來ノ農業學校教育カ知識偏重、斷片的技術修得ニ墮シタル弊ヲ改メ先ヅ農國本ノ信念ノ把握ト勤勞精神ノ陶冶ニ徹底シ農業技術及經營技術ノ習得ニ遺憾ナカラシムルコト要スレバ生徒ヲ其ノ縣下ノ篤農家ニ分派シ先ヅ技術ト經營トヲ

實習セシムルガ如キ方法ヲ講ゼシムルコトトスルコト

二、高等農業經營學校(假稱)ノ設置

全國ノ各分部ニ國立ニテ之ヲ設置シ學者及經驗者ヲ教授ト爲シ青年學校教員及農業技術員ヲ現職ノママ收容之ニ再教育ヲ施シ眞ニ精神技術一如ノ鍊成ヲ徹底セシメ以テ農民ノ技術者タルノ素質能力ノ向上ヲ計ルコト

右建議ス

木材ノ増產並給確保ニ關スル建議案

木材ノ増產並給確保ニ關スル建議案

木材需給逼迫ノ情勢ニ鑑ミ政府ハ速ニ左記ニ依ル施策ヲ緊急實施シ以テ戰力増強ニ即應セラレムコトヲ望ム

記

一、木材生産配給機構ノ整備強化

一、増產確保ノ爲ノ生産獎勵金ノ交付

一、奥山山林開發幹線道路ノ敷設

一、造林計畫促進ニ關スル助成

右建議ス

帝國在郷軍人會ニ對スル國庫補助増額ニ關スル建議案

帝國在郷軍人會ニ對スル國庫補助増額ニ關スル建議案

帝國在郷軍人會ニ對スル國庫補助金ヲ増額交付シ同會ヲシテ決戰體制下最モ緊急ヲ要スル皇軍ノ戰力増強ニ寄與セシムルト共ニ思想國防ノ強化ヲ圖リ國土防衛ノ完璧ヲ期シ尙進シテ國民敢闘精神ノ振作ニ努メラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一河川及海岸ノ防災施設増強ニ關スル建議案(伊藤東一郎君外二名提出)(第一號)

一人口國策強化徹底ノ緊急方策トシテ結婚調整委員會設置ニ關スル建議案(松本治一郎君提出)(第三號)

一昭南島附近ニ於ケル高丘親王薨去ノ聖地調査ニ關スル建議案(清水留三郎君外七名提出)(第四號)

一一億圓懸賞改良發明發見募集ニ關スル建議案(星一君提出)(第五號)

一崇神天皇ヲ奉祀スル神宮御創建ニ關スル建議案(福井甚三君外七名提出)(第七號)

一治療師法制定ニ關スル建議案(深澤吉平君外七名提出)(第八號)

一漁船保險制度改革ニ關スル建議案(泉

國三郎君外五名提出(第一〇號)

一 畜力總動員並有畜農業用機具製作ニ關スル建議案(黑澤西藏君外九名提出)(第一一號)

一 農村教育刷新ニ關スル建議案(石坂繁君外七名提出)(第一三號)

一 木材ノ増産並需給確保ニ關スル建議案(松浦周太郎君外五名提出)(第一四號)

一 帝國在郷軍人會ニ對スル國庫補助増額ニ關スル建議案(赤松寅七君外三名提出)(第一六號)

右各案ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十八年二月二十四日

衆議委員長 漢那 憲和

衆議院議長岡田忠彥殿

大東亞農業建設ニ關スル建議案

大東亞農業建設ニ關スル建議案

大東亞國內諸地域ハ悉ク農業地帯ニシテ大東亞ノ建設ハ本邦農業ヲ中核ト爲シ其ノ指導ノ下ニ各地域農業ノ互助協力ニ依リ大東亞農業ノ綜合的建設體制ヲ確立整備スルヲ以テ先驅の基本要件ト爲ササルヘカラス大東亞ノ農業建設ニ關スル方針ハ大東亞審議會ノ答申ニ依リ既ニ大綱ハ明トナレリ即チ此ノ際政府ハ速ニ各地域

間ニ於ケル農業ノ分布調整、移民及技術ノ送出計畫、企業農園(エステート)ノ經營方式等ニ關シ綜合計畫ヲ樹立シ實狀ニ即シ健全ナル建設計畫ヲ進展セシムルトヲ要ス之カ爲特ニ左記各項ニ付適切ナル施策ヲ講セラレムコトヲ望ム

記

一、速ニ大東亞農業ノ綜合的建設具體計畫ヲ確立スルコト

右計畫ハ皇國農村確立ノ基本方針ト緊密ニ聯關セシメ不離一體的二其ノ實施ヲ期スルノ用意ヲ要スルモノナルコト

二、移植民ニ關スル綜合計畫ノ樹立

前項ノ計畫ニ基キ内地移民(北海道開拓民、山村農家ノ設定、開墾地移住等)ト滿洲及南洋ニ送出スヘキ移植民ニ對シ綜合計畫ヲ樹立スルコト

南方ニ送出スヘキ農業移民ハ氣候適順ノ地及重要據點ニノミ限定スルコトト爲スコト

半島農民ニ就テモ南方移植ニ付考慮スルコトトスルコト

三、滿洲農法ノ確立

滿洲農法模倣ノ營農ヨリ飛躍セシメ北海道農法ヲ導入シテ滿洲農法ヲ確立シ以テ開拓團ノ經營ヲ安定強化スルト共

ニ日滿一體ニ依ル食糧ノ自給確保ニ遺憾ナキヲ期スルコト

四、南方ニ於ケル企業農園ハ日本農業團體又ハ之ヲ中核トシテ結成サルル企業體ニ委任經營ヲ爲サシムルコト

農業團體ハ巨額ノ預金ヲ擁シ多數ノ農業技術員ヲ有ス敵産ニシテ軍管理下ニ在ル南方企業農園ハ其ノ經營ヲ商業財閥ニ委ヌルコトヲ爲サス農業團體又ハ農業團體ヲ中核トシテ結成サルル企業體ニ委任經營ヲ爲サシメ其ノ經營ニ國策的意義ヲ有セシムルト共ニ内地農業トノ聯絡調整ニ寄與セシムルコトト爲スコト

此ノ場合不在地主、大地主ノ土地資本ノ轉換ニ付考慮スルコト

五、指導者訓練所ノ設置

北海道ニ滿洲開拓民指導者訓練所、臺灣ニ南方開拓民指導者訓練所ヲ設置シ寒冷地農業、熱帶地農業ニ關スル農法ヲ體得シ技能ヲ練磨セシメ指導ノ適格者ヲ養成スルコト

右建議ス

脊椎骨調整醫師法規制定ニ關スル建議案

脊椎骨調整醫師法規制定ニ關スル建議案

政府ハ速ニ國民保健ノ完璧ヲ期スル爲脊椎骨調整醫師法規ヲ制定セラレムコトヲ望ム

右建議ス

本州北海道聯絡施設増強急施ニ關スル建議案

本州北海道聯絡施設増強急施ニ關スル建議案

本州北海道間ノ交通運輸聯絡ノ施設ヲ急速ニ増強セラレムコトヲ要望ス

右建議ス

報告書

一大東亞農業建設ニ關スル建議案(黑澤西藏君外七名提出)(第一五號)

一 脊椎骨調整醫師法規制定ニ關スル建議案(澤田利吉外一名提出)(第二〇號)

一本州北海道聯絡施設増強急施ニ關スル建議案(東條貞君外三名提出)(第二一號)

右各案ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十八年二月二十七日

衆議委員長 漢那 憲和

衆議院議長岡田忠彥殿

官幣大社宗像神社殿境域復興ニ關スル建議案

官幣大社宗像神社殿境域復興ニ關スル建議

本案ハ大正十二年以來屢、建議案トシテ提出セラレ其ノ都度滿場一致ヲ以テ可決セラレタルモ今日尙其ノ實現ヲ見サルハ最モ遺憾トスル所ナリ抑、同社ハ皇祖ノ御神勅ニ淵源スル極メテ特殊ノ神社ナルニモ拘ラス諸殿宇ノ腐朽頽廢甚シク加之境域狹隘ニシテ風致ノ荒涼ナルコト他ニ其ノ比ヲ見ス斯クテハ徒ニ天祖ノ勅誡ニ悖リ神慮ニ對シ定ニ恐懼ニ堪ヘサル次第ナリ仍テ速ニ國費支辨ニ依リ同神社建造物ノ大改修及神域ノ大擴張ヲ斷行シ以テ名實共ニ天祖勅誡ノ大社タル面目ヲ復興セラレムコトヲ望ム

右建議ス

圖書館ノ戰時體制確立ニ關スル建議案

圖書館ノ戰時體制確立ニ關スル建議案
政府ハ曩ニ學制ヲ改正シテ學校教育年限ヲ短縮シ近ク來學年度ヨリ之ヲ實施セムトシ又既ニ圖書出版ヲ統制シ今後尙一層其ノ強化ヲ圖ラムトス此ノ如キハ決戰態勢下ニ於テ洵ニ止ムヲ得ザルニ出ヅルモノナリト雖モ國民文化ノ水準ヲ低下シ學

問技術ノ發達ヲ停頓セシメ延イテハ生産力増強ニ影響ヲ及ボシ其ノ餘弊避クベカラザルモノアリ而シテ此ノ缺陷ヲ補正スルノ方策ハ學校外ノ教育機關タル圖書館ノ利用ヲ普及シ國民再教育ノ實ヲ舉グルノ外アルベカラズ政府ハ速ニ圖書館制度ヲ整備シ其ノ機能ヲ振起シ以テ國家ノ要請ニ即應スル圖書館ノ戰時體制ヲ確立セラレムコトヲ望ム

右建議ス

農産物ノ集荷、生産必需資材ノ配給及加工機構ノ合理化並價格形成ノ適正化ニ關スル建議案

農産物ノ集荷、生産必需資材ノ配給及加工機構ノ合理化並價格形成ノ適正化ニ關スル建議

農産物ノ集荷及生産必需資材ノ配給ヲ業務トスル國策會社ハ今ヤ非常ナル多數ニ上ル而シテ是等會社ハ生産擔當ノ實態トハ何等ノ關聯ナク其ノ厶大ナル事業費ハ生産者又ハ消費者ニ轉嫁サレ複雑ナル手續ハ生産者ニ重キ勞力ト經費トヲ負擔セシメツツアリ更ニ加工過程ニ於ケル利潤ハ餘リニモ多キニ過ギ生産ガ中間搾取ノ對照トセラレツツアルカノ感ヲ深カラシメ生産者慾ヲ減殺シテ生産増強ヲ妨グル

ニ止マラズ低物價政策ニ背反スル結果ヲ招來シツツアリ仍テ速ニ集荷配給及加工機構ノ合理化ヲ圖リ其ノ利潤ヲ公正ニ規定シ以テ農産物ノ價格形成ヲ適正ナラシメ生産、供出ノ増強ニ遺憾ナキヲ期スル爲政府ハ速ニ左ノ施設ヲ實施セラレムコトヲ望ム

記

一、生産ト結合スル生産資材ノ配給機構確立

生産ノ指導並資金供給ノ責任體タル農業團體ヲシテ一元的ニ生産資材ノ配給ヲ爲サシメ適期重點主義ニ基ク配給ニ遺憾ナカラシメ農業團體ノ責任ニ於テ國家ノ要請ニ從ヒ生産ヲ確保セシムルコトトスルコト

二、生産及供出ノ責任體制確立

生産者及生産者團體ノ責任ハ單ニ生産ヲ確保スルノミヲ以テ足レリトスルモノニ非ズ國家ノ要請ニ應ヘ計畫的ニ其ノ生産物ヲ集荷供出シ一貫的ニ負荷セラレタル責務ヲ完遂セシムルノ體制ヲ確立整備スルコト

三、農産物加工事業ノ合理化ト生産費低減

農産物加工原料ヲ統制機關ニ賣渡シ更

ニ之ヲ農業團體ガ買受クル等ノ爲徒ナル日數ト經費トヲ費シツツアルハ不合理ノ甚シキモノナルヲ以テ之ガ是正ヲ爲ストトモニ農業團體ニ依ル農産物加工事業ヲ積極的ニ指導獎勵シ以テ生産費ノ低減ヲ圖ルコト

四、集荷配給事業ノ簡素、強化

物資別集荷配給機關ノ濫立ハ集荷配給ヲ複雜、煩瑣ナラシメ代金決済ヲ遲延シ輸送ヲ混亂セシメツツアルヲ以テ農業團體ヲシテ一元的ニ是等事業ヲ行ハシメ其ノ簡素化ト合理化ヲ期スルコト

五、中間機關ノ整理簡素化及加工部門ニ於ケル價格形成ノ適正化

統制機關ノ複雜化ト各段階ニ於ケル諸掛リノ増嵩ニ依リ中間經費ハ著シク増大シツツアリ更ニ加工事業部門ニ於ケル利潤ニハ甚シク高率ナルモノアリテ多數ノ中間機關ノミハ統制ノ強化ト相俟チ其ノ經營安固ナルニ拘ラズ生産、消費部面ハ甚ダ困難ヲ來シツツアリ仍テ中間機關ヲ整理簡素化シ其ノ經費ヲ壓縮シテ加工部門ノ利潤及生産者販賣價格ノ適正化ヲ圖ルコト

六、農村經濟ノ明朗化

集荷配給ノ事業ガ其ノ信任スル團體員

健土國策確立ニ關スル建議案

健土國策確立ニ關スル建議

ニ依テ運營セラレ不當ノコトアルトキハ罷免スルコトヲ得且ツ經理ノ内容ガ團體員ニ逐一報告セラレ集荷配給ニ關スル運營實相ガ瞭ニ知悉セラルルトキニ農村民ノ經濟活動ハ活潑ナルモノナルヲ以テ斯ル農村機構ノ様相ヲ具現スル如キ集荷配給ノ機構ヲ確立スルコト

右建議ス

國土計畫ニ基ク生産増強ニ關スル建議案

議

決戦下緊迫セル生産増強ノ要請ニ對應スル爲政府ハ左記各項ニ準據シ適切ナル措置ヲ講セラレムコトヲ要望ス

一、工業及加工工業ノ創設ニ際シテハ原料、燃料、電力等ノ豊富ナル地帯ニ開設セシムルヤウ指導スルコト

一、既設ノ工業ト雖モ事情ノ許ス限り原料、燃料、電力等ノ豊富ナル地帯ニ轉移セシムルヤウ指導スルコト

一、前二項ノ方針ニ基キ關係各省協力シテ資金調整、起業許可及燃料、動力、資材、勞務等ノ制當ヲ考慮スルコト

右建議ス

ル建議案(中野正剛君外三名提出)(第二號)

一圖書館ノ戰時體制確立ニ關スル建議案

(金井正夫君提出)(第六號)

一農産物ノ集荷、生産必需資材ノ配給及加工機構ノ合理化並價格形成ノ適正化ニ關スル建議案(安孫子孝次君外九名提出)(第二二號)

提出)(第二二號)

一國土計畫ニ基ク生産増強ニ關スル建議案

(眞藤慎太郎君外三名提出)(第二二號)

一健土國策確立ニ關スル建議案(黒澤西藏君外八名提出)(第二三號)

右各案ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十八年三月一日

建議委員長 漢那 憲和

衆議院議長岡田忠彦殿

度量衡法改正ニ關スル建議案

度量衡法改正ニ關スル建議

現行度量衡法ハ我が國體及傳統ヲ無視シ且ツ國民生活ノ實情ニ適セズ又國防上ニモ缺陷アリ故ニ政府ハ曩ノ度量衡制度調査會ノ答申ニ基キ速ニ我が度量衡法ヲ尺貫法及「メートル」法併用ノ制ニ改正セラレムコトヲ望ム

右建議ス

押玄米獎勵ニ關スル建議案

押玄米獎勵ニ關スル建議

戰時下國民食糧ノ節約、國民保健ノ向上等ニ資スル爲一般國民ニ對シ押玄米食ヲ獎勵シ其ノ普及徹底ヲ圖ラレムコトヲ望ム

右建議ス

學校財團設立ニ關スル建議案

學校財團設立ニ關スル建議

私立大學高等專門學校經營ノ刷新充實ヲ期スル爲政府出資ノ下ニ特殊法人學校財團ヲ設立セラレムコトヲ望ム

右建議ス

土地整理士法制定ニ關スル建議案

土地整理士法制定ニ關スル建議

政府ハ國土計畫並ニ主要食糧其ノ他ノ農産物資増産ニ即スル時局ノ要請ヲ充足スル爲土地調査員ノ制度ヲ法規化シ速ニ土地整理士法ヲ制定セラレムコトヲ望ム

右建議ス

農耕地ノ綠化運動展開ニ關スル建議案

農耕地ノ綠化運動展開ニ關スル建議

肥料並ニ飼料ノ切迫セル實狀ニ於テ食糧等ノ増産ヲ圖ラントセバ綠肥作物ヲ全國的ニ普及セシメ白給飼肥料ノ増強ヲ期セザルベカラズ仍テ政府ハ種子配給ニ關スル適切ナル計畫ヲ樹立シ學童等ノ動員計畫ヲ定立シ空地及休閑地ノ全面的綠化

計畫ヲ定立シ空地及休閑地ノ全面的綠化

計畫ヲ定立シ空地及休閑地ノ全面的綠化

計畫ヲ定立シ空地及休閑地ノ全面的綠化

計畫ヲ定立シ空地及休閑地ノ全面的綠化

計畫ヲ定立シ空地及休閑地ノ全面的綠化

ヲ徹底セラレンコトヲ望ム
右建議ス

霞ヶ浦北浦水位低下ニ關スル建議案

霞ヶ浦北浦水位低下ニ關スル建議案

茨城縣下ノ大水害ヲ除去スル爲霞ヶ浦北

浦ニ放水路ヲ開鑿シ水位低下ヲ圖ラレム

コトヲ望ム

右建議ス

北海道土功組合更生ニ關スル建議案

北海道土功組合更生ニ關スル建議案

現下時局ノ要請ニ對處シ主要食糧ノ生産

ヲ確保シ且増殖ヲ期スルハ洵ニ喫緊ノ時

務ナリト信ズ仍テ政府ハ宜シク我が北海

道ニ於ケル水田總面積約二十萬町步中其

ノ七割ヲ占ムル土功組合ノ堅實ナル發達

ヲ圖リ米作ノ増産ニ資スルト共ニ水田ノ

經營難ニ喘ギツアル農家ノ安定ヲ期ス

ル爲速ニ左記土功組合更生策ヲ樹立シ之

ガ實施ヲ期セラレムコトヲ望ム

一、土功組合ニ屬スル水稻耕作限界線

外ノ水田面積推定約四萬町步ニ對スル

負債額ハ畑還元ニ依ル組合負擔力ノ範

圍ニ於テ整理ノ途ヲ講ズルコト

一、水稻耕作適地ニシテ負擔金過重ナル

組合地區ニ對シテハ米價生産費在定標

準額ニ達スル迄國庫ノ助成ヲ爲スコト

一、水田耕作適地ニシテ多額ノ負債ヲ有

スル組合ニ對シテハ最低金利資金ニ借

替セシメ且負擔力薄キモノニ對シテハ

其ノ金利ニ對シ國庫ヨリ補給ヲ爲スコ

ト

一、十勝岳爆發ニ依リ設立シタル耕地整

理組合ニ對シテモ土功組合ニ準ジ之ガ

更生策ヲ樹立スルコト

右建議ス

本會川河水統制事業ニ關スル建議案

本會川河水統制事業ニ關スル建議案

米英擊滅ノ爲ニハ國家ノ總力ヲ發揚シ軍

需産業ノ擴充強化、食糧ノ増産確保並ニ國

民生活安定ノ方途ヲ講ジ一意戰力ノ増強

ヲ圖ルコトコソ喫緊ノ要諦タリト信ズ之

ガ爲ニハ總テノ立地條件ヲ具備シ時局ノ

要求ニ伴ヒ飛躍的發展膨脹ヲ遂ゲ我が國

ニ於ケル重要ナル一大兵器廠ト化セシ名

古屋市及其ノ附近一帯ノ軍需生産工業ニ

十分ナル電力及工業用水、水道用水等ノ

供給ヲ爲シ其ノ全機能發揮ニ遺憾ナキヲ

期セザルベカラズ然ルニ現狀ニ照シ深察

スルニ今ニシテ之ガ對策ヲ圖ラズンバ悔

ヲ千載ニ貽ス憂ナシトセズ是レ本會川河

水統制事業ノ實施ガ喫緊ノ急務タル所以

ナリ就中本會川上流ニ位置スル藪原貯水

池築造ノ如キハ其ノ有效適切ナル運用ニ

依リ下流ニ存在スル數多ノ發電所ニ何等

新規ノ工作ヲ施サズシテ冬期電力不足時

ニ於テ約一億二千萬「キロワット」時ノ發

生電力ノ増加ヲ計リ得ルノ外下流大山附近

ニ於ケル取水設備ノ築造ト兩々相俟ツテ

三千町步ノ開田ヲ可能ナラシメ更ニ名古

屋市及附近一帯ノ防火用水、工業用水、上

水道用水ヲモ豊富ニ供給シ得ル等其ノ效

果顯著ニシテ大東亞戰爭完遂上ニ貢獻ス

ル所極メテ大ナリト認ムルヲ以テ政府ハ

速ニ該事業ヲ實施セラレムコトヲ要望ス

右建議ス

國民精神昂揚ノ根本國策ニ關スル建議

案

國民精神昂揚ノ根本國策ニ關スル建

議

國民精神ノ昂揚ハ先ツ惟神ノ大道ニ立チ

隨神ナル「皇ヲ御民我レ」ノ自啓ヲ爲サシ

ムルニ在リ國民ヲシテ此處ニ至ラシムル

ノ國策ヲ樹ツルハ實ニ時局下ノ急務ナリ

速ニ政府ノ立策ヲ望ム

右建議ス

直江津港修築工事促進ニ關スル建議案

直江津港修築工事促進ニ關スル建議

日本海方面ノ海陸連絡ノ便ヲ増進シ新潟

縣長野縣ニ於ケル戰力增強ヲ期スル爲直

江津港ノ修築工事ヲ促進セラレムコトヲ

望ム

右建議ス

柔道接骨師法制定並柔道接骨專門學校

設置ニ關スル建議案

柔道接骨師法制定並柔道接骨專門學

校設置ニ關スル建議

政府ハ柔道接骨師法ヲ制定スルト共ニ柔

道接骨師ヲ養成スル柔道接骨專門學校ヲ

設置セラレムコトヲ望ム

右建議ス

海外同胞慰靈殿建立助成ニ關スル建議

案

海外同胞慰靈殿建立助成ニ關スル建

議

平和ノ戰士トシテ海外ニ挺身シ異域ニ客

死セル同胞ノ英靈ヲ慰メ祀ルベキ殿堂ヲ

建立シ併セテ移民博物館ヲ附屬セシムル

ニ付政府ニ於テ相當額ヲ助成アラムコト

ヲ望ム

右建議ス

官幣中社英彦山神社昇格ニ關スル建議

案

官幣中社英彦山神社昇格ニ關スル建

議

官幣中社荏彦山神社ヲ官幣大社ニ昇格セラレムコトヲ望ム

右建議ス

豆類ノ混食獎勵ニ關スル建議案

豆類ノ混食獎勵ニ關スル建議

長期戦下主食ノ節約國民保健ノ向上等ニ資スル爲兵食並ニ一般國民食トシテ各種豆類ノ混食ヲ獎勵シ其ノ普及徹底ヲ圖ラレムコトヲ望ム

右建議ス

都市ノ塵芥等ヨリ肥料飼料金屬回收ニ關スル建議案

都市ノ塵芥等ヨリ肥料飼料金屬回收ニ關スル建議

ニ關スル建議

食糧増産ノ爲多々益々肥料ヲ要スルノ秋人造肥料ハ到底需要ヲ滿タスニ足ラス之カ補給ハ實ニ焦眉ノ喫緊事タリ幸ニ都市ノ塵芥、原野ノ雜草、沼澤ノ蘆荻等ハ到ル處ニ存シテ容易ニ之ヲ肥料用並ニ火力用ノ燐炭ニ製造シ得ルノミナラス資源豐富ニシテ利用亦廣範圍ニ及フヲ得ヘシ次ニ生産増強ニ奮闘中ナル銃後一億民ニ對スル體力増進ノ爲榮養食餌ノ供給ハ緊迫セル先決問題ナリ從ツテ家畜就中豚、兎、鶏等ノ飼育ノ切要ヲ痛感スルモノナルモ實際上飼料難ノ爲之等ノ飼育ハ日ヲ

逐ウテ減退ノ趨勢ニ在リ是レ定ニ國民保健上最大ノ關心事タラスンハアラス然ルニ都市ノ塵芥ヲ善用シテ豚、兎ヲ飼ヒ農山村ノ屋敷地ニ鶏ヲ放飼センカ飼料難ヲ解消シテ好成绩ヲ擧ゲ得ヘク現ニ斯ノ種幾多ノ事例ニ乏シカラス仍テ更ニ之ヲ全國的ニ普及徹底セシムルノ要アリ尙聖戰完遂ノ爲金屬其ノ他物資ノ要望セラルルヤ大旱ノ雲霓モ膏ナラス而シテ目下ノ輸送關係上今直ニ之カ大量補給ヲ鑛物資源ノ豐富ナル南方地域ニ俟ツ能ハス他方内地ノ鋼鐵回收ハ官公衙、工場、社寺、家庭ヲ一巡シ去レハ其ノ業亦終ラサルヲ得ス斯ル行詰打開ノ途ハ主トシテ都市塵芥ノ選別還元ニ依リテ其ノ中ヨリ金屬類ヲ回收スルニ在リ政府ハ以上ノ時局的要請ニ鑑ミ此ノ際左記諸施設ヲ講セラレムコトヲ望ム

甲、都市塵芥及地方雜物等ニ依ル燐炭製造

政府ハ塵芥利用國策ヲ確立シ以テ前年汚物掃除法施行規則ヲ改正シタル本旨ヲ徹底セシムル爲都市塵芥ノ焼却テフ消極的處理法ヲ一擲シテ之ヲ利用多キ燐炭ニ製造シ一ニハ間接肥料トシテ施用セシメ或ハ更ニ厨芥屎尿ヲ之ニ吸收セシメテ無臭

完全肥料ヲ造リ以テ遠近ニ配給シニハ木炭代用ノ燃料タラシメテ木炭原料タル樹木ノ濫伐ヲ緩和シ以テ飽迄之カ積極的利用ヲ講スルコト

乙、厨芥類利用ニ依ル豚、兎、鶏飼養ノ徹底化

一、全國都市ノ厨芥類ヲ悉ク利用シテ其ノ郊外ニ成ルベク各戸分散的ニ小規模ノ養豚ヲ爲サシムルコト

一、農山村ニハ各戸ノ屋敷地等ニ戸毎若干ノ兎、鶏ヲ飼養セシムルコト

丙、都市塵芥ノ選別還元ニ依ル金屬回收

一、汚物關係法規改正ノ趣旨ヲ尊重シ簡素ナル裝置ニ依リ塵芥ヲ選別還元シテ前記ノ如ク木葉、骨片、紙片、塵芥等ハ之ヲ燐炭ニ製造シ厨芥類ハ專ラ之ヲ豚、兎、鶏ノ飼料タラシムルコト

一、選別ニ依リテ金屬、ゴム屑、セルロイド屑、硝子屑等ヲ回收スルコト

丁、政府ノ指導助成

政府ハ以上ノ諸施設ニ付此ノ際熱意ヲ以テ一元的ニ指導監督シ且適當ノ保護助成ヲ加フルコト

港灣法制定ニ關スル建議案

港灣法制定ニ關スル建議

政府ハ大東亞共榮圈育成ノ爲交通政策ヲ確立シ速ニ港灣法ヲ制定セラレムコトヲ望ム

右建議ス

木材經濟統制法制定ニ關スル建議案

木材經濟統制法制定ニ關スル建議

政府ハ木材需給ノ現狀ニ鑑ミ左記木材經濟統制法案要項ノ如キ立法ニ依テ木材統制ヲ改善セラレムコトヲ望ム

木材經濟統制法案要項

一、本法ハ木材（薪炭ノ用ニ供セラルルモノヲ除ク以下同ジ）ノ生産ヲ確保シ其ノ需給ノ圓滑適正及價格ノ公正ヲ圖ルコトヲ目的トス

一、政府ハ日本木材統制會（以下統制會ト略稱ス）ヲ設置シ木材ノ生産及需給ノ事務的統制ニ任ゼシム

一、政府ハ國策ニ基キ木材經濟ノ統制ニ關シ統制會ニ對シ必要ナル命令ヲ發シ且之ヲ監督指導ス

一、統制會ハ木材經濟ノ統制ニ關シ左ノ業務ヲ行フモノトス

一、木材業者（木材ノ生産、搬出、輸出入、移出入及賣買ヲ業トスル個人、

組合又ハ會社等以下同ジニ對シ木材生産並ニ搬出ニ關シ樹種、材種、數量等ノ要請又ハ指令

二、木材業者ニ對シ木材ノ輸出入、移出入等ノ認可又ハ指令

三、木材業者ニ對シ木材ノ賣買ニ關シ其ノ樹種、材種並ニ數量等ノ認可又ハ指令

四、木材業者ニ對シ木材ノ供出ニ關シ其ノ樹種、材種並ニ數量等ノ指令

五、其ノ他木材ノ生産及需給ノ事務的統制ニ關スル業務

六、木材經濟ノ實情ノ調査

七、木材業者ノ必要トスル資材勞力等ノ配給斡旋等ニ關スル業務

一、統制會ハ自ラ木材ノ生産並ニ搬出、輸出入、移出入及賣買等産業實體ノ經營ニ當ルヲ得ズ

一、統制會ハ事務費ノ程度ニ於テ木材業者ヨリ所要ノ經費ヲ徵收スルコトヲ得前項ノ經費徵收ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一、木材ノ生産並ニ搬出ヲ爲サントスル者ハ行政官廳ニ届出デ直ニ其ノ業ヲ開始スルコトヲ得

一、木材ノ輸出入、移出入及賣買ヲ爲サ

ントスル者ハ行政官廳ニ願ヒ出デ其ノ認可ヲ待テテ其ノ業ヲ營ムベシ

一、木材業者ハ其ノ生産、搬出又ハ買入セル木材ノ樹種、材種、數量等ヲ直ニ統制會ニ報告スベシ

木材業者木材ノ輸出入、移出入又ハ賣買ヲ爲サントスルトキハ統制會ニ報告シ其ノ認可又ハ指令ヲ受クベシ

木材業者ハ統制會ノ木材經濟ノ調査ニ關スル要求ニ應ジ所要ノ報告ヲ爲スベシ

一、木材業者ニ非ザル者ニシテ木材ヲ生産シタルトキハ直ニ統制會ニ報告スベシ木材業者ニ非ザル者ニシテ木材ヲ使用シ又ハ賣渡サントスル者ハ統制會ニ報告シ其ノ認可又ハ指令ヲ受クベシ

一、政府ハ本法ノ趣旨ニ反シ命令ヲ以テ木材業者ノ企業ヲ停止セシムルコトヲ得ズ

一、政府ハ森林ノ再生産可能ノ限度以上ニ於テ立木ノ價格ヲ決定シ之ヲ基準トシテ木材業者ノ經營可能ナル如ク素材、製材等ノ價格ヲ公定スベシ

一、政府ハ前條ニヨリ決定シタル價格ヲ以テ立木所有者ニ立木ノ賣渡シヲ命ズルコトヲ得

一、政府ハ統制會ヲシテ木材業者又ハ木材業者ニ非ザル者ノ木材ノ使用、移動又ハ賣買ヲ制限又ハ禁止セシメ若ハ統制上必要ナル指令ヲ發セシムルコトヲ得

一、統制會ハ木材經濟調査ノ爲木材業者ノ事業場、製材場、倉庫其ノ他並ニ帳簿等ヲ検査スルコトヲ得

一、統制會ハ統制會役員自ラノ個人的利害ノ見地ヨリ木材統制ノ實施ヲ不公正ナラシムルヲ得ズ

一、統制會ニ役員トシテ會長一人、副會長一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク統制會役員ハ主務大臣之ヲ任免ス

一、統制會ハ各府縣並ニ所要ノ場處ニ出張所ヲ置クモノトス

一、統制會會長ハ統制會ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

統制會副會長ハ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

統制會副會長及理事ハ會長ヲ輔佐シ統制會會制ノ定ムル所ニヨリ統制會ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ統制會ノ業務ヲ監査ス

統制會會制ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一、統制會會長、副會長及理事ハ自ラ木材業ニ従事スルコトヲ得ズ

一、政府ハ統制會ノ業務ヲ監察スル爲監察官ヲ置キ統制業務ノ公正敏速ヲ監督指導シ統制會ノ非違ヲ戒ムベシ

一、木材業者ニシテ第九條第一項ノ報告ヲ爲サザル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

木材業者ニシテ第九條第二項ノ報告ヲ爲サズ統制會ノ指令又ハ認可ヲ受ケズ若ハ指令ニ反シ木材ノ輸出入、移出入又ハ賣買ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一、木材業者ニ非ザル者ニシテ第十條第一項ノ報告ヲ爲サザル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

木材業者ニ非ザル者ニシテ第十條第二項ノ報告ヲ爲サズ統制會ノ認可又ハ指令ヲ受ケズ若ハ指令ニ反シ木材ノ使用又ハ賣渡シタル者ハ六箇月以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、統制會役員以下ニシテ第十六條ノ規定ニ反シ役員自ラノ個人的利害ノ見地ヨリ木材統制ノ實施ヲ不公正ナラシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

一、法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第二十二條第二項並第二十三條第二項ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルルヲ得ズ

報告書

一度量衡法改正ニ關スル建議案(安藤正純君外一名提出)(第九號)
一押玄米獎勵ニ關スル建議案(伊禮肇君提出)(第一七號)
一學校財團設立ニ關スル建議案(高城憲夫君外二名提出)(第二四號)
一土地整理士法制定ニ關スル建議案(小野秀一君提出)(第二五號)
一農耕地ノ綠化運動展開ニ關スル建議案(黑澤西藏君外七名提出)(第二六號)
一霞ヶ浦北浦水位低下ニ關スル建議案(内田信也君外十名提出)(第二八號)
一北海道土功組合更生ニ關スル建議案(松浦周太郎君外五名提出)(第二九號)
一木曾川河水統制事業ニ關スル建議案(野田正昇君外四名提出)(第三〇號)

一國民精神昂揚ノ根本國策ニ關スル建議案(小野寺有一君外二名提出)(第三一號)
一直江津港修築工事促進ニ關スル建議案(増田義一君外八名提出)(第三二號)
一柔道接骨師法制定並柔道接骨專門學校設置ニ關スル建議案(一松定吉君外三名提出)(第三四號)

一海外同胞慰靈殿建立助成ニ關スル建議案(伊禮肇君外四名提出)(第三五號)
一官幣中社英彦山神社昇格ニ關スル建議案(林信雄君外四名提出)(第三六號)
一豆類ノ混食獎勵ニ關スル建議案(川崎巳之太郎君外二名提出)(第三七號)
一都市ノ塵芥等ヨリ肥料飼料金屬回收ニ關スル建議案(樋口善右衛門君外三名提出)(第三九號)
一港灣法制定ニ關スル建議案(田中好君提出)(第四〇號)
一木材經濟統制法制定ニ關スル建議案(滿井佐吉君提出)(第四一號)
右各案ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十八年三月二十三日
委員長 漢那 憲和
衆議院議長岡田忠彥殿

統計機構ノ整備強化ニ關スル建議案
統計機構ノ整備強化ニ關スル建議案
政府ハ時局ノ重大性ニ鑑ミ統計機構ノ整備強化並統計事務ノ官公吏ニ對シ適切ナル優遇ノ方法ヲ講ゼラレムコトヲ望ム
右建議ス

航空電氣技術振興ニ關スル建議案
航空電氣技術振興ニ關スル建議案
技術院內ニ航空電氣技術振興部ヲ設置シテ軍官民ノ航空電氣技術動員態勢ヲ確立シ航空電氣技術ノ振興ヲ圖リ以テ航空戰力ノ完璧ヲ期セラレムコトヲ望ム
右建議ス

燃料對策トシテノ亞炭増産獎勵ニ關スル建議案
燃料對策トシテノ亞炭増産獎勵ニ關スル建議案
政府ハ戰力増強ノ燃料對策トシテ五大重點産業ノ一ニ石炭ヲ取上ゲ極力之ガ増産ヲ強行シツツアリ乍然尙未ダ石炭ノ產出ハ軍需工業ノ需要ヲ充足スルニ足ラズ更ニ所謂民需一般産業界ニ於ケル燃料不足問題ニ至リテハ洵ニ寒心ニ堪ヘザルモノアリ然ルニ茲ニ石炭ノ補助燃料タル亞炭ハ我が國ニ於テ豊富ナル埋藏量ヲ有シ企業輕便ニシテ採掘簡易ナリ政府ハ宜シク亞

炭採掘ニ關スル一定ノ方針ヲ樹立シテ之ガ指導獎勵ヲ行ヒ依ツテ以テ大イニ之ガ増産ヲ企圖シ總力戰下戰力増強ト密接不可分ナル民需一般産業界ニ於ケル燃料不足ニ對スル應急ノ施策ヲ實行セラレムコトヲ望ム
右建議ス

思想國防體制ノ確立ニ關スル建議案
思想國防體制ノ確立ニ關スル建議案
政府ハ速ニ政府各機關ニ依リテ行ハル各種ノ思想方策ヲ一元的ニ統合シ思想國防體制ヲ整備シ綜合計畫的ニ強力ナル方策ヲ樹立實施セラレムコトヲ望ム
一般方策
一、内閣總理大臣ノ下ニ思想國防ノ參謀本部の中央機關ヲ設置シ政府各機關其ノ他ヲ以テ之ヲ組織シ内外思想方策ノ企畫指導實施ニ當ラシメ啓發、宣傳、報道、教化、取締、國民運動等一切ヲ包攝シ舉國の國民の規模ニ於テ一元且急速強力ナル展開ヲ策スルコト
二、政府各機關ノ内外諸施策ハ凡テ思想的根據ヲ明示シ明ニ嚮フ處ヲ知ラシムル方策ヲ講スルコト
三、各種思想指導團體ノ指導精神、指

導方策ニ統一ヲ與ヘ一元一體のニ活動セシメ相互ニ矛盾撞著ナカラシムルコト

四、各種思想原理ノ調査究明ヲ遂ケ思想行政ヲ強化シ偏狹ニ陥ラサルト共ニ國體日本精神ノ根元的ナルモノヲ逸脱スルカ如キ思想學說ノ發表ヲ禁止シ之カ徹底の拂拭ニ努ムルコト

五、思想政策ノ困難性ニ鑑ミ特ニ對象ノ具體的把握並ニ教化宣傳ノ技術ヲ研究スルコト

國內思想指導

一、施策ノ根本ヲ肇國精神ノ國民生活ニ於ケル具體的實踐ニ置キ學校、家庭、職場其ノ他國民ノ全生活ニ互リ皇國民トシテノ生活態度ノ確立、日本の世界觀ノ確立ヲ目途トスル一貫不動ノモノヲラシムルコト

二、國民生活ニ急激ナル變化ヲ與フル政策ノ實施ニ當リテハ必ス思想指導ヲ先行セシメ國民ヲ迷ハサラシムル方策ヲ講スルコト

三、新聞雜誌(特ニ綜合雜誌)「ラヂオ」其ノ他文化藝術ヲ通シ一定計畫ノ下ニ思想教育ヲ行フコト

四、敵又ハ敵性謀略ノ捕捉ニ付テハ萬

遺憾ナキヲ期スルト共ニ特ニ迂回戰術ニ注意シ其ノ系路・目標ヲ探究シ我カ思想の間隙ニ對シ急速且強力ナル對策ヲ實施スルコト

五、各層各職域ニ於ケル指導者ニ對シ思想指導者タルノ自覺ヲ喚起シ自己ノ思想性行ニ付十分ナル研鑽鍊成ヲ爲サシムルコト

對外思想作戰

一、對外思想作戰ハ國內思想對策トノ「聯」ニ於テ樹立シ特ニ敵ノ謀略ヲ破壞スルト共ニ我カ雄渾ナル世界建設理念ヲ徹底セシムルコト

二、大東西關係機關ト常ニ密接ノ連繫ヲ保チ内外施策ノ根本方針ニ扞格ナカラシムルコト

三、思想ノ滲透徹底ハ單ニ言論文書等ニ依ル知的理解ノミニテハ足ラス人情ノ機微ヲ把握シ或ハ道義的ナル行動ニ示シ或ハ教育、厚生、社會施設等有ラユル接觸面ニ於テ直ニ我カ皇道思想ノ崇高優秀ナルコトヲ知ラシムル方策ヲ講スルコト

四、出先官憲在留邦人ニ對シ特ニ皇道思想宣布ノ重責ヲ自覺セシメ其ノ行動カ政府ノ宣明ト背馳セサルヤウ指導

導督勵ノ具體的方策ヲ實施スルコト
右建議ス

三陸海岸鐵道ノ貫通並國道開設ニ關スル建議案

三陸海岸鐵道ノ貫通並國道開設ニ關スル建議

宮城、岩手、青森三縣下ニ互ル東太平洋海岸一帯即チ三陸海岸ハ世界有數ノ水產地方ナルト共ニ林產物ニ富ミ更ニ豐富ナル各種地下資源ヲ藏シ殊ニ戰時下極メテ重要ナル鐵、銅、滿鐵、耐火粘土ノ如キヲ產出スルノ如ク同地方ハ産業上重要地域ナルニ拘ラス未タ鐵道ノ海岸ヲ貫通セルモノナク國道モ亦開通ヲ見ルニ至ラス今ヤ生産、運輸、國防等諸般ノ關係ニ於テ特ニ緊迫セル諸情勢ヲ現シ來レルノ秋速ニ右海岸ヲ南北ニ一貫スル鐵道ト共ニ國道開通ノ計畫ヲ樹ツルハ時局下ノ急務ナリト信ス仍テ政府ノ此ノ點ニ對スル緊急立策ヲ望ム

右建議ス

厚生省主管武道行政ヲ内閣若ハ文部省ニ移管ニ關スル建議案

厚生省主管武道行政ヲ内閣若ハ文部省ニ移管ニ關スル建議

武道ノ本質ニ鑑ミ武道行政ヲ厚生省ノ主管ニ置クハ當ヲ得ズ故ニ之ヲ内閣ニ移管

シ獨立行政ノ對象ト爲スカ若ハ訓育ヲ主トスル文部省ニ移管スルヲ以テ最モ妥當ナリト信ズ仍テ政府ハ武道行政ノ緊要性ニ鑑ミ速ニ適切ナル措置ヲ講ゼラレムコトヲ望ム

右建議ス

武道ヲ國家試驗科目ニ編入ニ關スル建議案

建議

明治以來文武制ヲ異ニシ二者ノ分限截然トシテ素ルベカラザルハ勿論ナリト雖モ神武一體、文武不岐ノ肇國ノ國是ニ鑑ミ天皇ノ官吏タル文官モ亦其ノ本質上、武道ヲ修得シ其ノ武道精神ヲ庶政奉行ノ實踐ニ顯現セザルベカラズ惟フニ道義ハ國家社會ヲ貫ク綱維ニシテ其ノ一張一弛ハ國運ノ隆替ニ關スルトコソ深甚ナリ而シテ道義ノ長養開顯ハ武道ニ依ルニ若クハ莫シ故ニ如シ夫レ文官ニシテ武道ヲ體得セシカ官場ハ固ヨリ國民各階層ニ武道精神ヲ滲透セシムルコト恰モ水ノ低キニ就クガ如ク頗ル容易ニシテ武道ノ振興亦期シテ俟ツベシ斯ノ目的達成ノ方途トシテ武道ヲ國家試驗正科目ニ編入スルハ最モ捷徑ニシテ且最モ有效適切ナリト信ズ政府

ハ本案ノ重要性ニ鑑ミ速ニ之ガ對策ヲ講ズルノ要アリト認ム

右建議ス

大日本武德會ノ等制稱號改廢ニ關スル建議案

大日本武德會ノ等制稱號改廢ニ關スル建議

大日本武德會表彰例ハ武道適格者ニ對シ等級又ハ稱號ノ授與ヲ規定セリ然レドモ大日本武德會ガ我ガ國唯一ノ綜合武道團體タルノ權威ニ鑑ミ等制ハ之ヲ廢止シ稱號ノミヲ授與スル單一制ニ依ルヲ可トス而シテ稱號ヲ總裁官殿下ノ御名ニ於テ賜ハルコトハ從來ノ諸弊ニ鑑ミ誠ニ恐懼ニ堪ヘザル所ナルヲ以テ寧ロ會長ノ名ニ於テ授與スルヲ妥當ナリト信ズ仍テ政府ハ速ニ其ノ監督下ニアル大日本武德會ヲシテ本問題ニ對シ適當ナル措置ヲ講ゼシメラレムコトヲ望ム

右建議ス

相撲ヲ大日本武德會武道種目ニ採用ニ關スル建議案

相撲ヲ大日本武德會武道種目ニ採用ニ關スル建議

相撲ノ起源ハ遠ク之ヲ神代ニ求ムベク其ノ生成發展ハ悠久ニシテ之ガ武道トシテ

ノ本質ヲ具備スルコトハ幾多ノ史實、相撲ノ故實、技術等ニ徴シテ一點ノ疑ヲ容ルルノ餘地ナシ然ルニ近世勸進相撲ノ創始ト共ニ之ガ興行化シタル爲斯道ニ對スル社會的認識變化シテ之ヲ一種ノ娛樂視シ興行力士モ亦藝人化シ自ラ藝人ヲ以テ甘ンズルノ風潮ヲ助長シタルハ斯道ノ武道トシテノ眞姿ヘノ復活向上ニ一大障礙ヲ爲シ洵ニ遺憾トスル所ナレドモ此ノ事實ハ決シテ本來ノ相撲夫レ自體ガ武道タルコトヲ否定スル有力ナル理由ト爲スヲ得ズ仍テ政府ハ相撲ノ歴史、本質ニ鑑ミ速ニ之ヲ大日本武德會ノ武道種目ニ採用セシメラレムコトヲ望ム

右建議ス

鳴門海峽隧道鐵道敷設速成ニ關スル建議案

鳴門海峽隧道鐵道敷設速成ニ關スル建議

四國本州間交通連絡ノ迅速性、能率性、緊密性ヲ高メ併セテ大東亞交通計畫ノ重要ナル第二線トシテノ使用ヲ果サシムル爲政府ハ速ニ鳴門海峽隧道鐵道ノ敷設計畫實現セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一統計機構ノ整備強化ニ關スル建議案

(小柳牧衛君外十三名提出)(第二七號)

一航空電氣技術振興ニ關スル建議案(原口純允君提出)(第二三號)

一燃料對策トシテノ亞炭増產獎勵ニ關スル建議案(横川重次君外一名提出)(第三八號)

一思想國防體制ノ確立ニ關スル建議案(長井源君外四名提出)(第四二號)

一三陸海岸鐵道ノ貫通並國道開設ニ關スル建議案(小野寺有一君外五名提出)(第四三號)

一厚生省主管武道行政ヲ内閣若ハ文部省ニ移管ニ關スル建議案(藤生安太郎君外三名提出)(第四四號)

一武道ヲ國家試驗科目ニ編入ニ關スル建議案(藤生安太郎君外三名提出)(第四五號)

一大日本武德會ノ等制稱號改廢ニ關スル建議案(藤生安太郎君外三名提出)(第四六號)

一相撲ヲ大日本武德會武道種目ニ採用ニ關スル建議案(藤生安太郎君外三名提出)(第四七號)

一鳴門海峽隧道鐵道敷設速成ニ關スル建議案(紅露昭君外三名提出)(第四八號)

右各案ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十八年三月二十四日

委員長 漢那 憲和

衆議院議長岡田忠彦殿

(漢那憲和君登壇)

○漢那憲和君 只今上程セラレマシタ建議案ニ付キマシテ、委員會ニ於ケル審議ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス

付託セラレマシタ建議案ノ總數ハ四十八件デアリマシテ、之ヲ大體分類致シマスル

ト、神社ノ建立及ビ昇格等ニ關スルモノ、國民精神昂揚及ビ思想國防ニ關スルモノ、教育及ビ技術振興ニ關スルモノ、燃料對策ニ關スルモノ、食糧對策ニ關スルモノ、生産増強ニ關スルモノ、河川港灣ノ改修並ニ鐵道敷設及ビ水陸連絡施設ノ増強ニ關スルモノ、大東亞農業建設其ノ他農業計畫ニ關スルモノ、農産物ノ集荷配給及ビ價格ニ關スルモノ、武道ニ關スルモノ、制度及ビ法律及ビ法律等ノ制定改廢ニ關スルモノ、其ノ他多種類ニ互ツテ居リマシテ、戰時下國民關心ノ係ル所ヲ如實ニ反映スルモノト存ジマス

審議ノ經過ノ詳細ハ速記録ニ依ツテ御承知

ヲ願フコトト致シマシテ、今其ノ一、二ニ付テ説明致シマスレバ、先ヅ技術振興ニ關スル部類ノ建議案デアリマスルガ、懸賞金一億圓ヲ懸ケテ、廣ク帝國臣民及ビ外國臣民ヨリ發明改良及ビ發見ヲ募集シ、以テ世界最高水準ノ科學技術ヲ確立シ、高度國防國家ヲ建設シテ、大東亞戰爭ニ勝抜クベシト云フノデアリマス、之ニ對スル政府ノ所見ト致シマシテ、技術院總裁ノ申ス所ハ、大東亞戰爭ヲ勝抜ク爲メ及ビ之ヲ勝抜

イタ後ニ於テ、大東亞圈內ニ存在スル物資ヲ最モ有效ニ利用スル爲ニ、ドウシテモ科學技術ニ對スル水準ノ向上及ビ是ガ劃期的躍進ヲ圖ルコトノ喫緊事デアルコトハ、提案者ノ説明ニ全然同感デアアル、科學技術ノ向上ニ天才的教育ヲ必要トスルカ、若シクハ數ノ教育ヲ必要トスルカニ付テハ議論ガアリ、又劃期的發明ハ殆ド正式ノ教育ヲ受ケザル所謂天才ニ依ツテ爲サレタ例ガ多々アルケレドモ、國家トシテ科學技術ノ向上ヲ全然天才ニ期待スルト云フコトハ如何ナモノデアラウカ、自分ハ科學技術ニ從事スル人ヲ多ク作ルト云フコトガ、今日ノ第一ノ政策ト考ヘテ居リ、此ノ點ニ付テ出來ルガケノ努力ヲ致シテ居ルガ、是ガ爲ニ支出スル補助其ノ他ノ諸經費ハ、此ノ建議案ニ

比較スルト僅カナ金額ニ過ギナイ、果シテ建議案ノ金額ガ適當ナリヤ否ヤハ、案ガ成立シタ上ニ於テ、政府ニ於テモ十分檢討シタイト考ヘテ居ルノデ、此ノ建議案成立シタ以上ハ、政府トシテモ慎重ニ考慮致シタイト云フノデアリマス

次ハ水陸連絡ニ關スル部類ノ建議案デアリマスガ、本州、北海道間唯一ノ連絡機關タル青函連絡ハ、現在機帆船ヲマデ動員シテ尙ホ滯貨夥シク、爲ニ物動計畫ニ基ク重要物資ノ生産ニ少カラザル影響ヲ及ボシ、又國民生活ニ甚大ナル苦痛ヲ與ヘツツアルノデアアル、速カニ連絡施設ヲ増強スベシト云フノデアリマス、之ニ對スル政府ノ所見ハ、北海道ガ我が國ノ戰力増強ノ觀點カラ、最モ重要ナ場所ノ一ツデアリ、輸送方面カラ言フト、日本ノ一番急遽整備ヲ致ス必要アル場所デアルト云フコトニ付テハ、提案者ト同感デアアル、然ル所船腹關係カラ海陸ノ輸送力ガ矛盾シテ來テ居ルノデ、昨年來取敢テ青函航送ヲ増強スル爲メ、凡ユル方法ヲ以テ大小輸送船ヲ此處ニ廻ハスコトニ取計ラヒツツアリト申シ、更ニ將來ノコトヲ考フレバ、青函間ノ航送船ダケハ満足スルコトガ出來ナイカラ、北海道方面ニ於テ今一箇所選定セネバナラス、其ノ有力

ナル候補地ハ岩手縣デアル、之ニ對シテ本州方面デハ大間、大畑等有力ナル候補地ニ推サレテ居ルガ、是等ノ調査ヲ昨年來行ウテ居リ、此ノ第二航路ノ開設ヲ急速ニ整備スル意圖アルコトヲ明カニシ、尙ホ進ンデ海底「トンネル」ノ掘鑿ノ希望ヲ以テ、先年來岡上調査ヲナシツツアリ、將來資材之ヲ許サバ現場調査ヲナシタキ旨ヲ明カニ致シマシタ

本委員會ニ於キマシテ慎重審議ノ結果、

是等ノ案件ノ中ニ二件ダケハ、尙ホ研究ノ餘地アルモノトシテ採決ヲ保留シ、他ノ案件全部、即チ今日上程セラレマシタ四十六件ハ、全部滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ

尙ホ此ノ機會ニ一言申添ヘタイト存ジマス、案議致シマシタ建議案ノ中、同一趣旨ノ建議案ガ過去數年、若シクハ甚シキハ十數年來繰返シ提出セラレ、之ニ對スル所見亦略、同一ノ趣旨ヲ繰返シツツ今日ニ至ツタモノガアルト云フコトヲ、茲ニ御報告セザルヲ得ナイコトハ、私ノ甚ダ遺憾トスル所デアリマス(拍手)以上簡單ナガラ御報告申上デマス、何卒本會議ニ於テモ、委員長報告ノ通り御決定相成ルヤウ御願ヒ申上デマス(拍手) ○議長(岡田忠彦君) 建議案四十六件ヲ一括シテ採決致シマス、委員長ノ報告ハ何レ

モ可決デアリマス、四十六件トモ委員長報告ノ通り決スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ各建議案ハ何レモ委員長報告通り可決致シマシタ(拍手)——本日ノ日程ニ掲ゲマシタ質問一乃至三八、何レモ政府ヨリ答辯書ヲ受領致シマシタ、仍テ日程ヨリ之ヲ省キマス、是ニテ日程ハ終リマシタ(拍手)

諸君、第八十一帝國議會ハ本日ヲ以テ終了致シマシタ、諸君ニ於カセラレマシテハ極メテ眞摯精勵、能ク短期間ニ空前ノ大豫算案ヲ初メ、重要議案全部ヲ議了致サレマシテ、今次決戰議會ノ重大使命ヲ果サレタ次第デゴザイマス、洵ニ御同慶ノ至リニ堪ヘマセヌ、帝國戰力ノ増強ハ茲ニ一大飛躍ヲナシ、外前戰ノ將兵ヲシテ倍、奮勵セシメ、内ハ一億國民ノ戰意ヲ愈、昂揚シテ、以テ敵米英撃滅ニ邁進スベキ決戰體制ヲ確立スルコトヲ得テ、議會ノ信望モ一層重キヲ加フルニ至ツタモノト信ズル次第デゴザイマス(拍手)茲ニ諸君連日ノ御勞劬ニ對シ謹ンデ感謝ノ意ヲ表シマス(拍手) 尙ホ閉院式ノ御日取ハ仰セ出サレ次第衆議院公報ヲ以テ通知致シマス、是ニテ散會

致シマス(拍手)

午後二時十二分散會

〔参照〕

本期議會ニ於ケル議案、請願、質問ノ總數及結果

政府提出議案 百十一件

内

豫算案

十二件 可決

決算

二件 委員長報告通過議決

國有財産増減總計算書及

國有財産現在額總計算書

二件 委員長報告通過議決

承諾ヲ求ムル議案

六件 承諾

法律案

八十九件 可決

議員提出議案

五十七件

内

法律案

一件 未決

上奏案

一件 可決

建議案

四十八件

内

四十六件 可決

二件 未決

決議案

三件 可決

重要動議

四件 可決

請願受理件數 四百十一件

内

特別報告 三百四十八件 採擇

特別報告 五十七件

内

五十六件 政府參考送付

一件 不採擇

取下許可

六件

質問

八件

内

二件 口頭答辯

六件 書面答辯

一 今二十五日參考トシテ政府ニ送付シタル

請願書左ノ如シ

靖蛉保護ニ關スル請願

一通

海難船舶ニ關スル請願

一通

二十四時間制實施ニ關スル請願

一通

軍人援護事業ニ關スル請願

一通

米麥ノ價格引上竝増産獎勵金ニ關スル

請願

割箸全廢ニ關スル請願

一通

天ノ岩戸調査ニ關スル請願

一通

敵愾心昂揚ニ關スル請願

一通

農山村民ニ濁酒釀造許可ノ請願

一通

國旗ヲ神部署ヨリ頒布ノ請願 一通

忠靈公葬ニ關スル請願 一通

敵國名改稱ニ關スル請願 一通

青年禁酒法制定ニ關スル請願 一三通

青年禁酒法制定反對ノ請願 一五通

喫煙禁止法制定ニ關スル請願 一通

青年禁煙法制定ニ關スル請願 一通

郵便年金法中改正ニ關スル請願 一通

綱紀肅正ニ關スル請願 一通

矢島鐵道株式會社救済ニ關スル請願 一通

玉川村存續ニ關スル請願 一通

衆議院議事速記録第十二號中正誤

頁 段 行 誤 正

二八一 四三 (追加欄中) 第五號五〇頁 第十一號二五一段二十二行 四頁十二行